

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

目次

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

具体的な取組の柱		実施する機関																																																															
		市区町																																																															
事項		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所
具体的取組	主な内容	古河市	常総市	取手市	守谷市	坂東市	五霞町	境町	足利市	栃木市	佐野市	小山町	野木町	伊勢崎市	太田市	館林市	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	さいたま市	熊谷市	24川口市	25行田市	26加須市	27本庄市	28春日部市	29羽生市	30鴻巣市	31深谷市	32上尾市	33草加市	34越谷市	35桶川市	36久喜市	37北本市	38八潮市	39三郷市	40蓮田市	41幸手市	42吉川市	43白岡市	44伊奈町	45上里町	46宮代町	47杉戸町	48松伏町	49野田市	50柏市	51流山市	52我孫子市	53足立区	54葛飾区	55江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所
1)ハード対策の主な取組																																																																	
A)洪水を河川内で安全に流す対策																																																																	
1	洪水を河川内で安全に流す対策	<ul style="list-style-type: none"> ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策 																																																															
B)危機管理型ハード対策																																																																	
2	危機管理型ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強 																																																															
C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																																																																	
3	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施 																																																															
4	簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・要注意箇所及び許可工作物(樋管等)監視のためのCCTVカメラや簡易水位計の設置 																																																															
5	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等 																																																															
6	河川防災ステーションや避難地盛土の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備 																																																															
7	水防活動を支援するための水防資機材等の配備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備 																																																															
8	庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 																																																															
9	対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備 																																																															
10	排水機場等の耐水化、水門等操作の水圧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化 																																																															
2)ソフト対策の主な取り組み																																																																	
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																																																																	
D)住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知																																																																	
11	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・河川氾濫時の浸水深や避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置 																																																															
12	越水開始予測情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報の市区町への提供 																																																															
13	自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供 																																																															
14	立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示 																																																															

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

目次

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

具体的な取組の柱		実施する機関																																																															
事項		市区町																																																															
具体的取組	主な内容	1 古河市	2 常総市	3 取手市	4 守谷市	5 坂東市	6 五霞町	7 境町	8 足利市	9 栃木市	10 佐野市	11 小山市	12 野木町	13 伊勢崎市	14 太田市	15 館林市	16 玉村町	17 板倉町	18 明和町	19 千代田町	20 大泉町	21 邑楽町	22 さいたま市	23 熊谷市	24 川口市	25 行田市	26 加須市	27 本庄市	28 春日部市	29 羽生市	30 鴻巣市	31 深谷市	32 上尾市	33 草加市	34 越谷市	35 桶川市	36 久喜市	37 北本市	38 八潮市	39 三郷市	40 蓮田市	41 幸手市	42 吉川市	43 白岡市	44 伊奈町	45 上里町	46 宮代町	47 杉戸町	48 松伏町	49 野田市	50 柏市	51 流山市	52 我孫子市	53 足立区	54 葛飾区	55 江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	水資源機構	気象庁	利根川上流河川事務所
1) 防災教育や防災知識の普及																																																																	
30	水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置																																																															
31	水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・水防災に関する説明会及び避難訓練の実施																																																															
32	教員を対象とした講習会の実施	・水災害の知識を教員に身につけてもらうための講習会等の実施																																																															
33	小中学生を対象とした防災教育の実施	・小中学校における水災害教育への取組み																																																															
34	水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・水災害の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページへの情報掲載																																																															
2) ソフト対策の主な取り組み																																																																	
② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																																																																	
J) より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																																																																	
35	河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の確立																																																															
36	河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や巡視等水防活動の実施体制の見直し																																																															
37	水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町で整備している水防資機材の整備、保管場所の確保、点検管理の実施																																																															
38	効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団等への提供																																																															
39	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	・重要水防箇所について、水防団、自治会等住民が参加する共同点検を実施																																																															
40	水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保・情報伝達訓練等の実施																																																															
41	水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	・近隣の水防団の連絡手段の確保(トランシーバー等配備)																																																															
42	関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系合同水防訓練、水防管理団体が行う訓練等の実働水防訓練の実施																																																															
43	水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・水防団・消防団の募集 ・企業・学校・自治会・NPO等の水防協力団体としての指定																																																															
44	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等																																																															
45	庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・市区町村庁舎、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成及び支援																																																															

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

目次

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

具体的な取組の柱			実施する機関																																																												
事項	具体的取組	主な内容	市区町																																																												
			1 古河市	2 常総市	3 取手市	4 守谷市	5 坂東市	6 五霞町	7 境町	8 足利市	9 栃木市	10 佐野市	11 小山市	12 野木町	13 伊勢崎市	14 太田市	15 館林市	16 玉村町	17 板倉町	18 明和町	19 千代田町	20 大泉町	21 邑楽町	22 さいたま市	23 熊谷市	24 川口市	25 行田市	26 加須市	27 本庄市	28 春日部市	29 羽生市	30 鴻巣市	31 深谷市	32 上尾市	33 草加市	34 越谷市	35 桶川市	36 久喜市	37 北本市	38 八潮市	39 三郷市	40 蓮田市	41 幸手市	42 吉川市	43 白岡市	44 伊奈町	45 上里町	46 宮代町	47 杉戸町	48 松伏町	49 野田市	50 柏市	51 流山市	52 我孫子市	53 足立区	54 葛飾区	55 江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
2) ソフト対策の主な取り組み																																																															
③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組																																																															
K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用																																																															
46	氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水の実施																																																													
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																																																															
47	関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討の実施し、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成																																																													
48	関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	p.57	p.58	p.59	p.60	p.61	p.62	p.63	p.57																																																					
M) BCP(業務継続計画)に関する事項																																																															
49	水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に行政機能を維持するためのBCPの策定																																																													
50	水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援																																																													
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用																																																															
51	生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	生活再建及び社会経済活動の回復に資する民間企業等との災害時応援協定締結等による支援																																																													

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組
 H29年度
 [資料]取組事例に
 掲載している取組

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06五霞町 取組	07境町 取組
1)ハード対策の主な取組											
A) 洪水を河川内で安全に流す対策											
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施	<利根川> ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策									
	平成28年度の取組内容	・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) (継続実施) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策(継続実施)									
	平成29年度の取組内容	・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) (継続実施) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策(継続実施) ・利根川右岸堤防の盛土工事や水路・道路の付け替え工事(首都圏広域区域堤防強化)									
B) 危機管理型ハード対策											
2 危機管理型ハード対策	平成32年度	<利根川> ・堤防天端の舗装 ・堤防裏法戻の補強									
	平成28年度の取組内容	・堤防天端の舗装(H28着手)									
	平成29年度の取組内容	・堤防天端の舗装(継続実施) ・堤防裏法戻の補強(継続実施)									
C) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。									
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。		・簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	削除	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。
	平成28年度の取組内容	・CCTVカメラの増設、CCTV水位計システムの開発・運用開始(H28完)。		既設置のCCTVカメラの画像の情報発信方法について検討を行った。		未実施。	未実施。	未実施。	未実施。	未実施。	未実施。
	平成29年度の取組内容			・武蔵水路において、2箇所の水門へライブカメラを設置し平成29年6月より映像配信を開始した。さらにカメラを2台追加し年度末に設置を完了した。	未実施	未実施。	未実施。	・CCTVカメラや簡易水位計の設置を検討中	未実施	未実施	未実施
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から順次実施				・デジタル行政無線を完備している。【平成27年度】 ・防災行政無線の屋外スピーカーを増設中。【平成26年度~】 ・防災ラジオの配布を行う。【平成28年度~】	・デジタル防災行政無線を完備している。【平成27年度】 ・防災無線の屋外スピーカーを聴聴地域に増設した。【平成28・29年度】 ・総務省の「戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業」において戸別受信機を100台整備した。【平成29年度】増設については今後検討。	・デジタル防災行政無線を完備している。【平成19年度】 ・防災ラジオの検討を行う【平成28年度から】	・防災ラジオの検討を行う。【平成28年度~】	・防災ラジオの検討を行う。【平成28年度~】	・アナログ行政無線を完備している。【平成6年度】 ・防災ラジオを避難行動要支援者、関係支援協力者等に配布した。【平成25年度】 ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。【平成28年度~】	・防災無線は、無償貸与で全戸に配布済である。故障等の不具合が生じた場合は、申し出によりやはり無償で交換している。 ・デジタル防災無線のための地盤整備の方法等を検討中。
	平成28年度の取組内容					・聴聴地域5箇所に整備済。	・防災ラジオ導入の検討中。	・防災ラジオの整備に向け、次年度、住民意識調査費用予算要望【平成30年度~開始予定】	11月1日より運用開始。28年度5,500台購入、希望者に順次有償配布中。	未実施	例年通りに無線の無償配布・交換を進めた。また、今後防災行政無線のデジタル化に向けて検討中。
	平成29年度の取組内容				・防災行政無線の屋外拡声子局を増設。平成30年度以降は、既存のアナログ屋外無線のデジタル化改良工事を実施する。 ・防災行政無線の屋外拡声子局の外部接続箱及び屋外受信機設置の取付け位置を変更し、地上高5メートルの位置に変更した。 ・防災ラジオを地域の代表者に配布。	・聴聴地域2箇所に整備済。 ・総務省の「戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業」において戸別受信機を100台整備済。	・防災ラジオ導入の検討中。	・防災ラジオに替わり、市民生活総合支援アプリ「Morinfo(もりんふお)」を導入。(これに伴い防災ラジオ及び住民調査中止)	29年度2,000台購入、市内世帯及び事業所へ引き続き有償配布中。	未実施	例年通りに無線の無償配布・交換を進めた。また、平成30年度より、防災無線屋外用スピーカーデジタル化設計開始。
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う水防拠点の整備を実施する。									・河川事務所と協力を、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を検討する。
	平成28年度の取組内容	・河川防災ステーションの整備を実施する。(継続実施)									今後も早期着工に向けて継続して要望する。
	平成29年度の取組内容	・河川防災ステーションの整備を実施する。(継続実施)									河川防災ステーション平時利用計画書の作成
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・出張所等に水防資機材等を備蓄 ・水道用土砂を備蓄及び水防拠点に備蓄 ・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。		・水防団が利用しやすいように資機材の配置をしている。	・新技術を活用した水防資機材等の整備を進める。【平成29年度~】	・排水ポンプ車の購入【平成28年度】 ・資機材の充実を図る【平成28年度から】	・作成済みの土嚢をストックしている。	・資機材の充実予定。【平成29年度~】	・当町他3市1町で構成している水防事務組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。 ・水防事務組合の中で、水防団の水防活動の支援や安全確保のための水防資機材の充実を検討する。		・水防団活動を支援するため、船外機組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。 ・水防団活動を支援するため、船外機組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。 ・水防団活動を支援するため、船外機組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。
	平成28年度の取組内容				土嚢の購入。	・排水ポンプ車の購入	・作成済みの土嚢をストックについて引き続き継続実施中	排水ポンプ1機購入。	継続して検討	資機材を購入順次充実させた。	
	平成29年度の取組内容			・救命胴衣、防塵ゴーグル、ヘッドライトを購入した。	土嚢の購入。	・排水ポンプ車を用いた排水訓練を実施し継続実施中	・作成済みの土嚢をストックについて引き続き継続実施中	継続して土のうのストックをおこなっている。	継続して検討	土嚢ステーションへ土嚢の補充	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度
	〔資料〕取組事例に掲載している取組	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
1)ハード対策の主な取組											
A)洪水を河川内で安全に流す対策											
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
B)危機管理型ハード対策											
2 危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・河川に監視カメラや簡易水位計の設置を検討している。【平成28年度～】	・県と簡易水位計の設置を協議している	・豊穂川の太行寺地区と立木地区に1箇所、小山市排水路の島田地区に1箇所、計3箇所にCCTVカメラを設置済み。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	八斗島に水位計があるため市としての設置予定はなし。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。【平成29年度～】	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容		・監視カメラ等の設置場所の検討及び調査を行った。	・県と簡易水位計の設置を協議する。 ・河川監視を行う消防本部から、災害警戒本部にウェアラブルカメラでの水位状況の動画配信。	CCTVカメラを設置済み	逆川排水機場への設置を検討中		雨量計を設置済み。		取組なし	
	平成29年度の取組内容		・河川監視カメラを1台設置した。	・危機管理型水位計を利根川水系小曾川に設置する方針が決定した	・豊穂川排水樋門に量水標を県が設置した。(農林整備課) ・豊穂川排水樋門及び新中橋に、1箇所ずつCCTVカメラ設置工事中。(建設政策課)	逆川排水機場への設置を検討中				取組なし	
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布を検討する	・移動系防災行政無線を整備した。【平成28年度】 ・同報系防災行政無線を整備している。【平成28年度～】 ・コミュニティFM放送を整備した。【平成27年度】 ・防災ラジオを、小中学校、視覚障がい者、民間の福祉施設等へ配布した。【平成27年度～】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送の聴聴地域の調査を実施し、必要に応じ中継局の増設などの対応策を実施する。【平成28年度～】 ・防災ラジオを全自治会に配付する。【平成28年度】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。【平成28年度～】	・デジタル行政無線を完備している【平成22年度】	・同報系防災行政無線は、デジタル化済み。 ・防災ラジオの配布を検討している。	・平成27年度において、親局設備・副局設備・子局設備4基を設置。(内モーターサイレンを3基を設置) 平成28年度は子局設備6基を設置。(全てモーターサイレン付) ・音達状況を確認し防災行政無線を増設していく。【平成29年度～】	・登録制メール及びエアメール等により配信できる。 ・防災行政無線はアナログ方式からデジタル方式へ移行済み。	・移動系行政無線を整備している。 ・登録制メール配信を行っている。	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成23年度】 ・防災ラジオ導入の検討を行う。【平成29年度～】	・登録制メールや緊急通報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。	・登録制メールや緊急通報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。
	平成28年度の取組内容		・同報系防災行政無線を46基増設し、全体で110基整備。 ・コミュニティFM放送の聴聴地域の調査を実施。 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施し、購入を希望する市民等へ約1700台を販売。	・保守点検を実施し、現状を維持する。	平成30年度のFM局開設に向け、庁内で調整中。	平成28年度において、子局設備6基を設置。(内モーターサイレンを6基を設置)合計10基	登録制メールの周知を行っている。	防災行政無線設置済み。	・館林市邑楽郡相互応援協定連絡会議を開催し、検討を行った。	・H28.4.1付け、コミュニティFM(FMたまむら)と「災害時における放送に関する協定」を締結。	・登録制メールや緊急通報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。
	平成29年度の取組内容		・同報系防災行政無線を42基増設し、全体で152基整備。 ・コミュニティFM放送の聴聴地域の調査を実施し、対策工事に着手。平成30年度完成予定。 ・防災ラジオを購入を希望する市民等300台を販売。	・保守点検を実施し、現状を維持する。	防災ラジオの無償貸与を緊急情報が必要な視覚障がい者(1～2級)に実施する。	子局設備2基を増設。			・災害時の情報伝達手段について研究を行った。また他市・近隣町等と情報交換を行った。	・280MHzデジタル同報無線(防災ラジオ)の導入について調査を実施した。	
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。			・下生井地内への防災広場整備事業は中止となったが、占用許可を受けている生井桜づつみなどの既存施設を洪水時の一時避難場所とするための検討を行う。	・河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。 平成28年度 測量実施 平成29年度 基本計画作成 平成33年度の完成を目指す。					・利根川上流河川事務所と協力し、緊急避難場所として盛土を行う避難地型拠点整備を実施する。
	平成28年度の取組内容	・河川事務所と都屋南部地区指定緊急避難場所の整備に関する調査を行った。 ・施設の実施設計を行った。			・地元関係者に対し防災広場整備事業が中止に至った経緯と、既存施設を活用した洪水時の一時避難場所検討を行う説明を行った。	平成28年度 測量実施					・避難地型拠点を整備する用地測量を実施した。
	平成29年度の取組内容	・都屋南部地区指定緊急避難場所の工事着手。平成32年度完成予定。			水害時の一時避難所を指定し防災ガイドブックに掲載して住民に周知する。	道路予備設計 防災広場基本設計					・盛土工事実施に伴う住民説明会を開催した。
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市内9箇所(消防署、水防倉庫等)に水防資機材を配備している。また、水防団員の安全確保という観点から充実を図る。	・水防活動を支援するための資機材の補充・管理を行う。 ・水上バイクを1台、消防分署に配備した。【平成28年度】 ・救命胴衣等の資機材について充実を図る。【平成28年度～】 ・古くなった水防活動用のゴムボートについて、随時更新していく。【平成28年度～】	・市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 ・消防団車両にライフジャケットを積載	・消防署及び分署等のほか、各地に設置された水防倉庫や分団車両に、小山市水防計画に基づいた水防資機材を配備している。 ・資機材として土のうを約600袋、消防団車両や水防倉庫、公園に増強し配備している。 ・水防活動の安全確保のため、水防倉庫にライフジャケットを30着、また、救命ボート6艇を配備している。 ・島田排水樋門に水中ポンプ2台、発電機1台を関東農政局土地改良技術管理事務所より貸与し配備した。(9月20日～10月31日) ・情報収集活動の目的にドローン導入を予定している。	・水防倉庫に、水防計画に基づいた水防資機材を配備している。	・水防活動を実施しやすいように市内各所に水防倉庫を配置し、水防資機材を配備している。 ・消防団にライフジャケット、トランシーバーを配付している。 ・資機材の在庫調査を定期に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。	・市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備している。	・館林地区消防組合において水防資機材の整備を行っている。	・ゴム長靴(全員) ・救命胴衣(5個/分団) → 10ヶ分団/町	・資機材の充実を図る。
	平成28年度の取組内容	・10箇所の水防倉庫に、土のう袋、杭等の水防資機材を配備した。 ・水上バイクを1台、藤岡分署に配備した。 ・水防団員への携帯型簡易無線機を貸与した。【平成28年度】		・市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 ・消防団車両にライフジャケットを配備済み	・公園、自治会公民館、集会所、消防署、分署等に土のう36、200袋を配備済み。 ・救命胴衣620着新規配備済み。	土のう袋、山砂追加購入	・水防資機材及び完成土のう等の備蓄状況について、出水期前の4月に調査し、土のう袋等の必要資機材を補充した。	市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備済み。	・継続して整備を行った。	・救助資機材搭載消防車両1台の更新(フローティングロープ及び浮輪等積載)。	・救助用ボートを町役場倉庫に配備した。
	平成29年度の取組内容	水防倉庫と消防署に水防資機材を配備済。		・市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備	資機材の補充を実施する。	バリエード、山砂等を追加購入	・水防資機材及び完成土のう等の備蓄状況について、出水期前の4月に調査し、土のう袋等の必要資機材を補充した。	ライフジャケット、杭等の追加配備した。	・継続して整備を行った。	土裏で使用する土を購入した。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	[資料]取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	18明和町 19千代田町 20大泉町 21邑楽町 22さいたま市 23熊谷市 24川口市 25行田市 26加須市 27本庄市												
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組			
1)ハード対策の主な取組		対策								A)洪水を河川内で安全に流す対策				
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施													
	平成28年度の取組内容													
	平成29年度の取組内容													
2 危機管理型ハード対策										B)危機管理型ハード対策				
2 危機管理型ハード対策	平成32年度													
	平成28年度の取組内容													
	平成29年度の取組内容													
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備		活動に資する基盤等の整備								C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施													
	平成28年度の取組内容													
	平成29年度の取組内容													
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・以前より、渡船場近隣に「渡船場水位観測計」が設置されている。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を検討する。		・本庁舎屋上に雨量計を設置済み。	・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても瞬時に警報メールを担当職員の携帯に届く。また、外部サーバー上にページを設け、いつ、どこでも、誰もが、その状況を確認できる。)	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。				
	平成28年度の取組内容			設置について検討した。		上記のとおり変更なし		・本庁舎屋上に雨量計を設置済み。 ・CCTVカメラや簡易水位計の設置については、現時点において予定なし		検討中				
	平成29年度の取組内容	設置について検討した。		設置について検討した。			・利根川及び福川の水位は、「川の防災情報」のCCTVカメラで情報が得られるため、新たに設置の必要はなし。		上記のとおり		検討中			
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	デジタル同報系防災行政無線を整備している。	・防災行政無線の同報系のデジタル化が完了済。【平成27年度】 ・防災行政無線の移動系が古くなってきているので、今後の対応を検討する。【平成28年度～】	・今年度中の運用開始に向けて、防災行政無線を整備している。	・MCA無線を整備し、デジタル行政無線の代替としている。【平成25年度】 ・難聴地域解消のため戸別受信機の配布などを今後検討していく。	・防災行政無線を市内572か所に整備している。 ・防災行政無線で放送した内容を、市ホームページおよびテレビ埼玉のデータ放送に掲載している。	・平成27～29年度の3か年で、防災行政無線のデジタル化整備工事を実施中である。 ・防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービスを開始した。【平成27年度】	防災行政無線のデジタル化及び子局増設 防災気象メールの配信	・防災行政無線をデジタル化に移行済み。【平成27年度】	MCA無線、戸別受信機を導入した。【平成26年度】 難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。	・同報系防災行政無線デジタル化済み			
	平成28年度の取組内容	デジタル同報系防災行政無線を整備。デジタル同報系防災行政無線の戸別受信機についても希望者へ貸与。		・防災行政無線施設整備が完了した。				・平成27年度に防災行政無線をデジタル化に移行済み。		特に無し				
	平成29年度の取組内容	戸別受信機の無償貸与者の拡充。		・防災行政無線施設の運用を開始した。		・市内全域の防災行政無線のデジタル化整備工事を完了した。 ・災害時、庁舎の操作卓が使用できない場合に備え、非常用親局を整備した。		・従前のとおり移行済		特に無し				
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から順次実施									・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションや水防拠点の整備を行っている。				
	平成28年度の取組内容													
	平成29年度の取組内容													
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・資機材の充実を図る。	・水防時に使用する資機材を購入してある。 ・資機材の充実を図る。【平成29年度～】	・土のう、ブルーシート、救助用ポートなどの水防資機材を、消防署内の水防倉庫に配備している。 ・救助用ポートの増備などを予定している。	土のう袋、ロープ、救助用ポート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。	水防倉庫の配置計画を立てている	・福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に資機材を配備済。	今後、配備について検討を進める。	・水防倉庫4箇所に水防資機材を配備している。	平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・市内3箇所に水防資機材を収納する水防小屋を設けている。 ・本庄市と上里町で構成される坂東上流水害予防組合で土のう袋や水防工法などで使用する資材を備蓄している。 ・市でも土のう袋や発電機、水中ポンプなどを配備している。 ・備蓄している水防資機材等には一部老朽化しているものもあるので、随時更新する【平成28年度～】 ・新たな資機材の必要性を確認し、装備の充実を図る。【平成28年度～】	・装備の更新と充実を検討中。		
	平成28年度の取組内容			・救助用ポートを増備した。	引き続き水防資機材の適正配備に努めていく。	資機材の配備はなし	・資機材の補充はなし		・土のう袋等の配備					
	平成29年度の取組内容	ライフジャケット、ロープ等を明和消防署に配備した。		・土のう、ブルーシート等を購入した。	上記のとおり変更なし。	資機材の配備はなし 利根川流域では検討できていない		・土のう300袋を補充した		・土のう袋等の配備		・装備の更新と充実を検討中。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度

[資料]取組事例に掲載している取組

赤字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
1)ハード対策の主な取組											
A)洪水を河川内で安全に流す対策											
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
B)危機管理型ハード対策											
2 危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・危機管理型水位計の設置を進めていく。	・豊里東部排水機場、清水川排水機場、七間堀排水機場、柳原排水機場、高田堀川、田谷、元宮橋、緑ヶ丘の計8か所に設置済み。						・要橋に水位計があるため市としての設置予定はなし。
	平成28年度の取組内容		・昭和橋上流水位監視システム(CCTV)を利用。		・豊里東部排水機場、清水川排水機場、七間堀排水機場、柳原排水機場、高田堀川、田谷、元宮橋、緑ヶ丘の計8か所に設置済み。						・要橋に水位計があるため市としての設置予定はなし。
	平成29年度の取組内容		・継続して実施	・設置について検討した。	・豊里東部排水機場、清水川排水機場、七間堀排水機場、柳原排水機場、高田堀川、田谷、元宮橋、緑ヶ丘の計8か所に設置済み。						
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化が完了している。 ・電話回線を使用した自動応答装置と市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラートを整備している。 ・防災行政無線が連動しており、直近の放送が、フリーダイヤルで聞けるサービスを提供している。	・防災ラジオについては、自治会長を中心とした一部住民に配布している。【平成21年度】 ・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線のデジタル化への対応を図ると共に、順次聞き取りにくい地域の解消に努める。また戸別受信機の増設、自動応答サービス等の利用啓発を行う。	・デジタル行政無線を完備している。【平成24年度】 ・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。	防災行政無線デジタル化更新工事	平成30年度以降の防災行政無線デジタル化更新のため調査設計を実施した。防災行政無線と、Twitterやfacebook、エリアメール、登録制メールマガジン、電話応答装置との連携を引き続き検討している。	・防災無線をアナログからデジタルに改良。【平成27年度】 ・防災行政無線のほかに、情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・情報配信のための登録制メール、ツイッター、LINE、アラートを整備済み。 ・防災行政無線については、平成34年12月で現行のアナログ機器が使用できなくなることから、平成32年度までにデジタル化の再整備実施に向けて検討中。【～平成32年度】	・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年12月から実施している。 ・防災行政無線については、平成30年5月の新庁舎移転が完了し次第、デジタル化を進めていく予定。【平成30年度～】	・防災行政無線デジタル化について、平成26年度は基本設計、平成27年度は実施設計を行った。 ・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年1月から実施している。	・防災行政無線のデジタル化と併せて、スピーカーの性能向上を図る。【平成31年で完了予定】
	平成28年度の取組内容	平成28年度に防災行政無線190局のデジタル化が完了した。	・防災行政無線のデジタル化については、予算確保の面から実現することは出来ず。次年度以降も予算確保に向け、検討を重ねていく。	・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。	防災行政無線デジタル化更新工事			平成30年度予定の防災行政無線デジタル化再整備工事の詳細設計に向けて、情報収集を実施。		防災行政無線のデジタル化更新整備工事を開始。	
	平成29年度の取組内容	聴こえづらいという意見などを参考に現地調査を行い、必要に応じて屋外拡声子局スピーカーの向きや音量等の調整をするなど、より伝わりやすい情報発信について検討した・実施	・防災ラジオの利用について、周知を継続。 ・防災行政無線のデジタル化に向け、検討を継続。	・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。	防災行政無線デジタル化更新済み		防災行政無線情報等に係るキャリアメール、市民登録メール等の同時配信について関係課を集め検討した。	上記を継続して実施。	・上述の内容を継続して実施している。	引き続き防災行政無線のデジタル化更新整備工事を実施	
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・上新郷地区河川防災ステーションが整備済み。		下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。						
	平成28年度の取組内容		・上新郷地区河川防災ステーションが整備済み。		下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。						
	平成29年度の取組内容		・同上		下高島避難地型防災拠点(前年度まで下高島地区水防拠点として整備、完成において現名称に変更)を整備済み。						
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 ・年に一度点検している。	加須市・羽生市水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に配備している。	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。	防災倉庫に水防資機材を配備	今後、配備について検討を進める。	・必要資機材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	水防資機材等については、2箇所に配備している。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	・大雨時、市民から土壌や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。 ・台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速な対応を心掛け、被害を最小限に抑えられるようにする。	久喜市を含む5市町で組織される水防事務組合(利根川栗橋流域水防事務組合)で水防資機材を保有している。	今後、配備について検討を進める。
	平成28年度の取組内容	出水期前に水防倉庫の点検を実施した。	・上記を継続実施。	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。	防災倉庫に水防資機材を配備		・関係課と情報共有を実施。	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行った。			
	平成29年度の取組内容	出水期前に水防倉庫、資材の点検を実施した。	・継続して実施	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。	防災倉庫に水防資機材を配備		・必要な水防資機材の更新及び点検等を実施した。	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行った。	・上述の内容を継続して実施している。また、新たに水防資機材として土のうパネルを購入した。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡 例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43白岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
1)ハード対策の主な取組											
								A)洪水を河川内で安全に流す対策			
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
								B)危機管理型ハード対策			
2 危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
								C)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成31年度まで固定系防災行政無線のデジタル化整備を実施中。 ・防災行政無線戸別受信機を各町会に配布。 ・アラート、市メール配信システム、緊急通報メールを整備済み。	・固定系(同報系)はデジタル行政無線を完備している。 ・移動系無線についてはデジタル化を検討している。 (H29～H32で検討)	防災行政無線デジタル化工事(基地局及び屋外拡声受信子局) ・固定系防災行政無線の音声聴取区域の解消に向けて、対策を検討する。 ・移動系防災行政無線のデジタル化について、平成32年度までに行う予定。	・デジタル行政無線を完備している。【平成26年度】 ・防災防犯情報のメール配信サービスを行っている。【平成26年度】	・デジタル防災行政無線を整備中。【平成28年度】 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、埼玉テレビデータ放送を整備済み。	・平成28年度に防災行政無線デジタル化の整備工事を施工中。 ・デジタル化により、安心安全メールや市ホームページ、SNS等の他の情報伝達手段との連携が強化される。 ・「白岡市安心安全メール」(登録制メール)にて、防災無線で流した内容等をメール配信している。	防災行政無線デジタル化改修工事により、H29年度から登録制緊急情報メールや携帯エリアメール等に即時配信が可能	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成24年度】 ・防災行政無線(同報系)については、アナログで運用しており、今後はスプリアス規格の対応、デジタル化への移行に向けた電波調査を行う。	・平成28年度から整備を行っていた防災行政無線のデジタル化が完了。 ・登録制メール配信、アラートを整備済み。 ・自主防災会長へ個別受信機1台あり。 ・デジタル化に向け検討中。	
	平成28年度の取組内容	固定系防災行政無線を30基デジタル化整備した。	三郷市メール配信サービスを開始した。	戸別受信機の導入についての検討。	・メール配信サービスの実施、及びメール登録の推進を行った。	同報系防災行政無線のデジタル化完了。【平成28年度】 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、埼玉テレビデータ放送、防災行政無線電話応答サービスを整備済み。	・防災行政無線デジタル化工事が完了した。	スプリアス規格について調査したところ、規格をクリアしていたことが判明。それを踏まえ、引き続きデジタル化への移行を行う予定。	・防災行政無線デジタル化整備中。		
	平成29年度の取組内容	固定系防災行政無線を6基デジタル化整備した。	・防災行政無線(移動系)のデジタル化について情報収集し、検討をした。	引き続き検討する。	・メール配信サービスの実施、及びメール登録の推進を行った。	同上		デジタル化実施設計を実施。	・デジタル化工事完了	防災行政無線のデジタル化を次年度予算に計上。	
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防団が利用しやすいよう資機材の配置計画を立てている。 ・資機材の充実を図る。【毎年度】 適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行っていく。	・平成28年度に、水防活動資器材(ライフジャケット等)を各水防団へ配備する。	・利根川栗橋流域水防事務組合により、各水防倉庫に資機材を配備している。	・水防団が利用しやすいよう資機材の配置計画を立てている。	・土のう、ブルーシート等を備蓄している。今後、配備について検討を進める。	・資機材の充実を図る。	・担当課において水防資機材を購入した。	・町内3箇所の水防倉庫に水防資機材を配備している。(利根川栗橋流域水防事務組合)	
	平成28年度の取組内容	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理した。		消防団が、市防災訓練や市イベントにブースを出展し、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、資機材の適切な管理を行った。	・水防団が利用しやすいよう資機材を購入。	・出水期前に職員による土のう作成作業を実施した。		・担当課において水防資機材を購入した。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、資機材の適切な管理を行った。	
	平成29年度の取組内容	・定期的に土のうを作成し、計画的に保管する。 ・H30年度に水防資機材倉庫の設置	・ライフジャケット、胴付長靴等の水防資機材を拡充した。	消防団が市イベントや火災予防運動キャンペーンに合わせ、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、資機材の適切な管理を行った。	・水防団が利用しやすいよう資機材を購入。	・出水期前に職員による土のう作成作業を実施した。		・エンジンチェンソーを購入した。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、資機材の適切な管理を行った。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H29年度
 [資料]取組事例に掲載している取組

凡例

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
1 洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
■危機管理型ハード対策											
2 危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
3 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
4 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		六丁四反水路(普通河川)に簡易水位計、六丁四反調整池にCCTVカメラを設置している。			浸水常態地区において簡易水位計、CCTVカメラを設置済みである。					必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
	平成28年度の取組内容		実施済み			引き続き改良や設置について検討する。					<河川課> ・水位計の増設について検討中。 ・カメラ設置の工事を実施中、次年度からの配向け準備中。
	平成29年度の取組内容		実施済み			引き続き改良や設置について検討する。					・特になし。
5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	平成25年度からデジタル化工事を行っている。(平成28年度完了)	・デジタル防災行政無線を完備している。(平成24年度に設備を完備、平成25年度から運用) ・各公共施設や福祉施設に戸別受信機を設置している。 ・希望のある聴覚障がい者を対象に戸別文字表示機能付きの戸別受信機を無料で貸し出している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・防災情報のメール配信体制を構築している。	・防災行政無線のデジタル化をH32年度以降に予定	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。【平成27年度】	・防災行政無線のデジタル化に向け、平成28年度に設計委託、29～32年度に工事を予定している。 ・防災行政無線のデジタル化実施設計【平成28年度】 工事【平成29年～31年度】	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・希望する聴覚・視覚障害者に電話・FAXで避難情報を発信する。	・防災行政無線のデジタル化を進めている。【平成27～31年度】		
	平成28年度の取組内容	デジタル化工事完了	・上記取組内容を継続して実施中。	・防災行政無線のデジタル化は整備済み。 ・防災講習会等で、防災情報のメール配信サービスの普及啓発を行った。		防災行政無線の維持管理を実施している。	・実施設計完了	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了した。 ・希望する聴覚・視覚障害者に電話・FAXで避難情報の発信訓練を行った。	防災行政無線のデジタル化を継続中。		
	平成29年度の取組内容	デジタル化工事完了	今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する	・防災行政無線のデジタル化は整備済み。 ・防災講習会等で、防災情報のメール配信サービスの普及啓発を行った。		防災行政無線の維持管理を実施している。	観音1局、子局10局のデジタル更新を行った。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了した。	防災行政無線のデジタル化を継続中。		
6 河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・河川事務所と協力して、河川防災ステーションの整備を行っている。								
	平成28年度の取組内容		継続している								
	平成29年度の取組内容		整備中								
7 水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	水防団が利用しやすいよう、資機材の充実を図る	・土のうや縄などの水防資機材は市内6か所に配備している ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。【H28】	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。	・土のう置き場、排水機場、下花輪資材置き場、各消防署等水防資機材、西平井水防倉庫 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。【H28～】	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	東京都水防計画の資材標準備品目を参考に資機材を保管している。	消防団に6組ゴムボートを貸与している	・2tポンプ車1台を保有している。 ・水防資機材は区内の資材倉庫に分散して配備、管理している。	・水防資機材の充実を図る(予定)。 ・新技術を活用した水防資機材による配備充実を検討(予定)。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	継続している	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置済み。引き続き管理していく。		土のう等を購入し、資機材の充実を図った。	・救命胴衣などの水防資器材を新規で配備した。	消防団に6組ゴムボートを貸与している	・区民がいつでも自由に土のうを取り出せる置場(土のうステーション)を10箇所増設。(全38箇所) ・災害救助用ボートを平成28～30年度の3箇年計画で消防団26分団に配備。	<河川課> ・各出先事務所へ新技術(水のう)を配備し、活動時の資器材充実を図った。	・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	引き続き管理を行っていく	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置済み。引き続き管理していく。		水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資器材を備蓄している。	軽量型止水板などの水防資器材を新規で配備。	消防団に9組ゴムボートを貸与している	災害救助用ボート10組を消防団に分散配備。		以下の水防資器材を配備し、適切に管理した。 ・袋型根固(31袋) ・発動発電機(1台) ・可搬式ポンプ(1台)

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
1)ハード対策の主な取組					
1	・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施			
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
2	・危機管理型ハード対策	平成32年度			
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
3	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施			
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
4	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 ・H28年11月:水位雨量テレメータ—改修及び河川監視カメラシステム工事着手。H30年出水期までに13基設置予定(伊勢崎土木管内:利根川(上福島観測所)、広瀬川(三光)と(下武士)、粕川(八幡)と(境狭)、蓮川(堀口)と(松原橋) 本田土木管内:石田川(下田島)と(牛沢)、早川(徳川橋)と(前島)、蛇川(細谷) 館林土木管内:谷田川(藤の木橋)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報河川の水位観測所(20箇所)へ河川監視カメラを設置し公開 ・引き続き、河川監視カメラの増設を行うとともに、危機管理型水位計の設置に取り組んで行く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
	平成28年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・河川監視カメラシステム構築中 	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理河川20箇所において河川監視カメラを設置 ・水位表示板を河川監視カメラより確認可能にした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置無し 	
	平成29年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水位雨量テレメータ改修及び河川監視カメラ整備完了(H30出水期前までに稼働予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川監視カメラを県内17箇所に増設予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計の設置について検討を開始。 	
5	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施			
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
6	・河川防災ステーションや水防拠点の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施			
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
7	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・水防計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に県管理水防倉庫を17箇所設置し、資機材の整備を図っている。 ・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。
	平成28年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動等で使用した水防資材を補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成29年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動等で使用した水防資材を補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	庁舎の非常用発電設備について耐水対策の充実を図る。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・庁舎の自家発電装置は屋上に設置されている ・庁舎は浸水想定区域から離れている	・消防庁舎…自家発電設備あり(72時間) ・市役所本庁舎…自家発電設備未設置	・対象施設 野木町役場庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。	・対象施設 伊勢崎市役所東館 浸水想定区域(0.5m未満)にあるが、浸水しない構造となっている。	・非常用発電設備耐水対策の検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討する。	・対象施設:館林市役所庁舎(浸水想定区域0.5m以上~1.0m未満) ・非常用電源の耐水性が確保できていない。 ・非常用発電設備耐水対策の検討。【平成28年度~】 ・小型発電機の備蓄検討。【平成28年度~】	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設:中央公民館、北小学校、東小学校 施設の屋上に太陽光発電・蓄電設備を設置している。【平成27年度】 ・対象施設:板倉町役場庁舎 新庁舎建設に併せ、屋上に自家発電設備を設置する。【平成30年度】
	平成28年度の 取組内容		・本庁舎5階に災害対策室を設置。 ・本庁舎においては、屋上へ非常用電源を確保している。	・庁舎、災害拠点病院等は浸水想定区域外である。	・消防庁舎…自家発電設備耐水化済み。			市庁舎、災害拠点病院ともに浸水想定区域外	・止水板、小型発電機の配備について検討を行った。	取組なし	・庁舎建設中
	平成29年度の 取組内容		・本庁舎における冠水時の対策工事を実施。	・庁舎、災害拠点病院等は浸水想定区域外である。	市役所本庁舎建替予定(H32年度)			・対象施設 伊勢崎市役所東館 浸水想定区域(0.5m~3.0m未満)にあるが、浸水しない構造となっている。	—	・小型発電機及び燃料の備蓄を行った。	取組なし
9 ・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置を検討する。	・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置することとしている。 ・職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニターはあるが、大型テレビはない。 ・災害対策本部等の立上げについて、対応マニュアルを作成する。【平成28年度】	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある、大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。 ・新たな情報収集・伝達ツールとしてTwitter活用を検討。	・パソコン7台、ファックス1台、電話回線・本体15台、プロジェクター2台及びスクリーン2基。 ・CCTVカメラ3箇所設置。	・災害対策本部は、役場本館会議室に設置する。 ・パソコンやFAXは普段使用しているものを利用する。	・市長室隣の災害対策室が本部になる。 ・モニターが整備されている。	・パソコン、FAX、電話に加え、防災関係機関にMCA無線を配備済み。	・災害対策本部は政策審議室に設置することとしている。 ・パソコン、FAX等の機器は事務室にあるものを使用する。	・群馬県防災行政無線(地上系、衛星系)、FAX、パソコンが整備済み。 ・町防行政無線(移動系)。 ・町所有の通常パソコン。	・災害対策本部は、町役場本庁舎2階の議場に設置することとしている。 ・災害対策専用の設備がないため、普段使用しているパソコン、FAX等を用いる。 ・町役場新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する予定。【平成30年度】
	平成28年度の 取組内容		・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置する。 ・災害対策本部等の立ち上げを記載した、災害時職員初動マニュアルを作成。	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある、大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。	警戒本部設置段階でパソコン、テレビ、プロジェクター、プリンターを設定して災害対応を行う。 また、CCTVカメラからの情報を、設置したパソコンを使用しての状況確認もしている。	・災害対策本部を設置した際、使用する専用電話機を6台配備した。		配備済み。	・引き続き使用している。	取組なし	・庁舎建設中
	平成29年度の 取組内容		・災害対策本部となる会議室に、65型テレビを設置。	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある、大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。回線を4回線増設した。	継続して実施する。				・引き続き使用している。	取組なし	・280MHzデジタル同報無線(防災ラジオ)の導入について調査を実施した。
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

2)ソフト対策の主な取り組み

		①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ	
		D)住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知										D)住民等の避難行動につな	
11 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	浸水想定区域の見直し後に検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。【平成27年度】 ・浸水想定区域の見直しに合わせて、実施予定。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。 ・ハザードマップ更新に合わせて、新浸水想定区域に、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・東京電力タウンプランニング株式会社と広告付避難場所等電柱看板に関する協定を締結した。 ・水実績のある公共の施設に表示板を設置する。	・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に浸水深などの表示看板を設置している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。	・避難誘導看板の設置を検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。【平成29年度~】	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・今後、浸水想定区域内の避難経路などの電柱に、夜間でも視認できる表示看板を設置していく。【平成29年度~】		
	平成28年度の 取組内容				広告付き看板を整備中			設置を検討する。	・検討中	取組なし			
	平成29年度の 取組内容		・平成30年度のハザードマップ改訂を踏まえて、検討中。			三信電工㈱と広告付避難場所等電柱看板に関する協定を締結する。		設置を検討する。	・検討中	取組なし			
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容												
13 ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容												
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容												

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度		

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・対象施設:明和町役場庁舎 自家発電装置の耐水化を行う。	・役場庁舎自体が周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水には対応できる。	・非常用発電設備耐水対策を検討する。 小型発電機の備蓄を検討する。	・町庁舎は自家発電設備を備えている。 現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。 ・浸水想定を考慮しながら、随時耐水性を検討していく。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設:熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0~0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。	災害対策本部設置想定場所の鳩ヶ谷庁舎は自家発電装置を屋上に設置している平成31年度竣工予定の新庁舎(災害対策本部設置棟)はについても対応済み	・地上に嵩上げし設置してある自家発電装置について、現在の想定浸水深では水没する恐れがあるため、さらなる対策の検討に努める。	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2・3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に稼働式の発電機を数台と、燃料として、当面の間、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	本庁舎は浸水想定区域に含まれていない。
	平成28年度の 取組内容			・非常用発電設備の耐水対策を検討した。		災害対策本部を設置する消防庁舎は浸水想定域に入っていない	上記のとおり変更なし		・検討を実施		特に無し
	平成29年度の 取組内容			・非常用発電設備の耐水対策を検討した。		災害対策本部を設置する消防庁舎は浸水想定域に入っていない	上記のとおり変更なし		検討中		
9 ・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策専用パソコンは1台ある。それ以外、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは、総務課に設置されているものを使用する。また、大型TVがある。 ・災害対策本部専用用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部用の部屋はないため、会議室を対策本部として使用することとなる。 ・災害対策用の設備はないので、通常事務で使用しているパソコンやFAXなどを利用することとなる。 ・平成28年度整備完了予定の防災行政無線の操作卓は、本庁舎と別庁舎(保健福祉総合センター)に設置する。	災害対策用の部屋はないため、会議室での対応になる。 ・災害対策用の設備はないので普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部は、危機管理部の執務室がある消防庁舎に設置することとしている。 ・本庁舎の回線がダウンした場合に備えて、wifiモバイルルーターでインターネットや携帯電話からログインすることで、被害情報の収集が可能である。 ・危機管理部執務室にFAX、大型TVが、災害対策室にパソコンと接続する大型モニタが常設されている。	・災害対策本部は、市長室と同じフロアの会議室に設置する。 ・本庁舎の回線がダウンした場合に備えて、wifiモバイルルーターでインターネットや携帯電話からログインすることで、被害情報の収集が可能である。 ・危機管理部執務室にFAX、大型TVが、災害対策室にパソコンと接続する大型モニタが常設されている。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置を検討する。	・災害対策本部は市長室に近い会議室に設置する。 ・災害対策専用パソコンはないので、職員が普段使用しているノートパソコンを情報収集に使用する。 ・伝達設備は、FAXやMCA無線機などを使用する。	・地域防災計画で設定。 ・災害対策本部は本庁舎における庁議室に設け、代替施設は加須市防災センターを位置付けている。通信連絡の体制は、市又は県の防災行政無線(MCA無線を含む)、災害時優先電話、携帯電話、県オペレーション支援システムを活用する。	・通常業務に使用しているパソコン等を使用予定。 ・坂東上流水害予防組合の水防対策本部は市の災害対策本部と併せて設置されているノートパソコンを用いる。テレビ、FAXは3階フロアに設置されているものを使用する。
	平成28年度の 取組内容			・防災行政無線施設整備が完了し、操作卓を本庁舎と別庁舎(保健福祉総合センター)に設置した。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		上記を継続
	平成29年度の 取組内容					上記のとおり変更なし	災害時用ノートパソコンの更新を行った。		・従前のとおり実施		上記を継続
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

2)ソフト対策の主な取り組み

		① 確かな避難行動のための取組						② 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組					
		D) 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知						D) 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知					
11 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置していく予定。	・浸水想定区域の表示について検討する。【平成29年度~】	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。	・企業と、避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	・浸水想定区域の見直し後、必要に応じて、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。	自分の居る場所の浸水状況がスマートフォンを見ながら確認できる「川口市ハザードマップアプリ」を配信している 防災ハンドブックをH29年度に作成予定	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備について検討を行う。	・市内では大利根地域の一部分で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。		
	平成28年度の 取組内容			・設置の検討を行った。	今後も検討していく。	まるごとまちごとハザードマップの整備については、現時点において予定なし	上記のとおり変更なし		・まるごとまちごとハザードマップの整備については、現時点において予定なし		検討中		
	平成29年度の 取組内容			・設置の検討を行った。	上記のとおり変更なし。	まるごとまちごとハザードマップの整備については、現時点において予定なし	上記のとおり変更なし		上記のとおり		検討中		
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容										国の河川事務所によるプッシュメールを活用する。		
13 ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容												
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から 順次実施												
	平成28年度の 取組内容												
	平成29年度の 取組内容												

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度

[資料]取組事例に掲載している取組

赤文字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・対象施設:本庁舎、別館 可搬型の発電機を用意してある。 また、市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の整備を検討する。	・対象施設:羽生市役所庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していない為、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:鴻巣市役所新館・本庁舎 浸水想定区域にあるが、基礎をあげているため、浸水はしない想定される。 ・防災行政無線(同報系)の自家発電装置も同様に浸水しない想定されている。	・市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】	上尾市役所は浸水想定区域外のため対象なし。	・市役所本庁舎西棟屋上階に設備がある。 ・その他庁舎等の自家発電設備等の耐水化について検討していく。	・対象施設:本庁舎、第二庁舎、第三庁舎各庁舎ごとに非常用発電設備を設けている。 庁舎敷地内は浸水想定区域内に入っていない。 非常用発電設備に関して、本庁舎は、地上の架台の上に設置。 第二庁舎、第三庁舎は、屋上に設置しているため浸水の恐れなし。	庁舎は浸水区域外	・本庁舎敷地内の自家発電装置について、ハザードマップの浸水想定を考慮の上、周りの地面より高い場所へ設置している。	浸水区域に対象施設なし。
	平成28年度の 取組内容	発電機の点検・整備を行った。	・埼玉県と協議し、これまで十分な高さが確保されていなかった埼玉県衛生系防災行政無線について、再整備に併せて水害対策を行った。(設置場所を変更し、十分な高さを確保した。)		・市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】		・庁舎等の自家発電設備について、耐水化を確認。	平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。	現在使用している仮設庁舎及び平成30年5月に移転予定の新庁舎は浸水区域外である。		
	平成29年度の 取組内容	発電機の点検・整備を行った。	特になし。	・対象施設:鴻巣市役所新館 浸水想定区域にあるが、基礎をあげているため、浸水はしない想定される。	・市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】			・新庁舎建設に向け、浸水に耐えうる施設整備等について、関係課と協議を行った。	上記を継続して実施。	・前述の内容と同様。	
9 ・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・本部設置にあたり、特に必要な情報収集・伝達設備として、パソコンやFAX等を整備している。 ・また、市の防災行政無線や県の防災行政無線及び災害オペレーション支援システム等を活用し、情報収集及び伝達を行っている。	・災害対策本部は羽生市役所本庁舎に開設することになっている。 ・対策本部開設にあたり必要となるパソコン、コピー機、FAX等については企画課が、テレビ等に関しては財政課といったように、各課分けて準備することになっている。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室、会議室等で対応することになる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部専用のパソコンなどの設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXなどを使用する。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を確保する。 ・また、代替となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えてある。 ・また、災害情報管理システムを構築し、職員の参集状況や市内の被災状況等の情報を集約、一元化・共有化する体制を整備している。 ・平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや指定緊急避難場所・指定避難所となる小中学校、各ライフライン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。	・災害対策本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置するとしている。 ・パソコン等設備については、言及していない。 ・災害対策本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。	・災害対策本部は、原則、市長室の隣の会議室に設置されるため、無線設備を備えているが、本庁舎が被災した場合も想定し、代替となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えてある。 ・また、災害情報管理システムを構築し、職員の参集状況や市内の被災状況等の情報を集約、一元化・共有化する体制を整備している。 ・平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや指定緊急避難場所・指定避難所となる小中学校、各ライフライン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。	・災害対策本部は桶川市役所本庁舎に開設することになる ※現在は庁舎建替のため、仮設庁舎にて開設する	・災害対策本部設置時は、平常時の業務で使用している職員毎の端末やFAX等を使用して情報収集及び伝達を行う。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置を検討する。
	平成28年度の 取組内容	防災行政無線のデジタル化が完了し、無線操作卓が市医療センター8階にも設置されているため、浸水時でも放送手段の確保ができるようになった。	・次年度(平成29年度)において移動系携帯型無線機を追加するため、予算計上。	上記を継続	情報伝達用のFAX機を購入				平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。	・災害対策本部は桶川市役所本庁舎に開設する。 ※平成30年5月の新庁舎移転までは、仮設庁舎にて開設する。	平成29年1月26日災害対策本部設置訓練を実施。
平成29年度の 取組内容	災害時に、職員参集メール、移動系防災行政無線、PHSを活用し、職員間での連絡体制を構築した。	・移動系携帯型無線機を追加配備した。	上記を継続	情報伝達用のFAX機を整備済み			・必要な設備について、関係課と協議した。また、新庁舎建設に向けた設備整備について、関係課と協議した。	上記を継続して実施。	・平成28年度内容と同様。	平成30年1月18日災害対策本部設置訓練を実施。	
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
平成29年度の 取組内容											

2)ソフト対策の主な取り組み

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組

D)住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
11 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 ・各駅に避難場所案内看板を設置している。 ・避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を随時設置している。	・避難所等の看板設置促進のため、地域貢献型電柱広告に関する協定を民間企業と締結した。	・浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する予定。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく予定。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	避難所看板・避難所案内標識をピクトグラムを活用したわかりやすいものに更新していく。平成28年度は5か所を更新した。平成28年8月に東京電力グループと協定を締結したこともあり、協定に基づく電柱への広告表示等の活用も視野に入れて引き続き検討していく。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・電柱に避難場所等の案内広告を設置していく。	・電柱への看板設置に関する協定を締結し、電柱への避難場所案内表示を随時設置している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	電柱に張り付ける形で設置している39個の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の実績浸水深及び付近の避難所について記載している。	・本市の浸水区域は一部のため「まるごと、まちごとハザードマップ」の作成は考えていないが、最新の浸水区域を反映したハザードマップを策定した。【平成28年度】
	平成28年度の 取組内容	平成28年度は10箇所に、協定による避難場所案内看板が設置された。	・協定を周知するため、啓発チラシを庁舎内において配布した。	未実施	検討中		・東京電力グループ会社と、電柱への看板設置に関する協定を締結。	上記の協定に基づき、市内6か所の電柱に避難場所案内表示を設置。	・浸水想定区域にある電柱に浸水深の表示看板の設置を検討する。 ・江川に関しては、立入禁止の表示看板を常設しており、江川が氾濫するおそれがある場合はチェーン等で川に近づけないようとしている。		
	平成29年度の 取組内容	平成29年度は34箇所に、協定による避難場所案内看板が設置された。	・協定の周知を継続中。	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板の設置を検討していく。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討していく。	検討中		・避難所看板で、劣化が著しいものについて、表示内容の見直し及び交換を実施。	上記の協定に基づき、市内15か所の電柱に避難場所案内表示を設置。	・平成28年度内容と同様。		
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
13 ・自治体や住民の視点立った浸水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡 例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43白岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	・対象施設:三郷市消防・防災総合庁舎3階 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を3階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。	・対象施設:蓮田市役所庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用の発電機は庁舎の屋上に設置されている。	・災害対策室の自家発電装置は想定浸水深より高い位置に設置。	・対象施設:吉川市役所本庁舎、第2庁舎 ⇒庁舎移転の予定[平成30年度～] 移転に併せて、自家発電装置の耐水化を実施予定	・市役所庁舎に隣接する土地に建設中の生涯学習施設の屋上に2時間使用可能な非常用発電設備を備える予定 (平成30年度完成予定)	・防災行政無線デジタル化改修工事により、親局設備に自家発電装置を設置。浸水想定区域外ではあるが、万が一を考え基礎を高く設けた。	・対象施設:上里町役場庁舎 浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はないと想定される	・防災行政無線デジタル化工事に伴い非常発電装置についても整備予定。	・役場庁舎及び代替庁舎となる「すぎとピア」には、自家発電が整備済みである。
	平成28年度の 取組内容	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署八潮メセナを防災拠点と位置づけている。		実施済	・災害対策室の自家発電装置は、想定浸水深より高い位置に設置してある。	・可搬式の発動発電機を購入した	・建設工事を実施中。			・防災行政無線デジタル化工事に伴い非常発電装置を設置中。	
	平成29年度の 取組内容	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署八潮メセナを防災拠点と位置づけている。 ・新庁舎の建設を検討し、庁舎建設基本構想を策定した。		実施済			・対応なし	・建設工事を実施中。			・非常発電装置を設置した。
9 ・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・固定系・移動系防災行政無線、トランシーバー、衛星携帯電話、消防無線及びモバイルWi-Fiルーターのほか、埼玉県災害オペレーション支援システム、埼玉県衛星系・地上系防災行政無線を整備している。	・災害対策本部は、消防・防災総合庁舎3階に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは5台あり、それ以外には、職員が普段使用しているノートパソコンを用いることになる。危機管理部門の事務室が併設されているのでFAX等は常設している。大型TVがあり、パソコンと接続することでCCTVを表示できる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室や会議室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。 ・県の災害オペレーション支援システム等を使用し情報収集及び伝達を行う。	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。	・災害対策本部は、第2庁舎の会議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはある。FAXは常設していないので、倉庫に保管されているものを使用する。また、TVはあるが、パソコンと接続する大型モニターはない。	・通常業務用パソコン、タブレット、FAX(電話回線)、防災行政無線(同報系、移動系)、非常用電話(地上系、衛星系)、埼玉県防災用FAX(地上系、衛星系)、災害時緊急連絡用携帯電話等。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置を検討する。	・災害対策本部は、庁舎内に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは1台あるが、それ以外には、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは常設していないので、総務課に設置されているものを使用する。	・災害対策本部は、庁舎内の会議室に設置することとしている。 ・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で設置予定。	パソコン、FAX
	平成28年度の 取組内容	上記のほか、BizFAXを導入し、各自主防災組織への連絡体制を強化した。		-	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いるようになっている。	・同報系防災行政無線のデジタル化に伴い、避難所近傍地の子局にアンサーバック機能を付与した。	・普段業務に使用しているインターネット回線及びノートPCは様々な制約があり、非常時に支障が出るおそれがあるため、防災用のインターネット回線を開設し、タブレットPC及びノートPCを購入した。			・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で整備中。	
	平成29年度の 取組内容	地域防災計画及びマニュアルの修正を検討した。		継続して県の災害オペレーション支援システム等を使用して情報収集及び伝達に努めている。							・情報収集資機材として、移動系防災行政無線を整備し、収集した情報を管理するために防災情報システムを導入した。
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

2)ソフト対策の主な取り組み

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
D)住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
11 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・想定浸水深を表示する看板は未整備であるが、市内150箇所の電柱に、避難所誘導看板を設置している。 ・避難所誘導看板の設置箇所を増やす。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・現在、電柱に掲示はしていないが、今後、浸水深などの情報を掲示することを検討している。	・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。	・カスリーン台風の時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置済み ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置済み ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。	電柱等への表示看板の設置を検討中。	・学校、公共施設等に避難所などの表示看板を設置している。 ・指定緊急避難場所、指定避難所を指定したので、設置看板の見直しを予定。	・過去の水害の浸水深を、電柱などに明示している。 ・「地域貢献型広告に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある東電柱に避難場所等の情報を示していく。	・現在17箇所設置済み。
	平成28年度の 取組内容	避難所誘導看板を75箇所設置した。	東京電力グループ会社と電柱への看板設置に関する協定を締結済み。今後は、協定に基づき電柱への看板設置を進めていく。	上記の協定に基づき、新規に2箇所設置。	・カスリーン台風の時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置済み ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置済み ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大した。	・東京電力との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。			・今年度においても、過去の水害の浸水深について電柱に2箇所新設した。	
	平成29年度の 取組内容	避難所誘導看板を103箇所設置した。	・市内に設置している指定避難場所の案内看板の修繕を随時実施している。	継続して設置募集に努めている。	・新たに設置できる場所があるか検討を行った。	・対応なし			電柱広告による避難誘導の検討。	・「地域貢献型広告に関する協定」に基づき、東電柱に避難場所等の情報を1箇所新設した。	
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
13 ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

概ね5年で実施する取組内容の更新
H28年度

概ね5年で実施する取組内容の更新
H29年度

(資料)取組事例に
掲載している取組

凡例

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設:野田市役所庁舎 ・浸水想定区域から離れており浸水の想定はしていない。 ・浸水想定区域より離れており浸水の想定はしていないが、今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する。	・災害対策本部となる市役所庁舎は、浸水想定区域から離れており、利根川からの浸水は想定していないが、水害対策等必要であれば検討していくこととした。	・必要性、重要性に応じて柔軟に対応する。【H32次期総合計画(H32~)への位置付けを検討	・市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。	・庁舎及び自家発電装置の耐水化について、本庁舎の各入り口、止水板が設置できる構造となっている。 また、浸水した場合に備えた排水ポンプは設置済みである。 ・災害拠点病院の耐水化については、把握していない。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討している。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。	・県庁舎については、浸水の可能性が低い。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定区域内にない。 ・災害拠点病院は浸水想定区域内にない。
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する			・市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。		・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討している。	水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	<防災・危機管理課> 特になし	・特になし。
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する			・市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。		・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討している。	水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	<防災・危機管理課> 特になし	・特になし。
9 ・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害対策本部専用の部屋は無いため、会議室で対応する。 ・移動系防災無線の親局の利用可能。 ・普段使用しているパソコンを利用する。	・設備については以下のとおり (1)パソコン 防災安全課職員が平常時に使用している端末が10台、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)専用端末が1台、千葉県防災情報システム専用端末が1台。 (2)電話 NTT電話が6台、防災電話が1台。 (3)FAX NTTFAXが1台、防災FAXが1台。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしている。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。常設スクリーンを使用し、音声及び映像による情報通信を消防本部と実施可能。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置を検討する。	・災害対策本部の設置場所は、議会議1階AB会議室に設置することとしている。 ・災害本部事務所の設置場所は、本庁舎又は庁舎分館内の会議室に設置することとしており、庁舎車庫は事務所に必要な設備の設置を行う。	・防災行政無線、高所カメラ、災害用定点カメラ、MOA無線、DIS(東京都災害情報システム)等を配備。 ・河川水位については、区の水位・雨量監視システム及び都の防災総合情報システムにて情報収集。	・情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	・防災行政無線(デジタル化)、高所カメラ、MOA無線、DIS(東京都災害情報システム)、河川管理者の映像共有化システムを配備。	・県防災情報ネットワークシステムの整備。 ・各市町村間での情報共有。 ・災害対策室の大型スクリーンの整備等。	・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で開催することが可能となっている。 ・危機管理センター情報司令室に防災行政無線を設置しており、各防災機関との連絡を行った。災害対策本部の決定事項を各防災機関に伝えたりすることができる。
	平成28年度の 取組内容	実施済み	・上記内容と同様。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしており、災害対策本部設置訓練を実施した。		災害対策本部を設置する会議室の維持管理及び設置に必要な設備の管理を行っている。		情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	防災行政無線のデジタル化を継続中。	<防災・危機管理課> ・県、市町村、関係機関で情報共有ができるよう、県防災情報ネットワークシステムを整備した。 ・災害対策本部室、災害対策室、情報指令室に大型モニターを整備した。	・特になし。
	平成29年度の 取組内容	実施済み	・上記内容と同様。		災害対策本部を設置する会議室の維持管理及び設置に必要な設備の管理を行っている。		情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	防災行政無線のデジタル化を継続中。	<防災・危機管理課> ・整備済み	・特になし。	
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。
	平成28年度の 取組内容										・栃木県排水機場について、耐水化(耐水壁の設置)を実施。
	平成29年度の 取組内容										・特になし。

2)ソフト対策の主な取り組み

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
11 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備の検討を行う。	・現在、野田市で浸水域等を示す看板の整備は行っていない。 ・今後、地震、水災害等に応じた災害種別を表示した避難所看板を整備していく。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・避難所の案内表示板は設置している。 ・今後、地震、水災害等に応じた災害種別を表示した避難所看板を整備していく。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・今後、避難誘導看板や水深表示看板の設置を検討していく。【H30~】	・避難所の案内表示板は設置している。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・協定に基づき、河川氾濫時の浸水深を示した看板を電柱に設置している。 ・今後新たな浸水想定区域に基づいて、設置を進めていく予定。(ただし、当区にとって一番大きな被害が想定される河川の浸水想定深を表示予定)	まるごとまちごとハザードマップは整備済み	・水害に対する区民の意識を啓発するため、小中学校の校舎や公園、堤防など区内174箇所に「水位標識板」を設置済み。 ・洪水浸水想定区域の見直し後、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。		
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・引き続き実施中。	・一部看板のリニューアル化及び多言語化を実施した。		避難場所案内標識の修繕(2箇所)を実施した。		まるごとまちごとハザードマップは整備済み	まるごとまちごとハザードマップの必要性について検討中。		
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・引き続き実施中。	・避難所看板のリニューアルを継続している。		避難場所案内標識の修繕(2箇所)を実施した。		まるごとまちごとハザードマップは整備済み	まるごとまちごとハザードマップの実施について検討中。		
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
13 ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
8 ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川の浸水想定においては、県庁舎(出先の行政県税事務所含む)及び災害拠点病院は浸水想定区域外である。	・埼玉県本庁舎は、浸水想定区域外にある。	・県庁舎については、浸水想定区域外にある。	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
	平成28年度の 取組内容	・該当なし	・特になし	・無し	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
	平成29年度の 取組内容	・該当なし	・特になし	・無し	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
9 ・対策本部、警戒本部等における 情報収集・伝達設備の整備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・県庁7階に災害対策本部室が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国交省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置する。	・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
	平成28年度の 取組内容	整備済み	上記の設備を引き続き配備している。	・災害対策本部には大画面のスクリーンモニターを設置済み、新規設置は無し	・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
	平成29年度の 取組内容	整備済み	上記の設備を引き続き配備している。	防災情報システム更新に合わせた機能整備の検討	・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
10 ・排水機場の耐水化等、水門等操 作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設整備及び耐水化については、必要の有無を含め検討中。
	平成28年度の 取組内容	・未実施	・18内水排水機場を対象に委託業務を発注し検討中。	・実施無し	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設整備及び耐水化については、必要の有無を含め検討中。
	平成29年度の 取組内容	・未実施	・実施なし	・実施無し	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設整備及び耐水化については、必要の有無を含め検討中。
2)ソフト対策の主な取り組み					
11 ・まるごとまちごとハザードマップ 整備・拡充	継続して実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
12 ・越水開始予測情報の提供	平成29年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
13 ・自治体や住民の視点に立った浸 水シミュレーション情報の提供	平成29年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
14 ・立ち退き避難が必要な浸水危険 区域情報の提供	平成29年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	資料2-2
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組 H29年度	

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06五霞町 取組	07境町 取組	
E)避難計画、情報伝達方法等の改善												
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施				<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえない地域(難聴地域)に設置。【平成26年度～】 古河市防災・防犯情報メールを導入【平成29年度～】 						<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に情報伝達の体制を記載している。また、現在作成中の避難計画の中で改善方を考えていく。 29年度に補助事業で、災害情報伝達手段等の高度化事業が計画されていて、その実施実験結果を踏まえて町内の計画を進めていきたい。 IT企業の協力を得て、情報伝達の改善に取り組む事業を29年度に実施する運びとなった。 各地域の民生委員、自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。 防災行政無線のデジタル化の検討を行う。【平成28年度～】 	
	平成28年度の 取組内容							株式会社茨城放送と災害時における放送要請に関する協定を締結した。		防災ラジオの運用を開始。	継続して検討	情報伝達の高度化事業は補助が受けられなかった。
	平成29年度の 取組内容					<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線屋外拡声子局を従来の聞こえにくい地域(難聴地域)に設置した。 既存の情報伝達手段を広報・ホームページ、防災出前講座等で市民に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の「戸別受信機等の情報伝達手段に係る実証事業」において防災アプリを整備した。防災行政無線放送内容の聴取機能、緊急通報時のプッシュ通知機能、避難所検索機能、災害情報連絡・閲覧機能を備えており、また多言語にも対応。本格運用は平成30年度からとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、市民生活総合支援アプリ「Morinfo(もりんふお)」のプッシュ型情報伝達を活用する。 		引き続き防災ラジオの配布をすすめることに、情報メール登録の促進を行った。	継続して検討	スマホを利用した新たな伝達手段(プッシュ型)について、立教大学との連携により実証実験を実施
16 ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施	避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信を行う。										
	平成28年度の 取組内容											
	平成29年度の 取組内容	緊急通報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を国の全洪水予報河川で実施										
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施				<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップにて避難情報発令の目安を記載している。 タイムラインを策定済。 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を検討している。【平成29年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の改定に合わせて、災害避難マニュアルの作成する予定。【～平成30年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の避難判断水位を基準としており、利根川については取手新町水位観測所、小貝川については小貝川水海道水位観測所を基準としている。 「取手市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定済み。【平成24年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい指針を示した。 地域防災計画の見直しを行なっている。【平成28年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部での協議・判断により発令しているため、明文化されたものはない。今後避難判断マニュアルの作成を検討していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。【平成24年度】 避難勧告判断マニュアルを地域防災計画に掲載し、わかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画では発令基準を設けている。 国土省利根川上流工事事務所の呼び掛けにより、利根川における水害を想定した「水害対応チェックリスト」の作成と、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」の策定をした。 	
	平成28年度の 取組内容				未実施	未実施	避難勧告等の発令基準を記載した「取手市防災対策NEWS」を全戸配布した	地域防災計画及びマニュアル作成を実施中	避難判断マニュアルを作成中。	未実施	28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	
	平成29年度の 取組内容				未実施	未実施	避難勧告等の判断伝達マニュアルの策定を実施。想定最大規模の浸水想定に対しては未対応のため、今後改正を検討する。	守谷市災害時初動対応マニュアルを策定し、基準を改善し、新たに定めた。	避難勧告等の発令基準を作成。	未実施	地方自治研究機構との研究連携事業として、関東・東北豪雨を検証。さらに広域避難の方向性研究し、避難勧告等について見直す。	
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所については、ハザードマップ等で市民へ周知している。 避難所は主に学校、及び公民館などの県有、市有施設としている。 多くの市民が避難所を利用できるように、多岐に避難先を指定している(強制というわけではない) ※洪水時、古河市は川沿いを中心に広く浸水する可能性があるため、浸水域の地区には指定避難所の指定をしていないようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所・二次避難所はホームページやハザードマップで市民へ周知している。 避難経路は、地域防災計画の改定などに合わせて、マニュアルの策定を検討する。【～H30年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域外にある小中学校等を避難場所として設定済み。 詳細は、取手市洪水避難地図に記載。 避難経路について未策定であり、今後策定について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所について、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ハザードマップ(防災マップ)の改正【平成29～30年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所はホームページ及びハザードマップにより周知しているが、避難路については未策定のため、今後策定し周知を図る予定である。【平成29年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 市内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建築物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。 避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。【H29年度～】 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、境町広域避難計画の策定中。 29年度事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。 	
	平成28年度の 取組内容						利根川を挟んで千葉県側にある取手市の飛び地内において、民間の専門学校と災害協定を締結し災害時の避難場所・避難所として指定を行った。			避難経路は未設定	28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	
	平成29年度の 取組内容					未実施	想定最大規模の洪水浸水想定区域が公表されたため、ハザードマップの作成に合わせて指定緊急避難場所及び指定避難所の再確認を検討している。	洪水ハザードマップの更新に伴い、避難所の見直しを行った。	医療機関、社会福祉法人協定を締結し、2カ所、福祉避難所を増加させた。	ハザードマップ改正に伴う検討を実施した。	避難経路は未設定	地方自治研究機構との研究連携事業として、関東・東北豪雨を検証。さらに広域避難の方向性研究する。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17飯倉町 取組	
E)避難計画、情報伝達方法等の改善												
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うことを検討する。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力により広報を行う。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送が聞こえにくい地域(難聴地域)の調査を実施し、改善を図る。【平成28年度～】 ・防災ラジオの自治会への配付と、購入費用の一部助成を実施する。【平成28年度～】 ・住民自治組織の長への連絡体制を構築する。【平成28年度】 ・自主防災組織を充実させ、地域コミュニティ内での協力・連携により、避難行動要支援者を始め住民への周知漏れを防ぐ。【平成28年度～】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市HP、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、Lアラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスを平成28年10月より運用を開始した。	・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、Lアラート、緊急速報メール、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、Lアラート、緊急速報メール、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・同報系防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・自主防災組織の長に連絡をして、関係地域内のすべての人に伝わるように留意する。 ・対象区域の自主防災組織及び自治組織の長に連絡するなど、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・避難行動要支援者への対応については、現在検討中。 ・今後、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に設置していく予定。	・防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・自主防災組織の長に連絡をして、関係地域内のすべての人に伝わるように留意する。	・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、下記の方法により市民へ伝達する。 ・インターネット(おた安全・安心メール、市ホームページ、広報課ツイッター) ・固定電話(登録者) ・携帯電話各社による緊急速報メール ・市広報車、消防車等による巡回 ・テレビ、ラジオへの放送依頼 ・防災行政無線	・テレビ・ラジオを通じた広報・館林ケーブルテレビを通じた広報。 ・広報車による広報。 ・ホームページへの掲示。 ・たてばやし安全安心メールによる配信(登録制メール配信サービス) ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール。	・地元区長への電話連絡。 ・広報車、水防団車両による広報。 ・登録制の情報メール配信。→「メルたま」 ・緊急災害情報配信サービス(携帯会社3社) ・自主防災組織との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	E)避難計画、情報伝達方法等の改善
	平成28年度の 取組内容		・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した際に、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、フェイスブック、ツイッター、Lアラート、報道機関の協力により広報を行った。 ・同報系防災行政無線を46基増設し、全110基の整備。 ・コミュニティFM放送の難聴地域の調査を実施。 ・防災ラジオの購入費用の助成を実施。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市HP、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、Lアラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスを10月より運用を開始した。	上記実施済み。	防災行政無線を6基増設した		上記により、情報伝達を行う。	・たてばやし安全安心メールの加入啓発を実施した。	取組なし		
	平成29年度の 取組内容		・同報系防災行政無線を42基増設し、全152基の整備。 ・コミュニティFM放送の難聴地域解消対策工事の実施設計が完了。対策工事を平成30年度実施予定。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市HP、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、Lアラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスを5ヶ所に防災ラジオを配備した。	上記のほか、小山市コミュニティFM「おらじ」を活用し情報を伝達する。	防災行政無線を2基増設した			・たてばやし安全安心メールの加入啓発を実施した。	取組なし	・280MHzデジタル同報無線(防災ラジオ)の導入について調査を実施した。	
16 ・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施											
	平成28年度の 取組内容											
	平成29年度の 取組内容											
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを検討する。	・地域防災計画において、避難勧告・避難指示等の発令について、記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・避難指示等の発令基準を定めている。 ・平成24年度作成の避難判断等のマニュアルを改定している。【平成28年度】 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえ、地域防災計画を改定する。【平成28年度】	・地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	・国の基準を準拠。 ・内水被害による判断基準を規定している。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令基準を定めている。 ・避難勧告等の判断マニュアルを作成し、わかりやすい避難勧告・指示等の発令基準を設定した。	・避難判断マニュアルを作成してある。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	・利根川水系 避難準備情報: ①上福島観測所の水位が3.70mに達し、かつ水位の上昇が見込まれる場合 ②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合 ③漏水等が発見された場合 避難勧告: ①上福島水位観測所の水位がはん宮危険水位である5.24mに到達した場合 ②異常な漏水等が発見され河川氾濫のおそれがある場合 避難指示: ①付近の堤防高に到達する ②堤防が決壊するおそれがある ・マニュアルは町ホームページで周知している。 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を受けて、洪水ハザード	・地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、わかりやすい発令基準を設定した。【平成25年度】 ・マニュアルは町ホームページで周知している。	
	平成28年度の 取組内容		・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂。 ・栃木市地域防災計画を改訂した。	・地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	平成28年12月に避難準備情報等の名称変更に伴い、地域防災計画の見直しを実施している。			上記マニュアルを策定済み。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	取組なし		
	平成29年度の 取組内容		・変更なし。	・地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	平成29年8月に地域防災計画を見直しする。				・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	取組なし		
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	・公民館、学校等の施設123箇所を避難所として指定している。 ・高台となる緊急避難地(桜づつみ)を整備している。 ・指定避難所は、ハザードマップ・ホームページで公開している。 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 ・洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。【平成26年】 ・避難経路提示はない。	・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。 ・指定緊急避難場所…大規模公園 ・指定避難所…小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 ・自主防災組織に対し、避難経路を示したマップなどの作成を指導する。	・避難所について、平成27年9月関東・東北豪雨を見直しを実施している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。	・小中学校や公民館等を指定しており、ハザードマップ作成の際に、洪水時に使用できるかの検証を行っている。	・災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めており、洪水等については、浸水想定区域外もしくは浸水0.5m未満の区域に立地する2階以上の施設を指定している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布済み。 ・洪水ハザードマップを転入者等に配布(随時)。 ・洪水ハザードマップを市ホームページに公開。 ・行政区掲示板、各コンビニに該当地区の避難場所の案内掲示。	・役場庁舎、学校、幼稚園、保育所、児童館、社会体育館、文化センター、老人福祉センター、道の駅を指定避難所としている。 ・町内の北西方向の高い場所、高い建物等への緊急避難を案内する。 ・車両を使用した避難案内をする。 ・玉村町地域総合防災マップの作成【平成29年度】	・3階以上または高台にある浸水しない公共施設(学校や公民館)を避難所として指定している。 ・避難所の位置は、洪水ハザードマップ(全戸配布)と町ホームページで周知している。 ・避難経路を策定し、町ホームページ等で周知する。【平成30年度～】	
	平成28年度の 取組内容		・指定緊急避難場所を土砂災害、水害、地震に分けて120箇所指定。 ・公民館、学校等の施設103箇所を指定避難所として指定。 ・高台となる指定緊急避難場所(都農南部地区)の整備の実施設計を行う。	・市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 ・洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。【平成26年】 ・避難経路提示はない。	出前講座などを活用して、自主防災会への避難経路等の作成を指導中。	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を設定した	災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めている。	・行政区回覧板用の避難場所表示ステッカーを作成・配付し、避難場所の周知を行った。	取組なし			
	平成29年度の 取組内容		見直しを行った指定避難所及び避難場所の一覧を、広報誌に掲載。また、全自治会へ通知し、周知を図った。	・市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 ・洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。【平成26年】 ・避難経路提示はない。 ・平成30年度にハザードマップ作成するための検討と予算確保を行った。	継続して実施する。				・防災出前講座等で洪水ハザードマップの周知を行った。	玉村町総合防災マップの作成		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	概ね5年で実施する取組内容の更新									
		18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、町公式サイトメール配信サービス、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する。【平成28年度】	・避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、安全・安心メール、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録制メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する(平成28年度)	・避難勧告・指示は同報系無線による屋外放送、サイレン、広報車、おうちお知らせメール、テレビ・ラジオ放送等伝達手段を複合的に活用する。	・避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレ玉データ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エアメール・緊急通報メール、防災行政無線、広報車	・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声留付広報車、市職員・消防団員による巡回等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話・緊急通報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレフォンサービス含む)、広報車の利用 ・風災害オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	コミュニティFM(FMかわぐち)との協定締結済み	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、防災行政無線、広報車、行田ケーブルテレビ、ホームページ、緊急通報メール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民、事業所等に対し情報等を迅速に伝達する。	E)避難計画、情報伝達方法等の改善 地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線、自治会や消防団などによる呼びかけ、電話・FAXなどを用い、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。	・防災行政無線、緊急通報メール等で情報伝達を行うことを地域防災計画で規定している。
	平成28年度の取組内容	・デジタル同報系防災行政無線を整備。		・防災行政無線施設整備が完了した。	平成29年2月28日ケーブルテレビ株式会社と協定を締結。	上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		上記を継続実施。
	平成29年度の取組内容	・デジタル同報系防災行政無線が整備され、定時放送や随時の放送を行った。		・防災行政無線施設整備の運用を開始した。		上記のとおり変更なし	・脚Jエイコム北関東熊谷・深谷局と協定を締結し、各家庭に設置した装置から防災無線情報を受け取るJエイコム簡易告知放送サービスを開始した。		・従前のとおり実施		上記を継続実施。
16 ・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・避難判断マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 ・避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを予定。	・水害対応チェックリストで避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・地域防災計画の見直しを実施しており、地域防災計画にも記載を予定している。【平成28年度】	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・指示の発令基準を設定した。(平成27年度修正)	・地域防災計画及び避難勧告等の判断伝達マニュアルで避難勧告等の発令基準を定めている。	1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市域内雨量観測所降雨指標(予想を含む)・時間雨量30mm以上 3)関連水位観測所河川水位指標・危険度レベル3以上 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを検討する。	・八斗島水位観測所の水位が避難判断水位3.9mに到達した場合、状況に応じ、避難準備情報を発令する。また、冠懸危険水位4.8mに到達した場合や到達するおそれがある場合、避難勧告又は避難指示を発令する。	地域防災計画上に、河川ごとに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。	・地域防災計画では警戒水位で避難準備情報、避難判断水位で避難勧告、冠懸危険水位で避難指示となっている。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		・特になし
	平成29年度の取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		・特になし
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。 ・避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。【平成29年度～】	洪水時の避難場所、避難所については、浸水想定区域外の施設を指定している。	・公園や学校、公民館などを緊急避難場所、避難所に指定している。 ・住民にはハザードマップ、ホームページ等で周知している。	・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認しているかどうかを確認している。	浸水想定区域外の公園等[屋外施設]を指定緊急避難場所とし、浸水のおそれがない場所等(※)にある学校、公民館、保育所等[屋内施設]を指定緊急避難場所兼指定避難所とした。 ※指定避難所は「平屋の場合、浸水深0.5m未満の場所にあること」「2階建ての場合、想定浸水深が2.0m未満の場所にあること」「3階建て以上の場合、想定浸水深が5.0m未満の場所にあること」を満たす施設を指定している。	浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・市の大半が浸水想定区域になっており、避難場所の階数を限定して使用可としている。(中央小学校2階以上使用可と洪水ハザードマップに掲載している。)	地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれ別に避難所や避難場所のほか救助物資集積施設等を含めた防災活動拠点を指定している。	・指定避難所、指定緊急避難場所についてはホームページに掲載している。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		・特になし
	平成29年度の取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・施設の建替えに伴い、避難場所の階数を限定していた施設について見直しを図った。その他従前のとおり実施		・特になし

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組	赤文字の市町: 想定最大規模
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度		

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組	
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施	・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラートなどのツールを活用し広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。	・防災行政無線、メール配信サービス、緊急速報メール、アマチュア無線、タクシー無線、市ホームページ、twitter等公式ソーシャルメディア、道路情報表示板等を有効的に活用し、情報伝達を迅速かつ的確に行う。	・「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレドーム、緊急速報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。	平成25年に湘ジェイコムさいたま「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携しており、今後も連携強化を図っていく。 また、テレビ埼玉のデータ放送を平成25年より活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載 [消防]消防団員、消防車両、口頭等による伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請		・「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラート、緊急速報メールなどの伝達手段により周知を行う。	・防災行政無線、広報車、市ホームページ、広報車、電話、テレビ等報道機関への広報依頼 以上を整備済み。 ・桶川市地域防災計画等で定めている情報伝達手段を、有事の際に迅速かつ正確に市民に周知できるようにする。	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 防災行政無線、防災行政無線情報メール、広報車、アラート、エリアメール、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター、ライン。	・既に地元ケーブルテレビ会社と「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携している
	平成28年度の 取組内容	防災行政無線デジタル化完了に伴い、無線と連動した自動応答の実施や、本庁舎と支所に設置した電光掲示板での情報伝達が新たに行えるようになった。	・テレビデータ放送の活用について検討したが、予算確保の面から見送りとなった。	・「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレドーム、緊急速報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。			上記を継続(特段の改善等はなし)				
	平成29年度の 取組内容	国が実施する洪水予報等のプッシュ型配信に同意をし、広報誌などで市民への周知を図った。	・テレビデータ放送の活用について再検討し、平成30年度の予算計上となった。	・「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレドーム、緊急速報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。			防災行政無線情報等に係るキャリアメール、市民登録メール等の同時配信について関係係を集め検討した。	上記を継続(特段の改善等はなし)	・防災行政無線のデジタル化に併せて電話応答装置(防災行政無線の内容を電話で確認できる機能)の導入を検討した。		
16 ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施											
	平成28年度の 取組内容											
	平成29年度の 取組内容											
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・職員初動マニュアル【風水害編】、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを検討する。	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。 ・避難判断基準等の見直しを検討していく。	・地域防災計画で「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 (荒川水位観測所の避難判断水位4.8mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.6mを超えた時点で避難勧告を発令)	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを検討する。	
	平成28年度の 取組内容	春日部市避難勧告等の判断伝達マニュアルの見直しを行った。	・特になし	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・職員初動マニュアル【風水害編】、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。			地域防災計画の改訂なし。	・桶川市地域防災計画(平成27年2月)に定められている発令基準を基に避難勧告等を発令する。 ※次回改訂時期は未定			
	平成29年度の 取組内容	タイムライン版の検証と避難勧告等の判断伝達に関するマニュアルの改定を行った。	特になし。	・地域防災計画で避難準備情報(避難準備・高齢者等避難開始)、避難勧告、避難指示(避難指示(緊急))の発令基準を記載している。 ・避難勧告等マニュアルを作成済【平成29年度】	・職員初動マニュアル【風水害編】、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。		・避難準備情報等の名称、タイムライン、避難勧告等の発令判断基準水位等について、庁内会議で情報共有を図った。	地域防災計画の改訂なし。	・避難勧告等判断伝達マニュアルを作成し、よりスムーズに発令できるように仕組みづくりを行った。			
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。 ・浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。	指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館等を応急的に使用するが、1階が浸水する見込みの場合、施設2階以上を使用する。指定避難所については、食料、日用品、資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することが出来る施設を対象に指定する。 これらについては、ホームページやハザードマップで情報公開している。	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。	浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	・ハザードマップにより避難場所を周知している。 ・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく予定。	・水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所へ避難するため、平常時から市民自らが指定緊急避難場所や指定避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。 ※本市では、道路の破損、周辺火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。	・避難場所を桶川市HP、防災ガイド等で周知している。 ・避難経路については、自主防災組織と連携を図り、地域に適した避難経路を策定する。	・現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。指定緊急避難場所106箇所のうち、58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを利用することを想定している。避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。	・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	
	平成28年度の 取組内容	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っている。	・特になし	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。		・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布した。	出張講座を33回実施(予定を含む) 防災マップを最新データに更新(毎年)	・避難場所については桶川市HP、桶川市防災ガイド等で周知済み。			
	平成29年度の 取組内容	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っている。	・避難所、避難場所の再検討を実施。想定最大規模降雨時における施設の使用可否を明確し、ハザードマップに掲載した。	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。		・避難場所等を記載したハザードマップを全戸配布しており、新たに転入者及び防災教育の一環として小学5年生、中学2年生に配布。HPで公開。	出張講座を29回実施(予定を含む) 防災マップを最新データに更新(毎年)	・桶川市自主防災組織連絡協議会にて地区ごとのハザードマップ作成について周知を行った。			

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43白岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施	防災行政無線、市ホームページ、緊急 連絡メール、アラート、市メール配信シ ステム、広報車、一斉FAX、自主防災組織 との連携。	防災行政無線 ・広報車 ・緊急連絡メール(エリアメール) ・三郷市公式サイト ・SNSの活用 ・アラート→地デジデータ放送等 以上を整備済み。 他の河川と配信時期を合わせて、プッシュ 型メール配信受ける。	・防災行政無線、広報車、市ホームペー ジ、市公式メール配信サービス、防災無 線放送確認ダイヤル、報道機関の協力を 得て広報を行う。 ・本部体制設置の際に自主防委会長に連 絡。 ・埼玉県災害情報支援システムのアラート 機能を活用して、情報発信を行う。 ・ケーブルテレビ会社と締結した「災害時 における放送等に関する協定」に基づき、 情報発信を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発 令した場合は、防災行政無線、広報車、 ホームスマートフォンアプリ(Yahoo防災連 絡)、緊急連絡メール、アラート、報道機 関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡し、 関係地域内の全ての人に伝わるよう留意 して、伝達する。 ・自主防災組織や自治会との協力・連携 により、避難行動要支援者をはじめ住 民への周知漏れを防ぐ。 ・防災行政無線のスピーカーは豪雨の 時には聞こえづらいので、メール配信 サービスの登録を引き続き推進していく。 【平成28年度～】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発 令した場合は、防災行政無線、広報車、 ホームページ、登録制メール、ツイッ ター、スマートフォンアプリ(Yahoo防災連 絡)、緊急連絡メール、アラート、報道機 関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡する など、関係地域内の全ての人に伝わるよう 留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協 力・連携により、避難行動要支援者をはじ め住民への周知漏れを防ぐ。	・防災行政無線、広報車、白岡市安心安 全メール(登録制メール)、緊急連絡メー ル、インターネット(ホームページ等)、回 覧、ハンドマイク、県の防災システム(災 害用オペレーション支援システム)を用い てアラートへの発信。 ・ケーブルテレビ企業と協定を締結して おり、要請をすれば、ケーブルテレビにて情 報公開可能。	E)避難計画、情報伝達方法等の改善 すでにJ-COMさいたま災害時における 協定を締結済み。現在、防災情報等の新 たな伝達手段について協議中。	・避難準備、避難勧告、避難指示を発令し た場合は、防災行政無線、広報車、町公 式ホームページ、フェイスブック、防災メ ール、アラート、報道機関との協力を得て 広報を行う。	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧 告、避難指示(緊急)を発令した場合は、 防災行政無線、広報車等で情報を伝達す るとともに、消防団、自主防災組織等の協 力を得て、町民への周知徹底を図ると ともに、町本部は、避難の勧告及び指示に 関する情報を町ホームページに掲載す る。 ・広域にわたって避難の勧告及び指示の 伝達を行う必要があるときは、県を通じて 各放送機関に対して、避難勧告又は指示 に関する内容の放送の協力要請をする。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、 エリアメール、アラート
	平成28年度の 取組内容	市ホームページに防災情報のリンク先を 集約したリンクページを作成した。	三郷市メール配信サービスを開始した。	5月17日アラート全国総合訓練に参加 し、アラート機能活用及びテレビ会社と 連携した情報発信について訓練した。	・メール配信サービスに登録するよう に、市民に対して呼びかけを行った。	・自主防災組織の地域コミュニティとの協 力・連携を強化した	・防災行政無線のデジタル化により、メー ル配信等の他の情報伝達手段との自動 連携が可能となった他、放送内容を電話 で聞くことができるテレフォンサービスを導入した。		同上		メール配信サービスの登録の推進及びそ の他「川の防災情報」等周知している。
	平成29年度の 取組内容	引き続き情報伝達方法の改善を検討。		継続して広報・情報発信に努めている。	・メール配信サービスに登録するよう に、市民に対して呼びかけを行った。	・自主防災組織の地域コミュニティとの協 力・連携を強化した	・市公式ホームページに防災行政無線の 放送内容を掲載。			・防災行政無線をはじめ、ツイッター、登 録制メール、地上デジタル放送等を防災 情報システムを通じて配信する。	
16 ・リアルタイム情報の提供やプッ シュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	現状は以下のとおり定めている。 避難準備情報: 氾濫注意情報が発表さ れ、河川水位の状況や気象情報等から判 断して一定時間後、避難を要する状況に なる可能性がある場合。 避難勧告: 避難判断水位に到達し、その 後も水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示: 氾濫危険水位に到達し、その 後も水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発 令基準を記載している。	地域防災計画に避難準備情報、避難勧 告、避難指示の発令基準を記載してい る。	・地域防災計画及び水防計画で避難準備 情報、避難勧告、避難指示の発令基準を 記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧 告、避難指示の発令基準を記載してい る。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧 告、避難指示の発令基準を記載してい る。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が 「避難判断水位」(8.00m)に達した際に、 「避難準備情報」の発令を判断する。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が 「氾濫危険水位」(8.50m)に達した際に、 「避難勧告」等の発令を判断する。	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧 告、避難指示の発令基準の見直しを検討 する。	・地域防災計画等で避難準備情報、避難 勧告、避難指示の発令基準を記載してい る。 ・地域防災計画の見直しを行う予定。	・地域防災計画で避難準備・高齢者等 避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発 令基準を記載している。	現状は以下のとおり定めている。 避難準備情報は、利根川(栗橋)が氾濫 注意水位に達し、さらに水位の上昇が予 想されるとき。 ・避難勧告は、利根川(栗橋)が避難判断 水位に達し、さらに水位の上昇が予想さ れるとき。 ・避難指示は、破壊したとき。破壊に繋 がるような大量の漏水、亀裂。内水はん 氾により、近隣で浸水が床上に及んだ時。 特別警報が発令された時。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。		—	・地域防災計画及び水防計画で避難準備 情報、避難勧告、避難指示の発令基準を 記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧 告、避難指示の発令基準を記載してい る。	・避難情報の名称が変更となったため、 広報誌等を通じて周知していく。		同上		
	平成29年度の 取組内容	地域防災計画を修正し、避難勧告の名称 変更を行った。		タイムラインの作成について検討する。		・避難情報の名称の変更を ・避難情報の名称の変更を 出前講座などで周知を行った。	・避難情報の名称が変更となったため、 広報誌等を通じて周知した。		地域防災計画の見直しを行い、計画に発 令基準を記載している。	・地域防災計画を改訂した。	
18 ・避難場所・避難経路の再確認と 改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	現状は以下のとおり定めている。 避難場所・避難所: 小学校、中学校、高校 避難場所: 公園、運動グラウンド 避難所: 公民館、体育施設 浸水時は、浸水深以上の避難場所、避難 所に限る。 ※避難経路は未指定。	・地域防災計画において、指定緊急避難 場所については、大型施設等の浸水しな い階層の立体駐車場など、立ち入り可 能な場所で、あらかじめ施設管理者に同 意を得て市が指定することになっており、 今後指定していく予定。	・浸水区域から離れた公共施設を避難所 に指定している。 ・広告関連業者と協定を結び電柱広告に 公共スペースを設け、避難所・避難場所 の掲示に努めている。 ・避難場所の絶対数が不足する地域を検 証する。	・公共施設がある場所の浸水深を考慮し て、建物が浸水しない階層を緊急避難場 所として指定している。 ・これは、ハザードマップ、ホームペー ジで情報公開している。 ・情報を公開しているが把握していない市 民もいるので、今後も引き続き周知して いく。【平成28年度～】	指定緊急避難場所、指定避難所は防災 マップ、ホームページ、広報誌、その他情 報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により 異なる。出前講座等で避難経路 の選定方法や、避難時の注意点を周 知している	・避難経路に関しては、市長の特定の指 示がなされた場合には、その経路とする。 ・特別の指示がない場合には「土木班」が 指定をするが、状況により、指定が困難な 場合には特に指定しない場合もある。	浸水想定区域内となっている避難場所、 避難経路が多く、安全性を再確認し、必 要に応じ改善を図る。	・指定緊急避難場所及び指定避難所を指 定している。【平成27年度】 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広 報誌により周知しているが、避難経路に ついては未策定のため、今後策定する。 【H28年度～】	・グラウンドや公園、体育館、公民館などの 公共施設を避難場所として指定している。 これらは、ハザードマップ、ホームペー ジで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。	・小中学校や公民館を指定緊急避難場 所、指定避難所に指定している。 これらは、ハザードマップに掲載してお り、町ホームページで情報を公開してい る。 ・避難経路については未策定のため、今 後検討する。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。		—	・公共施設がある場所の浸水深を考慮し て、建物が浸水しない階層を緊急避難場 所として指定している。 ・ハザードマップ、ホームページで洪水時 に使用できる避難場所を示しているの で、市民に事前に確認しておくように呼びかけ を行った。	指定緊急避難場所、指定避難所は防災 マップ、ホームページ、広報誌、その他情 報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により 異なる。出前講座等で避難経路 の選定方法や、避難時の注意点を周 知した。	・東京電力との協定により、電柱公告を活 用した避難誘導案内を設置した。		同上		自主防災訓練時に避難所等を周知説明 した。
	平成29年度の 取組内容	町会・自治会と避難所運営会議を行い、 避難所運営マニュアルの修正を検討す るとともに、避難所である学校体育館の開 錠方法の検討などを行った。		引き続き検証する。	・ハザードマップ、ホームページで洪水時 に使用できる避難場所を示しているの で、市民に事前に確認しておくように呼びかけ を行った。	・避難経路は現場の状況や居住地により 異なる。出前講座等で避難経路 の選定方法や、避難時の注意点を周 知した。				・改訂した地域防災計画に指定緊急避難 所、指定避難場所、福祉避難所を記載し た。	同上

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
概ね5年で実施する取組内容の更新
H28年度
星取表で評価が進んだ取組内容
H28年度
概ね5年で実施する取組内容の更新
H29年度
星取表で評価が進んだ取組内容
H29年度
(資料)取組事例に
掲載している取組

凡例

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施	・防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、アラート、報道機関の協力を得て、広報を行う。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力、連携により、住民への周知漏れを防ぐ。	・地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録制メール(野田市安全安心メール「まめメール」、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもアラート(データ放送)、各携帯会社(NTTドコモ、ソフトバンク、モバイル、KDDI)による災害緊急連絡メールも活用する。	・防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行う。 ・既存の情報伝達手段の他に、必要に応じて整備を検討していくこととした。	・プッシュ型メールの配信手続き【H29】	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、災害広報誌の配布、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載及び報道機関への放送を行う。	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載、デジタルサイネージ、エリアメール、あだち安心電話、避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、区公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連絡メール、アラート、あだち安心電話、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に防災行政無線スピーカーの増設を予定。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J・COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	・防災行政無線デジタル化による取り換えに伴い、難聴地域を改善する。【平成27年度～31年度】 ・メールニュース・ツイッター・フェイスブック・FMラジオ・ケーブルテレビによる情報伝達手段の整備。		
	平成28年度の 取組内容	継続して実施	・引き続き実施中。			メール配信登録者増加に向けた取り組みの実施(我孫子市総合防災訓練会場などにおいて)した。	・区の防災アプリで河川水位や河川の映像をリアルタイムで確認できるよう整備した。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J・COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	防災行政無線のデジタル化を継続中。		
	平成29年度の 取組内容	継続して実施	・引き続き実施中。			メール配信登録者増加に向けた取り組みの実施(我孫子市総合防災訓練会場などにおいて)した。	防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に防災行政無線スピーカーを8台増設。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J・COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	防災行政無線のデジタル化を継続中。		
16 ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・地域防災計画で発令判断の目安を記載している。 ・避難準備情報:利根川が氾濫し、町域への到達が予想される時。 ・避難勧告:氾濫水が町域に向かっていくとき ・避難指示:氾濫水が町域に迫っているとき ・避難判断マニュアルの作成を検討中	・地域防災計画で各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。 ・現在、水害に対する避難の判断基準については、地域防災計画で定めており、避難勧告については次のとおりとしている。 (1)避難行動要支援者の場合 ・東橋観測所 氾濫危険水位に到達した状況(はん濫危険情報が発令されたとき) ・野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される状況 (2)一般(避難行動要支援者でない方)の場合 ・野田・芽吹橋観測所 1時間後に、両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される状況(氾濫警戒情報が発令されたとき)	・地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけてある。	・夜間や雨天時における避難勧告等の発令基準については、必要性について検討し、柔軟に対応する。【H29～】	・避難に関する発令基準は、地域防災計画で位置づけられている。	・地域防災計画において、各河川の水位における避難情報の発令基準を定めている。	・利根川の避難勧告等の発令基準についても検証して、定める予定	・広域避難の促進を目的とした、自主広域避難の呼び掛け、広域避難勧告といった早期段階における避難情報の発表を検討中。		
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・引き続き実施中。	・H29.2に地域防災計画の見直し・修正を実施。引き続き、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけた。		発令基準の検証を開始した。	—	利根川の避難勧告等の発令基準についても検証して、定める予定	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。		
	平成29年度の 取組内容	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成済み	・上記取組内容と同様。	・H30.2に地域防災計画の見直し・修正を実施。引き続き、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけた。		避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン)に基づき修正済み	—	利根川の避難勧告等の発令基準についても検証して、定める予定	江東5区広域避難推進協議会において検討中。		
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・小中学校、県営公園(高台)等を指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。 ・これらは、町ホームページで情報を公開している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	・避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によって3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。 ・浸水時に可能な避難所の情報については、野田市で配布している「防災ハンドブック」や「洪水ハザードマップ」に掲載しており、窓口での配布のほか、ホームページでも公開している。 ※避難経路については特に提示していない。	・洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。 ・学校、近隣センター等を避難所に指定している。 ※避難経路については定めていない。	・浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	・指定緊急避難場所・指定避難所や大まかな避難経路をハザードマップに掲載しており、周知をしている。 また、上記ハザードマップは市ホームページにおいても情報公開している。	・足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の240施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	・避難場所:区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所 ・避難経路:指定なし。徒歩で避難 ・広域避難の見直しをする予定。		
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。	・洪水ハザードマップに、要配慮者利用施設を新たに明記した。 ・避難経路は定めていないが、防災講習会等において、各自定める(た)避難経路の安全性等を確認するよう啓発した。		避難場所・避難経路の再確認を実施した。	—	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の240施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。		
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。	・WEB版ハザードマップの作成に着手している。(H30年度公表予定) ・避難経路は定めていないが、防災講習会等において、各自定める(た)避難経路の安全性等を確認するよう啓発した。		避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。	—	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の240施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	江東5区広域避難推進協議会において検討中。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組			
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
15 ・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から 順次実施						
	平成28年度の 取組内容						
	平成29年度の 取組内容						
16 ・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から 順次実施						
	平成28年度の 取組内容						
	平成29年度の 取組内容						
17 ・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施						
	平成28年度の 取組内容						
	平成29年度の 取組内容						
18 ・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施						
	平成28年度の 取組内容						
	平成29年度の 取組内容						

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06霞町 取組	07境町 取組
19 避難誘導体制の充実	継続して実施				・地域防災計画に避難誘導の方法を記載している。(市、消防機関、警察等と連携し、市民が安全かつ迅速に避難できるように記載有り)	・地域防災計画の改定に伴い、避難誘導体制について記載する。【～平成30年度】	・市職員、消防職員、自主防災組織、警察官が連携して、避難誘導に努める。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携して実施する。 (2)消防機関、県警本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 ・年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。 ・地域防災計画(または水防計画等)に避難誘導体制について記載する。【平成29年度～】	・現在、境町広域避難計画を策定中である。 ・29年度の事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。
	平成28年度の取組内容						・今年度も取手市防災会議を3月に開催した際に、警察・消防・行政・自主防災組織が一層に会す機会があり、その際に連携の再確認を行った。			継続	28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。
	平成29年度の取組内容					・未実施			・地域防災計画及びマニュアル作成を実施し、避難誘導要領等について定めた。	市防災訓練にて避難誘導訓練を実施予定であったが、荒天のため中止となったが、地域ごとの防災訓練にて避難誘導体制の充実を図った。	継続
20 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援する。【平成28年度～】	・毎年、市内で開催されている「障害者のための防災訓練」に参加している ・要配慮施設に対し、水害時の避難計画を策定するよう助言を検討していく	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・担当課と調整し今後検討していく。【平成28年度～】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。
	平成28年度の取組内容						・要配慮者利用施設における避難計画作成状況調査を実施			未実施	
	平成29年度の取組内容				・要配慮者利用施設に対し、避難計画及び訓練の状況調査を実施し、計画提出を依頼した。順次提出のあった施設に対して、計画のチェック等を実施している。	市内の要配慮者施設の洗い出しを行い、その施設が浸水想定区域内かどうかの確認作業を行った。	・毎年、市内で開催されている「障害者のための防災訓練」に参加している ・要配慮施設に対し、水害時の避難計画を策定状況を確認し、助言を行った。		検討中	未実施	平成30年度以降、共同連携事業の成果を踏まえ、施設管理者等の理解促進及び計画作成の援助
F) 企業防災等に関する事項											
21 不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。									
	平成29年度の取組内容										
22 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。			・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・浸水想定区域内にある大規模工場に対し、避難計画の策定状況と訓練実施状況を確認し、助言した。 ・その他の大規模工場に対しても、現況確認と助言の検討を行っていく。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・市内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。
	平成28年度の取組内容						・未実施		未実施	未実施	未実施
平成29年度の取組内容					・未実施			未実施	未実施	未実施	未実施
G) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。									
	平成28年度の取組内容										
24 氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。 ・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。			・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の中で広域避難計画を検討している。	・利根川における想定最大規模降雨の浸水想定区域図が策定された後、広域避難計画を策定していく。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・今後、近隣市町と連携し、広域避難計画を検討していく予定。	・現在、境町広域避難計画の作成を作成中。 ・29年度の事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。
	平成28年度の取組内容		江東5区広域避難推進協議会に参加し、関係各々の広域避難実施体制の検討を行った。						広域避難も含めた避難計画を検討中。	未実施	28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。
平成29年度の取組内容		利根川中流4県境広域避難協議会に参加し、課題整理等に協力した。江東5区広域避難推進協議会に参加し、関係各々の広域避難実施体制の検討を行った。			・未実施	茨城県及び鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の主導のもと、広域避難に係る調査を実施している。		・ハザードマップの具体的な検討を実施した。 ・タイムラインの新たな修正を実施した。	引き続き、広域避難も含めた避難計画を検討中。	未実施	地方自治研究機構との研究連携事業として、関東・東北豪雨を検証。さらに広域避難の方向性研究する。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
19・避難誘導体制の充実	継続して実施	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。	・地域防災計画に記載されている体制は以下のとおり。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・毎年防災訓練を実施しており、その際には警察や消防にも協力してもらっている。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・学校施設管理者への連絡体制が出来ている。 ・要配慮者、避難行動要支援者については、対応マニュアルに従い民生委員等が対応する。 ・警備会社と避難誘導、避難対象地域の警戒監視について災害時応援協定を締結する予定。	・要配慮者、避難行動要支援者への対応について、現在、マニュアルを作成している。 ・地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者の安全確保に努める。	・市、消防機関及び警察機関は連携し、避難誘導を行う。 ・地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者の安全確保に努める。	・市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。	・市、警察、消防、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・地域防災計画に沿って、各関係者が初動対応を図る。 ・広報等で、住民に対して避難場所、避難経路、危険箇所の確認等を促す。	・警察・消防機関、町職員等が連携して、組織的な避難誘導を実施する。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておき、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を実施する。 ・避難する際には、自家用車を使用しないよう指導する。 ・避難訓練を年1回実施しており、警察・消防機関に協力してもらっている。
	平成28年度の取組内容		・「栃木市支え合い条例」を制定し、要配慮者の避難誘導体制について検討した。 ・警察及び消防、消防団等の協力の下、総合防災訓練1回、地域防災訓練を2回実施。 ・地域防災計画の避難誘導体制について、マニュアルを策定。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	継続して実施する。	避難する際の参考となるよう「洪水ハザードマップ」の作成に併せ、「道路冠水マップ」を作成した。		関係機関が連携し、避難誘導に努める。	・総合防災訓練において避難誘導訓練を実施した。	・取組なし(今年度は地域防災訓練が雨天により中止)	・避難訓練を実施
	平成29年度の取組内容		・自衛隊及び消防、消防団等の協力の下、総合防災訓練1回、地域防災訓練を2回実施。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	継続して実施する。					・自主避難所を開設した。	昨年雨天中止となった地域防災訓練を実施し、併せて玉村町総合防災マップを作成した。
20・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	避難計画の作成支援を行っている。今後も継続的に支援していく。【平成28年度～】 ・職員や利用者、利用者のご家族を対象とした防災講話を実施している。	・要配慮者利用施設において水害に関する避難計画の策定をお願いしていく。【平成28年度～】 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施を検討していく。【平成29年度～】	・社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりを行う。	・要配慮者利用施設における避難計画(災害マニュアル)を定めており、各施設において計画に基づく訓練を実施している。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけをもらうよう助言するように検討する。	・施設ごとに避難計画を作成するように依頼する。	洪水浸水想定区域の修正を受け、該当施設に作成及び訓練の実施を促す。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。【平成29年度】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・担当課と連携し、要配慮者利用施設の避難計画作成を支援する。 ・要配慮者利用施設と連携し、町の避難訓練と併せて訓練を実施するよう促進する。【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容		避難計画の作成支援を行っている。		平成28年9月、警備会社との協定締結済み。	施設ごとに避難計画を作成するように依頼した。		H26年度該当施設を戸別訪問を実施済み。	・要配慮者利用施設に避難計画等の作成を周知した。	・福祉施設関係者を集め「地域とのネットワーク作り」を図る。(H29.3.5)	・該当施設に避難計画書の有無を確認、作成済みの施設からは避難計画を収集した。
	平成29年度の取組内容		避難計画の作成支援を行っている。	・平成30年度に地域防災計画への位置づけと、避難確保計画作成説明会の開催に向けて準備中。	保健福祉・県の福祉部局と調整し、避難計画の提出と訓練の実施をする。		地域防災計画を改訂し、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を明示した。今後、改めて計画の作成や訓練の実施を周知する	該当施設の調査を実施	・要配慮者利用施設に避難計画等の作成を周知した。	取組なし	・未作成施設の訪問を実施した。
F) 企業防災等に関する事項											
21・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
22・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。			・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。	・水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき用途及び規模の基準を条例で定め、該当する浸水想定区域内の工場等へ個別訪問を行い、周知を図っている。	・資料提供等により計画策定の支援を行う。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。
	平成28年度の取組内容		・洪水ハザードマップにより周知している。						・資料提供等を検討している。	取組なし	
	平成29年度の取組内容		・洪水ハザードマップにより周知している。						・資料提供等を検討している。	取組なし	
G) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
24・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水想定の見直しの際、必要に応じて、他市町と連携し、広域避難計画の作成について検討する。	・今後広域避難計画の策定を検討していく。【平成28年度～】	・地域防災計画に記載あり。	・近隣市町間で、広域支援連携を進めている。【平成28年度～】	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めていく。	・広域避難計画は未策定だが、地域防災計画に広域の避難について記載してある。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣市町と協議し、広域避難計画を策定していく予定。【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容		・近隣市町との広域避難について、協定締結予定。	・地域防災計画に記載あり。	・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。	協定の締結に向け、調整を図っている。		想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣町と連携し、策定の検討を行った。	取組なし	
	平成29年度の取組内容		・小山市、結城市、下野市、野木町と、災害時広域支援連携協定(栃木市・野木町・結城市・下野市)と協定締結する。	・地域防災計画に記載あり。	災害時広域支援連携協定(栃木市・野木町・結城市・下野市)と協定締結する。	協定の締結に向け、調整を図っている。		想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣市町と情報交換を行った。	取組なし	・近隣市町とタイムラインについて整理した。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	18明和町 19千代田町 20大泉町 21邑楽町 22さいたま市 23熊谷市 24川口市 25行田市 26加須市 27本庄市									
		18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
19・避難誘導体制の充実	継続して実施	・避難誘導の体制は以下の通り。 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒などの施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・地域防災計画に避難誘導体制について記載する。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・避難誘導体制について検討する。【平成29年度～】	・避難誘導の体制は以下の通り (1) 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。 (2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるものとする。 (3) 避難立退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。 (4) 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。 ・タクシー事業者や、観光バスを所有する旅行業者と、災害時における避難者の移送の協力に関する協定を結んでいる。	・町、消防機関、警察機関及び自主防災組織が相互に連携し、最も安全と思われる避難経路を選定し、避難誘導を行う。 ・避難者の通行を確保するため、避難経路の要所に誘導員を配置する。	・避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員が行う。 ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。	・避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。 ・避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。 ・避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両により避難させる。 ・市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。 ・隔年で市総合防災訓練を実施しており、その際は消防団に協力してもらい避難誘導訓練を行っている。	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 自治会、自主防災組織は、自らが主体となって、事前に安全を確認しておいた避難経路による避難に努めるものとする。 (3) 避難行動については、原則として徒歩によるものとするが、状況により要配慮者又は歩行困難者を、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を実施する。	・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要援護者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。	・地域防災計画では、各施設管理者、警察署、消防機関、自主防災組織等が避難誘導にあたることとなっている。
	平成28年度の取組内容										避難場所標識の設置を行い、自主防災組織リーダー養成講座でDIG訓練を実施した。
	平成29年度の取組内容										避難場所標識の設置を行い、自主防災組織リーダー養成講座でDIG訓練を実施した。
20・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうよう助言する。【H28年度】 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。【平成28年度～】 ・該当施設に、計画の策定状況を確認し、早期に作成してもらう。及び訓練の実施を行うよう促す。【平成29年度～】	・浸水想定区域内の福祉施設に対し、避難計画作成についての働きかけを行った。 ・避難計画作成等について説明、協力を進めていく予定。	・避難計画策定の支援を実施予定。 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の促進を図る。	対象施設管理者に対し、出前講座などの機会を捉えて計画の作成及び訓練の実施について促していく	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうよう検討する。	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。	
	平成28年度の取組内容									特に無し	
	平成29年度の取組内容										特に無し
F) 企業防災等に関する事項											
21・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
22・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。	・町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。【平成28年度～】	・避難計画作成等について説明、協力を進めていく予定。	・浸水想定区域の見直しなど情報提供に努め、避難計画等の作成を促進する。(予定)	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。【予定】	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場の定義の条例化については、他市町村の動向を注視しながら検討していく。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援に向けた検討を行う。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。
	平成28年度の取組内容										
G) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
24・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・今後広域避難計画を策定していく。	・今後広域避難計画を策定していく予定。【平成28年度～】	・県及び近隣市町と広域避難計画について協議、策定していく予定。	・県及び近隣市町と広域避難計画を協議、策定していく。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・今後、広域避難計画の策定を検討していく。	近隣市区町村との協定締結済み	・浸水想定区域図に基づき、広域避難を含めた避難計画策定の検討に努める予定。	・地域防災計画上に、避難対策の一つに、広域避難を位置付け対応している。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難について規定している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
19・避難誘導体制の充実	継続して実施	・安全な避難活動を実施するために、避難経路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を整備している。 避難行動要支援者名簿を作成、及び災害時要援護者避難支援制度を導入し、自治会等の地域の支援者の協力により避難支援を行う体制を構築している。	・避難にあたっては自治会単位とし、市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難講堂要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。 ・既に河川が氾濫し、移動が危険な場合は、自宅の上階や安全が確保された屋内などに留まるという避難行動も重要であることに留意しながら誘導を行う。	・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携し実施する。 ・避難にあたっては自治会単位とする。 ・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。 ・市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。	・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。 ・要配慮者の避難誘導に際しては、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。	・有事の際、市職員、警察、消防、消防団員、自主防災組織等の関係機関が連携し、市民の避難誘導及び安全の確保を行うようにする。	・地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載している。 ・市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施しており、避難行動要支援者にも参加していただいている。	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。
	平成28年度の取組内容	避難場所案内看板の設置や、自治会等による要援護者の支援体制の確保を行った。	・避難を自治会単位としている為、自主防災組織リーダー養成訓練において、自治会員を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。	・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携し実施する。 ・避難にあたっては自治会単位とする。 ・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。		—	県との共催による自主防災組織リーダー養成講座を実施 災害時要援護者避難支援制度に基づく台帳を更新、自治会等の関係機関に配布		平成28年9月3日久喜市防災訓練実施。避難行動要支援者にも参加していただいている。	
	平成29年度の取組内容	避難場所案内看板の設置や、自治会等による要援護者の支援体制の確保を行った。	特になし。	・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携し実施する。 ・避難にあたっては自治会単位とする。 ・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。		・避難場所等を記載したハザードマップを全戸配布しており、新たに転入者及び防災教育の一環として小学5年生、中学2年生に配布、HPで公開。	上記を継続して実施。	・上述の内容を継続して実施している。	平成29年9月2日久喜市防災訓練において避難誘導訓練を実施する予定であったが、当日雨天により中止となった。	
20・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。	・市は、病院や福祉施設の入所者・通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。	・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画の策定に向けた支援を検討していく。 ※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。	・福祉担当課と連携し要配慮者利用施設における支援を検討していく。	平成28年7月に市内の浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の類型を作成し、計画作成依頼を行った。 平成29年3月1日現在、市内27施設中4施設で避難確保計画を策定済。	・関係課と調整し、要配慮者利用施設を対象とした避難訓練等について検討していく。	・関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。(平成30年度～)	・平成28年度内に担当課と調整予定	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画作成や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・現時点では浸水区域に対象施設はないが、今後、対象施設が建設された場合は、避難計画の作成および訓練の促進を図っていく。
	平成28年度の取組内容	防災対策課の窓口や電話で、要配慮者利用施設の避難計画の策定や訓練実施についてアドバイスをを行った。	・避難計画の作成及び訓練実施について、検討を継続。	未実施	・福祉担当課と連携し要配慮者利用施設における支援を検討していく。		—	特段の取組なし	・平成29年度も引き続き担当課等と調整を図る。		
	平成29年度の取組内容	関係部局と連携し、改めて要配慮者利用施設を抽出した。なお、最大規模降雨による浸水想定における各施設の浸水深を現在確認中。	・関係各課と協議のうえ、市内各施設における策定状況調査を実施した。	未実施	・一部の要配慮者利用施設において、FAXを用いた情報伝達訓練を実施。		・要配慮者施設の避難計画について、関係課と情報共有を図った。	特段の取組なし	・平成30年度も引き続き担当課等と調整を図る。	水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化及び避難訓練の実施について、関係課を通知し対応を依頼した。	
F) 企業防災等に関する事項											
21・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成29年度の取組内容										
22・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	市内の大規模工場に対して、避難計画の必要性を周知すると共に、策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	浸水想定区域内に大規模工場はないが、必要に応じて市内工場へ情報提供等を実施する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画について、必要な資料提供等、支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・平成29年度以降、大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。
	平成28年度の取組内容	現在、指定施設なし	・特になし	未実施	浸水想定区域内に大規模工場はないが、必要に応じて市内工場へ情報提供等を実施する。		—	特段の取組なし			
平成29年度の取組内容	現在、指定施設なし	・特になし	未実施	浸水想定区域内に大規模工場はないが、必要に応じて市内工場へ情報提供等を実施する。		・引き続き検討していく。	特段の取組なし	・上述の内容を継続して実施を検討している。			
G) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施										
	平成28年度の取組内容										
24・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	広域避難計画は策定していないが、市地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・今後、近隣市町と協議を実施し、広域避難計画を検討していく予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に該当する内容を記載している。	協議会で引き続き検討を進めていく。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・広域避難計画の策定について検討していく予定。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・本市の浸水区域は一部のため広域避難計画の策定は考えていないが、隣接する市からの協定締結については協力し対応する。 隣接する川島町と協定を結んだ。
	平成28年度の取組内容	広域避難計画策定について検討した。	・特になし	未実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に該当する内容を記載している。		—	特段の取組なし		・洪水ハザードマップを桶川市HP、桶川市防災ガイドで周知済み。	
	平成29年度の取組内容	広域避難計画策定について検討した。	・特になし	未実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に該当する内容を記載している。		・引き続き検討していく。	特段の取組なし	・平成28年度内容を継続して実施している。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43岡岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
19 ・避難誘導体制の充実	継続して実施	・広報班による災害情報の発信、提議班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。	・市が、消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。 ・要支援者については優先的に避難誘導する。 ・避難時に危険となる箇所、避難経路等の指示は行っていない。	避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携して実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携して実施する。 (2)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。	・避難は自ら行うことを原則としているが、要配慮者等、自力による避難が困難な場合には、車両等による輸送を行う。 ・危険な地域には標示、縄張りを行い、必要に応じて、誘導員を設置する。 ・避難誘導は、避難所等の救助物資配給を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行う。 ・避難順位はおおむね、次の順位で行う。第1順位「高齢者・障がい者」、第2順位「高齢者・妊産婦・乳幼児・児童」、第3順位「一般市民」 ・学校に関しては避難誘導マニュアルを作成し、教職員は運用の精通、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防員、消防団員等の協力により連携して地域ごとに効率よく実施する。 (2)学校、会社、事業所、その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その場所の責任者、管理者等による自主統率を原則とする。ただし、学校及び夜間多人数が集合している場所等については、必要に応じて職員を派遣し、避難誘導に必要な措置をとる。 (3)自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。	・町職員は避難勧告又は指示が発せられた場合、消防職員、消防団、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。	・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		—	・避難誘導体制の継続。	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。	・各自主防災組織の防災訓練において、避難誘導訓練が実施された。		同上		
	平成29年度の取組内容	避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の避難誘導体制の充実を検討した。		避難行動要支援者名簿に基づき関係機関への情報提供に関する同意書を発送した。同意者については、関係機関に情報提供を行い、個別計画の作成を依頼している。		前年度と同様	・各自主防災組織の防災訓練において、避難誘導訓練が実施された。		・町職員は避難勧告又は指示が発せられた場合、消防職員、消防団、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。		
20 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。 ※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。 ※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。	・関係各課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・地域防災計画で社会福祉施設に対して、緊急体制の確保や避難誘導計画について記載している。	・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の導入の必要性を検証し、必要に応じ避難計画を検討する。	・地域防災計画で、要配慮者利用施設に対して、避難誘導計画の作成や訓練の実施について記載している。 ・要配慮者利用施設による避難誘導計画の作成や訓練の実施について支援する。	H28年度に福祉避難所(1施設)において避難訓練を実施した。他の福祉避難所においても実施を促していく。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・防災に関する訓練を事業所ごとに事業所主体で実施している。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。
	平成28年度の取組内容	要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難体制について検討を行った。	福祉担当課と連携し、各施設における避難計画策定を推進、支援していく。	引き続き関係各課から要配慮者利用施設に対して計画作成に努めるよう周知する。	・福祉担当課による避難計画の作成に対する支援により、一部の施設において避難計画の作成に着手した。	・要配慮者利用施設における福祉避難所開設訓練を実施。			同上		・障害者団体と防災訓練を実施。
	平成29年度の取組内容	要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難体制について検討を行った。	福祉担当課と連携し、各施設における避難計画策定を推進、支援していく。	引き続き関係各課から要配慮者利用施設に対して計画作成に努めるよう周知する。	・福祉担当課による避難計画の作成に対する支援により、一部の施設において避難計画を作成した。	・要配慮者利用施設における福祉避難所開設訓練を実施。	・要配慮者利用施設における福祉避難所開設訓練を実施。		・防災に関する訓練を事業所ごとに事業所主体で実施している。		
F) 企業防災等に関する事項											
21 ・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
22 ・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。避難訓練についても、実施を検討していく。	・浸水想定区域内に大規模工場があるかの調査を予定している。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・対象となる大規模工場に対して避難計画作成の働きかけを行う【平成28年度〜】	・対象となる施設について調査し、必要に応じて水防法の規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	町内に大規模工場がない	対象外
	平成28年度の取組内容	実施に向けて検討した。		—	・該当する大規模工場が市内にはない。	・対応なし			同上		
	平成29年度の取組内容	実施に向けて検討した。		特段の取り組みなし。			・対応なし		・町内に大規模工場がない		
G) 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
24 ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を検討する。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。 ・広域避難を考慮したタイムラインについて、検討していく。 ・広域避難計画の検証をし、必要に応じて隣接自治体と連携を図る。	・隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。 ・広域避難を考慮したタイムラインについて、検討していく。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	広域避難計画は未策定だが、隣接市町との避難所相互利用に関する協定はすでに締結している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する協定を掲載している。	・広域避難計画は策定していないが、周辺市町との協定を締結している。
	平成28年度の取組内容	実施に向けて検討した。		—	・利根川が洪水した場合の、広域避難の実現性について検討。	・対応なし。			同上		
	平成29年度の取組内容	実施に向けて検討した。		引き続きタイムラインについて、検討していく。			・対応なし。		地域防災計画の見直しを行ったが、広域避難計画は引き続き検討する予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する協定を掲載している。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H29年度
 (資料)取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
19・避難誘導体制の充実	継続して実施	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。	・避難誘導体制については以下のとおり(1)市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とするが、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。 (2)学校、幼稚園、保育所(園)、事業所、スポーツその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。 ○避難行動要支援者での対応について ・野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決めてもらっている。	【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。 【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。	地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導体制について記載することを検討する。	・避難誘導は、自主防災組織等が行うことを原則とし、浸水箇所や水路等には必要に応じて水防団等を配置し警戒にあたるものが位置づけられている。 ・要配慮者は、策定済みの避難行動要支援者支援計画に基づき名簿を作成するとともに、自動・共助・公助を分担した体制を構築している。	・地域防災計画に、避難情報に基づく区、警察、消防等と連携した避難誘導について記載している。	・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している ・避難誘導の体制や要配慮者の移送等について検討する。	・地域防災計画に避難勧告、指示に基づく区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導について記載している。		
	平成28年度の取組内容	継続して実施	上記取組内容と同様	・避難誘導体制は、上記のとおり引き続き実施することとした。		避難行動要支援者名簿を作成し、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会に配布した。			江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。		
	平成29年度の取組内容	継続して実施	上記取組内容と同様	・避難誘導体制は、上記のとおり引き続き実施することとした。		変更及び更新の際は、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会に配布する。(平成29年度は更新なし。)		・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している ・避難誘導の体制や要配慮者の移送等について検討する。	江東5区広域避難推進協議会において検討中。		
20・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・福祉担当課と調整し、訓練の実施支援を検討していく。	○学校施設 ・市内公立幼稚園については、洪水を対象とした浸水対策計画や避難計画は策定されていないが、洪水の際は保護者に引き渡すこととなるため、引き渡し訓練は実施している。 ○児童館、児童保育所等 ※避難訓練は実施しているが、洪水を対象としたものではない。 ○高齢者福祉施設 ・施設からの乗降があれば支援を検討したい。 ○高齢者福祉施設 ・一部の指定管理者施設では風水害時の対応マニュアル作成している。 ※指定管理者施設の避難訓練は火災・地震を想定したものである。 ※指定管理者が施設センターでは、風水害を想定した施設の避難マニュアルは作成していない。 ※避難訓練は火災を想定して実施している。 ○保育施設 ※避難訓練は実施しているが、洪水を対象としたものではない。 ○避難計画 ・各種施設等に、水害を対象とした避難計画作成の検討もしくは支援の検討をすともにも、関係部署と協議を進める。 また施設によっては、避難計画導入の必要性を確認した上で、避難計画を検討する。 なお、保育施設については、避難計画等を記載している危機管理マニュアルについて、水害等を考慮して内容の検討をしていく。	・介護保険事業所を対象に避難計画等の作成について集団指導を実施済み。	・関係課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。【H28～】	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・区立の障害者通所施設(ウエルビアかつくり)や保育園では、避難計画を作成している。 ・訓練を実施している施設もある。	・水没後も活動を継続できるようなBCPづくりを促し、要配慮者施設どうしの受入れのための連携、協定締結等の支援を検討する。		
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	避難計画等の作成等、周知を行なった。		避難計画作成に向けた説明会への参加を要請した。	庁内検討会を開催した。	要配慮者利用施設を対象に、避難計画作成のための説明会を実施した	要配慮者利用施設の避難計画作成義務化に向けた対応を検討中。		
	平成29年度の取組内容	・対象施設の管理者を対象に説明会を開催した。	上記取組内容と同様	避難計画等の作成に伴い、要配慮者利用施設への実地指導等を行った。		一部の要配慮者利用施設については避難計画策定済みであり(順次策定)、訓練実施に向けたサポートを今後検討を行う。	要配慮者利用施設の確定と施設管理者への周知に向けて、庁内検討会及び説明会を実施。	要配慮者利用施設を対象に、避難計画作成のための説明会を実施した	要配慮者利用施設の避難計画作成義務化に向けた対応を検討中。		
■企業防災等に関する事項											
21・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
22・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対する避難計画策定の周知について検討する。 ・大規模工場に対する、避難計画の策定支援について検討する。	対象外	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。		区内に大規模工場はない。	・平成26年度に、水防法改正についての説明会を大規模工場も対象として実施して、避難計画や浸水防止計画の作成について説明した。区ホームページでは、避難計画や浸水防止計画の雛形を公開している。	・工場等へ大規模水害時のリスクを説明するとともに、避難計画や訓練の必要性について啓発していく。		
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。				—	区ホームページで、避難計画や浸水防止計画の雛形を公開している。	大規模工場の用途、規模等の現状について庁内関係部署と検討中。		
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
23・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度実施										
	平成28年度の取組内容										
24・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・近隣自治体と連携した広域避難計画の策定の必要性について検討する。	・田中調整池があり、浸水想定区域の範囲を考慮すると、市内の避難所等での対応可能であるため、広域避難の必要性はない。	・東葛中部地区連合水防団として検討していく。【H32～】	・広域避難計画は策定しないが、周辺の市町との協定を締結している。 ※市内における避難場所等、収容人数を満たしている。 ・協定に基づき訓練等の取組みを検討する。【平成28年度～】	・江東5区広域避難推進協議会において協議中。	・新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定	・江東5区広域避難推進協議会において協議中。	・広域避難計画策定の際の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。 ・市町村の広域避難計画の策定を支援する。	・市町の広域避難計画の策定を支援する。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・広域避難の必要性がないため、広域避難計画の策定は不要。		協定に基づき訓練等の検討を開始した。	・江東5区広域避難推進協議会において協議中。	新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。	<防災・危機管理課> ・市町村の広域避難計画策定支援のためのワーキンググループを設置した。	・市町に対し、広域避難計画の策定を働きかけていく。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・広域避難の必要性がないため、広域避難計画の策定は不要。		避難訓練については検討中。 ※市内における避難場所等、収容人数を満たしている。	・江東5区広域避難推進協議会において協議中。	新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定	江東5区広域避難推進協議会において検討中。	<防災・危機管理課> ・市町村の広域避難計画策定支援のためのワーキンググループでガイドラインを策定	・国の広域避難検討ワーキングの報告書について、市町に情報提供を行った。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
19 ・避難誘導体制の充実	継続して実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
20 ・要配慮者利用施設の避難計画 の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容	要配慮者利用施設対象施設(福祉施設、 学校、医療施設)の位置情報と洪水浸水 想定区域図を重ね合わせ、各施設が区 域内に所在するか確認できる配慮者利用 施設Viewerの作成・配布を行った。			
21 ・不特定多数の利用する地下施 設の避難計画の作成及び訓練の 促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
22 ・大規模工場の避難計画の作成 及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
23 ・想定最大規模降雨による洪水浸 水想定区域図、氾濫シミュレ ーションの公表	平成29年度実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
24 ・氾濫特性を考慮した被害シナリ オと緊急避難及び広域避難計画 の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・新たな洪水浸水想定区域図に基づき洪水 リスク情報等を県管理河川の減災協議 会により情報共有し、減災に向けた取組 を検討することとしており、本協議会を通 じて検討する。	・直轄河川事務所及び市町における広域 避難計画の策定を支援。	・市町における氾濫特性を考慮した被害 シナリオと緊急避難及び広域避難計画の 策定を支援する。	・中央防災会議「洪水・高瀬氾濫からの大 規模・広域避難検討ワーキンググループ」 において検討している。
	平成28年度の 取組内容	・H29.2月: 県河川管理の減災対策協議会 を設立。各市町村に対し、地域部会を通 じて減災に向けた取組を検討する旨を確 認。 ・H29.3月: 県管理河川の減災協議会(安 中地区 地域部会)を開催。	・上記取組を実施	・特に無し	・検討を行っている。
	平成29年度の 取組内容	・11の減災対策協議会地域部会を開催し 地域における減災に係る課題抽出・対策 検討し8月の県減災対策協議会において 取組を決定した。 ・中小河川を含む県内全河川における減 災対策を検討するため、12の地域部会 (中之条・吾妻地域追加)で検討開始。	・上記取組を実施	・特に無し	・検討を行っている。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組		気象庁	水資源機構	01古河市 取組		02常総市 取組		03取手市 取組		04守谷市 取組		05坂東市 取組		06霞町 取組		07境町 取組		
		01古河市 取組	02常総市 取組			03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06霞町 取組	07境町 取組										
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施						・災害協定を締結している加須市・栃木市・野木町・板倉町と3市2町で広域避難を進めている	・今後、茨城県や鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会関係市町の協力を得て、避難場所の指定をお願いする予定。	・協議中。 ・今後とも協議を行い、広域避難場所について検討していく。											
	平成28年度の 取組内容									・隣接市と広域避難に関して協議を行った。										28年度は県立高校1校と広域避難についての協定を結んだ。もう1校についても前向きに進んでいる
	平成29年度の 取組内容						・どまんなかサミット構成自治体で広域避難について引き続き検討中。							継続実施						県立高校1校と協定締結
26 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施						・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・広域避難計画に関する部分を反映した洪水ハザードマップへの更新を検討。	・龍ヶ崎市とつくばみらい市、千葉県我孫子市とは広域避難について協議し、ハザードマップに広域避難のための方向を記載している。 ・広域避難場所が策定した際、広域避難場所をハザードマップに記載する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・市内で避難場所を確保できる見込みである。			・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。						・現在、境町広域避難計画ハザードマップを更新中 ・境町広域避難計画ハザードマップの完成後、町内の全戸に配布を予定している。
	平成28年度の 取組内容									・隣接市と広域避難に関して協議を行った。										ハザードマップは関東・東北豪雨を受けて改訂版を町内全戸に配布した。
	平成29年度の 取組内容						・検討中													地方自治研究機構との共同事業を基に平成30年度に逃げ時マップを作成。
H) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																				
27 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。			・利根川・連良瀬川の台風による洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済。【平成28年5月末】	・作成済み【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムラインの見直し・検証を行って行く【平成28年度～】	・タイムラインを作成済み。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度】	・利根川における水害を想定した「水害対応チェックリスト」の作成と、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」の策定をした。					
	平成28年度の 取組内容		荒川下流タイムライン検討会に参加し、関係各区の支援を実施した。利根川流域区市町からの問合せに対応できるよう準備した。				・緊急連絡メール配信、避難準備情報等の名称変更に伴い、タイムラインの一部見直しを行った。 ・みんなでタイムラインプロジェクトを始動。常総市にモデル地区(若宮戸地区、根新田地区)を選定し、自分自身に合った「マイタイムライン」を作成。	・作成したタイムラインを29年3月1日に新聞に折り込み配布を行った						継続して検討	28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。					
	平成29年度の 取組内容		利根川流域区市町からの問合せに対応できるよう準備した。				・タイムラインは策定済み。今後、市民への周知方法について検討する。(マイタイムラインの説明会などの実施等)	鬼怒川・小貝川タイムラインの一部見直しを行った。		・新たにタイムラインを修正した。					継続して検討	地方自治研究機構との研究連携事業として、関東・東北豪雨を検証。さらに広域避難の方向性研究し、タイムラインについて見直す。				
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づき関係機関等による訓練の実施を検討する。	・今年9月にタイムラインに基づき、関係機関による洪水時情報伝達訓練を実施。	・訓練実施の検討をしていく。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
	平成28年度の 取組内容		東京消防庁・江戸川区合同総合水防訓練に参加したほか、情報伝達訓練として、利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会による洪水予報伝達演習を実施した。	下流自治体のタイムラインの策定状況の情報収集を行った。			・未実施。	・当市で作成した「鬼怒川・小貝川におけるタイムライン」を活用し、代表機関による洪水時情報伝達シミュレーションの実施・査察を行い、関係機関で水防意識の共有を図った。	・未実施。					訓練の実施を検討中。	継続して検討	本年度は実施出来ず、今後も実施できるよう努めていく。				
	平成29年度の 取組内容		東京消防庁・足立区合同総合水防訓練に参加したほか、情報伝達訓練として、利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会による洪水予報伝達演習を実施した。	下流自治体のタイムラインの策定状況の情報収集を行った。				平成29年5月28日に行政・住民の合同による出水期を想定した図上訓練を実施。災害時対応能力向上と水防意識の共有を図った。							引き続き検討中	継続して検討	境地区を対象に実践的な防災訓練を実施。			
29 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。 ・大雨、洪水注意警報基準の改善を実施する。																	
	平成28年度の 取組内容		「警報級の可能性の提供」、「危険度の色分け」、メッシュ情報の充実化等について、運用開始に向けた準備を実施し、流域都県および区市町村に概要説明を実施した。																	
	平成29年度の 取組内容		「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供を5/17に開始すると共に、メッシュ情報を活用した大雨、洪水注意警報の改善等を7月に実施した。																	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	[資料]取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	周辺市区町の協力を得て住民の避難場所の確保と避難経路の設定等を進める。	・隣接する市町と避難所の相互利用について調整している。【平成28年度】 ・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定を締結する。【平成28年度】	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。	・茨城県結城市の承諾を得て、結城東中学校を隣接する小山市中河原地区住民の水害時の避難所として指定している。 ・広域支援連携を進め、避難所の確保を行う。	・町内の指定避難所を活用する。 ・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めていく。	・本庄市、深谷市と3市で協力協定を締結している。 ・避難者の受け入れについては指定避難所を利用する。	・近隣市町と協議し、広域避難場所の確保を検討する。	・近隣市町と連携し、避難場所確保の検討を実施。【平成28年度～】	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。	・近隣市町と協議し、広域避難場所を確保する予定。【平成28年度～】
	平成28年度の 取組内容		・隣接する市町と避難所の相互利用等について協定締結予定。		・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。	協定の締結に向け、調整を図っている。	本庄市、深谷市との協力協定を継続。	群馬県及び近隣市町と連携を図り、必要に応じて広域避難場所の確保を検討。	・館林・明和・千代田地区洪水防災に関する打合せ会議に参加し検討を行った。	取組なし	・近隣市町と協議し、広域避難場所の候補施設を選定した。
	平成29年度の 取組内容		・小山市、結城市、下野市、野木町と、災害時広域支援連携協定を締結。		・小山市・結城市・下野市)と協定締結する。	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定を締結		群馬県及び近隣市町と連携を図り、必要に応じて広域避難場所の確保を検討。	近隣市町と情報交換を行った。	取組なし	・近隣市町と協議し、広域避難場所の候補施設を指定した。
26 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	広域避難計画を反映した洪水ハザードマップを今後検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップの作成を検討する。【平成28年度～】	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・水害時に隣接市の公共施設を避難所として指定していることを洪水ハザードマップに記載し公表している。 ・水害時における隣接市との避難所指定について、さらに充実を図り、洪水ハザードマップ改訂に合わせて掲載していく予定。	・近隣市町との協定締結が終了した後に実施。 ・ハザードマップを新しく作成する際に検討する。	・ハザードマップの情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・近隣市町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・想定最大外力を反映した洪水ハザードマップを作成する際、広域避難を考慮して近隣市町の浸水区域や避難場所を併せて表示する。【平成31年度】	
	平成28年度の 取組内容		・ハザードマップの改訂について検討した。		・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。		防災マップ改定の際に検討する。	・館林・明和・千代田地区洪水防災に関する打合せ会議に参加し検討を行った。	取組なし		
	平成29年度の 取組内容		平成30年度の防災ハザードマップ改訂にて作成・周知。		現在、公表された浸水想定区域図を基に、ハザードマップの改訂作業中。災害時広域支援連携協定(栃木市・野木町・結城市・下野市)と協定締結する。	平成30年度において作成する。		防災マップ改定の際に検討する。	・次期ハザードマップ作製の検討を行った。	想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定に対し、これに応じた避難方法等を住民等に周知するため玉村町総合防災マップを作成した。	
H) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
27 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川のタイムラインは今後策定を検討していく。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成27年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】 ・発災時に有効活用できるように、チェックリスト付のタイムラインを作成する。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	・タイムライン作成し、ホームページに掲載済み。	・タイムラインの運用版を作成済み。	・タイムラインを作成済み	・タイムラインの試作版を作成済み。	・タイムラインを策定済み。 ・タイムラインの随時見直しを行う。【平成29年度～】	・チェックリストを見直すとともに、タイムラインの試作版を作成する。【平成28年度】	・タイムラインの試作版を作成している。 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度～】
	平成28年度の 取組内容		・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成。	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	内容の見直しを随時行い、最新データ更新を平成28年11月に実施済み。			タイムラインを作成済み。	・タイムラインの見直しを行った。	・タイムラインの試作版作成。	・タイムラインの試作版を検証した。
	平成29年度の 取組内容		・タイムラインを作成済。	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	平成29年10月に内容の見直しを実施する。				・タイムラインの見直しを行った。		・広域避難を考慮し、近隣市町とタイムラインについて整理した。
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインの運用版を作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実地訓練等を実施する。【平成28年～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。 ・実災害で運用する。	・風水害実地訓練を実施。(平成28年5月) ・今後は、主にライフライン事業所に対し風水害実地訓練を平成28年5月24日実施済み。	・タイムラインに基づく実践的な訓練を実施する予定【平成29年度】	・タイムラインに沿って水防演習を実施した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施の検討。【平成28年度～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。【平成29年度～】
	平成28年度の 取組内容		・タイムラインを活用した、図上訓練を実施。【H28.8.9】 ・総合防災訓練において、タイムラインを活用した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施はなかった				タイムラインに基づく訓練実施を検討。	・タイムラインに基づく訓練について検討を行った。	取組なし	
	平成29年度の 取組内容		・取組みなし。	・災害警戒本部訓練にてタイムラインを活用した避難情報発令を行う図上訓練を実施した。	風水害実地訓練を平成29年5月23日実施する。	タイムラインに基づく訓練実施を検討。		タイムラインに基づく訓練実施を検討。	・災害対策本部員で図上訓練を行った。 ・庁内各部署で図上訓練を行った。	取組なし	・タイムラインに基づく避難訓練を実施した。
29 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・今後、館林市などの近隣自治体の協力を得て、広域避難場所を確保する予定。	・今後、館林市・邑楽郡内の町の協力を得て、広域避難場所の検討予定。【平成29年度～】	・県及び近隣市町との広域避難計画の協議の中で検討予定。	広域避難計画の協議の中で検討している。	・埼玉県及び株式会社さいたまアリーナと協定を締結しており、他市町村からの避難者を受け入れる体制をとっている。	・妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。 ・(参考)原子力災害時の広域避難受入れに関して、現在静岡県(焼津市)と協議中である。	周辺市区町の協力を得て住民の避難場所の確保と避難経路の設定等を進める。	・県や協定先と連携を図り市外の避難場所確保の検討に努める予定。	・地域防災計画上に、避難対策の一つに、 広域避難を位置付け対応している。 具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難について規定している。	・加須市、渋川市、深谷市、伊勢崎市と災害時協定を締結しているが、具体的な施設までは決まっていない。
	平成28年度の 取組内容			・近隣市町と広域避難計画等について協議を行った中で検討した。	検討中。	上記のとおり変更なし	荒川上流河川事務所の取組の一つ「荒川右岸広域避難検討会」に近隣自治体とともに参加し、荒川氾濫時の広域避難についての検討に着手した。		・検討を実施		
	平成29年度の 取組内容				・広域避難計画等について検討した。	上記のとおり変更なし。	上記のとおり変更なし	・引き続き、「荒川右岸広域避難検討会」において吉見町・川島町からの広域避難者受け入れについて協議を行っている。	・検討中	・関東どまんかサミット会議構成市町との間で広域避難に使用する避難所を決定した。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成した。一部地域を考慮し、伊勢崎市の避難場所を掲載した。
26 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。【平成29年度～】	・広域避難の情報を記載したハザードマップの作成を検討予定。	広域避難の情報をいれたハザードマップを今後検討している。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。	広域避難計画を反映した洪水ハザードマップを今後検討する。	・広域避難計画策定後に掲載を検討する予定。	・市内を4地域に分割し、裏表の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。
	平成28年度の 取組内容			・浸水想定区域が改定された際に作成するハザードマップについて、近隣市町との協議を踏まえ、広域避難の情報を記載するか検討した。	検討中。	・検討を実施	上記のとおり変更なし		・検討を実施		
	平成29年度の 取組内容		・平成29年7月 国土交通省発表の「洪水浸水想定区域図」を受けて「千代田町防災マップ」を作成(平成30年3月)し、全戸配布を行った。	・浸水想定区域が改定された際に作成するハザードマップについて、広域避難の情報を記載するか検討した。	上記のとおり変更なし。	・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した	上記のとおり変更なし		・検討中	・広報紙にて、避難方向の分かる図を掲載し、周知した。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成した。一部地域を考慮し、伊勢崎市の避難場所を掲載した。
H) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
27 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成27年度】	・タイムライン(案)を作成済み【平成28年度】	・新浸水想定図を基にタイムラインを作成予定。【平成28年度】	・市内を複数の河川が流れているため、順次タイムラインを作成している。	・利根川版タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】	・利根川のタイムラインは今後策定を検討している。	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。	・タイムラインを作成済み。 ※避難判断水位で避難準備情報、氾濫危険水位で避難勧告、堤防天端水位到達で避難指示となっているが、今後、地域防災計画と整合を図る必要がある。
	平成28年度の 取組内容			・タイムラインの必要に応じた見直しを検討した。	タイムライン(案)を策定済	荒川、江戸川タイムラインを作成	上記のとおり変更なし		・作成		
	平成29年度の 取組内容	タイムラインの試作版を作成し、災害時初動訓練を行った。		・タイムラインの必要に応じた見直しを検討した。	タイムライン作成済	利根川については、必要に応じて検討	上記のとおり変更なし		見直し及び修正を行った。		
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・今年度市区町のタイムラインを作成し、来年度にそれに基づいたロールプレイング及び避難行動実動訓練等の実践的な避難訓練を検討する。	・ロールプレイング及び避難行動実動訓練等の実践的な避難訓練を検討する。【平成29年度～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムライン作成後、訓練を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討している。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・今後、タイムラインに基づく訓練について検討していく。	・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
	平成28年度の 取組内容			・来年度以降訓練を実施するため、他自治体の事例や手法等を確認した。	検討中。	上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・他市の動向を注視		検討中
	平成29年度の 取組内容			・来年度以降訓練を実施するため、他自治体の事例や手法等を確認した。	上記のとおり変更なし。	水浸地区のある西区にて洪水時対策訓練を実施。平成28年度に地震・洪水の複合災害を想定した図上訓練を実施。	上記のとおり変更なし		検討中	・大規模水害時に大きな被害が想定される地域を対象に、バスで避難する洪水避難訓練を実施した。 第6回利根川水系連合・総合水防演習をタイムラインに基づいた実践的な演習を行った。	・消防団(水防団)を対象とした水防研修を実施した。
29 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容									・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度

[資料]取組事例に掲載している取組

赤字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難に関し、既存の指定避難場所 を利用し受け入れる体制を構築している。 特に、茨城県と静岡県からの避難に関し ては、埼玉県と連携し、春日部市で受け 入れる想定数が満たされる施設を整備し ている。	・福島県金山町、山梨県富士河口湖町、 群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢 市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・島津 市などと大規模災害に備えた相互応援に 関する協定を締結している。 ※他市町村からの避難者受け入れ等に關 しては具体的な取り決めが出来ていな い。	・災害時応援協定を締結している福島県 金山町及び静岡県三島市を含め、大規模 災害時の避難場所について検討してい く予定。 ・原発事故を想定した広域避難として、茨 城県及び静岡県から避難者の受け入れ については具体的な取り決めが出来てい ない。	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締 結している。	周辺市区町の協力を得て住民の避難場 所の確保と避難経路の設定等を進める。	・県南4市(川口市、蕨市、戸田市、本市) は避難場所の相互利用に関する協定を 結んでおり、各市が指定するすべての避 難場所を利用することができるとしてい る。 ・広域避難場所の確保について、他自治 体と協議していく予定。	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、 避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する 協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・ 吉川市・松伏町) 災害時における避難場所相互利用に関 する協定(春日部市) 災害時における避難場所相互利用に関 する協定(さいたま市(旧岩槻市)) 災害時における埼玉県内市町村間の相 互応援に関する基本協定	・群馬県安中市、栃木県真岡市、茨城県 那珂市、新潟県阿賀野市、埼玉県川島町 などと災害時における相互応援に関する 協定を締結している。 ・総合防災訓練等で、災害協定都市との 連携強化を図る。	・近隣市町で構成する田園都市づくり協 議会が災害時相互応援協定を結んであ り、各市町が指定する全ての避難所を利 用できる。	周辺市区町の協力を得て住民の避難場 所の確保と避難経路の設定等を進める。
	平成28年度の 取組内容	広域避難者に関して、市内で受け入れる 避難場所を指定し、受け入れる体制を整 えた。	・特になし	未実施	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締 結している。			特段の取組なし			
	平成29年度の 取組内容	広域避難者を受け入れる際の中継拠点 を設定し、避難元市町村と検討を重ね た。	・特になし	未実施	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締 結している。		引き続き検討していく。	特段の取組なし	平成29年度に総合防災訓練を実施し、 災害協定都市等との連携強化を図った。		
26 ・広域避難を考慮したハザード マップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハ ザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で 作成した。	浸水想定区域図が示され次第、ハザード マップの改定と併せ検討していく。	・ハザードマップで北本市方向に避難す るよう示している	・広域避難の情報を入れたハザードマップ を今後検討する。	平成28年3月にハザードマップを改訂し たが、想定最大規模降雨に対応したもの ではない。 今後は、想定最大規模降雨や広域避難 に対応したハザードマップに改訂を検討 する。(時期未定)	・近隣自治体とハザードマップの共同作成 について検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハ ザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で 作成した。	・今後策定予定 ・桶川市防災ガイド(洪水ハザードマップ を含む)の次回改訂時に、広域避難を考 慮したハザードマップの作成を検討する。	次回ハザードマップ改訂時に広域避難情 報の記載について検討する。	広域避難計画を反映した洪水ハザード マップを今後検討する。
	平成28年度の 取組内容	訓練等で配布し、周知している。	・次年度のハザードマップ改定について、 内容の検討を行った。	・ハザードマップで北本市方向に避難す るよう示している	・広域避難の情報を入れたハザードマップ を今後検討する。			特段の取組なし			
	平成29年度の 取組内容	訓練等で配布し、周知している。	・想定最大規模降雨時におけるハザード マップを策定。今後この結果を基に、広域 避難について再検討したうえで、随時ハ ザードマップについても修正を加えてい く。	・ハザードマップで北本市方向に避難す るよう示している	・広域避難の情報を入れたハザードマップ を今後検討する。		引き続き検討していく。	特段の取組なし	・上述の内容を継続して検討している。		
H) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
27 ・避難勧告の発令に着目したタイム ラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインの試作版を作成済み。【平 成28年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しを し、運用版を作成する。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討 していく。	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・タイムラインを作成済み。	水害対応チェックリストを作成済み ・タイムラインの試作版を検証・見直しを し、運用版を作成する。【平成28年度】	利根川、荒川、江戸川に係るタイムライン を作成済み。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討 していく。
	平成28年度の 取組内容	タイムラインの試作版を検証・見直しを し、運用版を検討した。	・特になし	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。			特段の取組なし			
	平成29年度の 取組内容	タイムライン試作版の検証と、避難勧告等 の判断伝達に関するマニュアルの改定を 行った。	・特になし	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。		・中川、綾瀬川、江戸川タイムラインは作 成済み。荒川タイムライン作成を検討。	特段の取組なし	・避難勧告等判断伝達マニュアルを作成 した際に、タイムラインを添付し作成を 行った。		
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓 練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインの運用版を作成した後、そ れに基づいたロールプレイング等の実践 的な避難訓練を実施する。	今後、防災訓練の内容の検討と併せて、 タイムラインの導入を検討していく。	・タイムラインに基づいたロールプレイン グ等の実践的な避難訓練を実施する。	タイムラインに基づいた訓練について検 討していく。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向 けて検討を行う。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。 ・タイムラインの作成が終わり次第、訓練 の実施等を調整予定。	・今後タイムラインを活用した訓練に向 けて検討を行う。	・ロールプレイング等の実践的な訓練実 施を検討する。
	平成28年度の 取組内容	タイムラインの運用版を検討した。	・タイムラインをそのまま使用した訓練 ではないが、職員災害対応訓練を実施し、 訓練の中でタイムラインを活用、検討し た。	作成したタイムラインに基づく訓練を実施	タイムラインに基づいた訓練について検 討していく。			特段の取組なし			
	平成29年度の 取組内容	タイムラインの運用版を検討した。	・特になし	作成したタイムラインに基づく訓練を実施	タイムラインに基づいた訓練について検 討していく。		・作成済のタイムラインについて検証。荒 川タイムライン作成を検討。	特段の取組なし	・訓練の実施を検討している。		
29 ・気象情報発信時の「危険度の色 分け」や「警報級の現象」等の改善 (水害時の情報入手のし易さを サポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43白岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定書	・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) ・行田市、館山市、葛飾区、長野県安曇野市、奈良県三郷町、福島県広野町、西会津市	・隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んであり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んであり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 ・さくらサミット加盟団体と相互応援協定を結んであり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)	・近隣市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	周辺市区町の協力を得て住民の避難場所の確保と避難経路の設定等を進める。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・東部中央都市連絡協議会(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町)及び田園都市づくり協議会(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町)において構成市町と相互応援の協定を締結しており、避難場所を確保している。	他市町と協定を締結している。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。			・他自治体との相互応援協定により避難場所は確保されている。	・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)				同上	
	平成29年度の 取組内容	山梨県笛吹市との「災害時における相互応援に関する協定」について検討を行った。また、重直避難を含めた避難場所の確保を検討した。			協定を締結済。		同上			地域防災計画の見直しを行ったが、避難場所の確保は引き続き検討する予定。	・東部中央都市連絡協議会(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町)及び田園都市づくり協議会(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町)において構成市町と相互応援の協定を締結しており、避難場所を確保している。
26 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。 ・平成30年度以降に予算化し、利根川の浸水想定区域を含めたマップの作成を行い、全戸に配布する予定。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・想定最大規模の浸水想定区域の公表後、ハザードマップの改訂と併せて検討する。	広域避難計画を反映した洪水ハザードマップを今後検討する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・ハザードマップの改訂時に広域避難の記載について検討する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。				・想定最大規模降雨による浸水想定区域図など、ハザードマップ作成に必要な情報の収集。	・洪水時の避難方法については、自治会や自主防災会への出前講座にて周知を行った。	・平成29年度当初予算にハザードマップ改訂に関する予算を計上した。		・地域防災計画改訂業務について発注しており、その中で今後検討していく。	
	平成29年度の 取組内容	H31年度までに想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを作成予定。			平成31年度以降に予算化を予定している。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図など、ハザードマップ作成に必要な情報の収集。	同上	・ハザードマップを改定。		地域防災計画の見直しを行ったが、ハザードマップの作成は引き続き検討する予定。	・ハザードマップの改訂時に広域避難の記載について検討する。
H) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
27 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・中川、綾瀬川については、作成済み。 ・江戸川のタイムラインを作成予定。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討していく	タイムラインの作成について今後策定を検討していく。	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムライン運用版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。	氾濫シミュレーションを参考に、タイムラインの作成を検討中。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	タイムラインの案を作成済み。【平成28年度】	・タイムライン策定済み。
	平成28年度の 取組内容	江戸川のタイムラインを作成した。			・タイムラインを作成した。	・タイムライン運用版を作成済み。【平成28年度】				・地域防災計画改訂業務の中で(案)がとれるよう、より具体的に検討予定。	
	平成29年度の 取組内容	H30年度に荒川のタイムラインを作成予定。			引き続きタイムラインについて、検討していく。		前年度と同様。			タイムラインについては作成済み。	・荒川のタイムラインを作成した。
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討する。 実施に向けて検討した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・平成29年度以降、タイムラインに基づくロールプレイング等の実践的な訓練を実施する。	ロールプレイング等の実践的な訓練の実施を検討中。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・タイムラインを活用した訓練の実施について検討する。	・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。
	平成28年度の 取組内容						・平成29年度に水害を想定した総合的な訓練を行うため、関係者と協議を行った。			・地域防災計画改訂業務について発注しており、その中で今後検討していく。	
	平成29年度の 取組内容	実施に向けて検討した。			タイムラインについて、検討していく。			・水害を想定とし、地域と連携した総合的な訓練を行った。		実践的な訓練については引き続き検討する予定。	・タイムラインを活用した訓練の実施について検討する。
29 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H29年度
 (資料)取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	自治体間の相互災害時広域協定を結ぶ 中で、避難所を定め相互の広域避難を検討 する。	隣接する市町と避難所の相互利用に関 する協定の締結を検討する。	隣接市と避難に関する相互支援の協定 を締結している。	周辺市区町の協力を得て住民の避難場 所の確保と避難経路の設定等を進める。	隣接市と避難に関する相互支援の協定 を締結している。	利根川の決壊により、区内避難所だけ では浸水区域に居住する区民を収容し きれなくなった場合には、近隣自治体等へ 避難者の受け入れを要請する可能性が あるが、具体的な避難先は決まってい ない。	利根川上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	・長野県安曇野市【昭和49年】、山形県鶴 岡市【昭和56年】と友好都市関係。 ・23区と相互協力支援の協定を締結。【平 成25年度】 ・千葉県市川市と災害時における相互支 援協定を締結。【平成20年度】 ・茨城県東茨城郡城里町と災害時にお ける相互支援協定を締結。【平成27年度】 ・今後、避難先の自治体範囲を拡大して、 災害時協力協定の締結を目指すともに 具体的な避難施設を確保する。	・東日本大震災の際など、県有施設を避 難所として開設した。 ・県が避難所を開設する場合のマニユ アル作成を検討する。 ・広域避難場所の確保について市町村を 支援する。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接 する県の協力が必要となった場合は、市 町と一緒に協議を行うなどの支援をする。
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。	・引き続き、協定を結んでいる。		相互支援協定を締結している自治体等と の情報交換を実施した。		・利根川上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	江東5区広域避難推進協議会を立ち上 げ、東京都と連携して広域避難先を検討 中。	<防災・危機管理課> ・境町と坂東市との広域避難に関する協 定について助言した。	・広域避難のための避難場所の必要性に ついて、市町と検討する。
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。	・引き続き、協定を結んでいる。		継続して、相互支援協定を締結している 自治体等との情報交換を実施した。		・利根川上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	江東5区広域避難推進協議会において東 京都と連携して広域避難先を検討中。	<防災・危機管理課> ・広域避難計画策定ガイドラインにおい て、広域避難場所を確保するよう明示	・特になし。
26 ・広域避難を考慮したハザード マップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・想定最大規模降雨による浸水想定区域 図が示され次第、検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップ を今後検討する。	・田中調整池があり、浸水想定区域の範 囲を考慮すると、本市の避難所等に対応 可能であるため、広域避難の必要性はな い。	広域避難計画を反映した洪水ハザード マップを今後検討する。	・市内における避難場所で、収容人数を 満たしている。	想定最大規模降雨の洪水ハザードマップ を作成予定。 江東5区広域避難推進協議会にて、広域 避難の方針等を記載したハザードマップ を作成予定。	利根川の上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	・23区内の高台や隣接する千葉県市川市 の国府台を広域避難先としたハザード マップを公表している。 ・各河川、事象ごとに分けたハザードマ ップの作成。		
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	検討していく	・広域避難の必要性がないため、広域避 難を考慮したハザードマップの作成は不 要。		なし	ハザードマップの作成を準備中。	利根川の上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	ハザードマップの作成を準備中。		
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	検討中	・広域避難の必要性がないため、広域避 難を考慮したハザードマップの作成は不 要。		なし	想定最大規模降雨の洪水ハザードマップ を作成中。	利根川の上流部の破壊により、区内避難 所だけでは浸水区域に居住する区民を収 容しきれなくなった場合には、区より西部 の特別区に受け入れを依頼するが、具 体的な避難先は決まっていない	ハザードマップの見直しに着手。		
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成											
27 ・避難勧告の発令に着目したタイム ラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川に係るタイムラインの作成を検討 する。	・作成したタイムライン(案)をもとに、見直 し・検証を行っていく。	・タイムラインを作成済み。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討 していく。	・タイムラインを策定済み。	利根川に係るタイムラインの作成を検討 する。	・荒川下流タイムラインを策定後、他河川 のタイムラインの策定についても検討する	・北区、板橋区、足立区をモデルエリアと した荒川下流タイムライン(試行版)及び チェックリストを参考に、国と連携して 拡大試行版を策定する予定。【平成28年度~】		
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	検証中	・作成済み。		タイムラインの検証を開始した。	荒川下流タイムライン(拡大試行版)を参 照に、利根川に係るタイムラインの作成を 検討。	荒川下流タイムラインを策定後、他河川 のタイムラインの策定についても検討する	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の作 成に着手。		
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	実用化に向けて検討していく	・作成済み。		発令基準の見直しに伴い、避難勧告に着 目したタイムラインを更新している。	荒川下流タイムライン(拡大試行版)を参 照に、利根川に係るタイムラインの作成を 検討。	荒川下流タイムラインを策定後、他河川 のタイムラインの策定についても検討する	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運 用開始。		
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓 練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング 及び避難行動実働訓練等の実践的な避 難訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいた、実践的な訓練 の実施を検討していく。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	・タイムラインの検証を検討。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	・大規模水害を想定した訓練は実施して いないため、本部訓練の実施から検討す る。【平成29年度~】	・図上型訓練のモデル構築を行う(予定)。 ・市町におけるタイムラインに基づく実践 的な訓練への参加。	・市町におけるタイムラインに基づく実践 的な訓練への参加。
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	作成したタイムライン(案)をもとに避難訓 練の実施を検討する	・引き続き、タイムラインに基づいた、実践 的な訓練の実施を検討していくこととし た。		タイムラインの検証を開始した。	・足立区・消防署合同水防訓練にて、タイム ラインに基づく広域避難訓練を実施	タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の作 成に着手。	<防災・危機管理課> ・市町村の図上型防災訓練モデルを構 築 (防災・危機管理課、河川課) ・タイムラインに基づく訓練(常総市)に参 加	・市町に対し、タイムラインに基づく実践 的な訓練の実施を働きかけていく。
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	作成したタイムライン(案)をもとに避難訓 練の実施を検討する	・引き続き、タイムラインに基づいた、実践 的な訓練の実施を検討していくこととし た。		発令基準の見直しに伴い、避難勧告に着 目したタイムラインを更新している。	・足立区・消防署合同水防訓練にて、タイム ラインに基づく広域避難訓練を実施	タイムラインに基づく実践的な訓練の実 施を検討する。	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運 用開始。	<防災・危機管理課> ・市町村の図上型防災訓練実施を支援 (地震) (防災・危機管理課、河川課) ・タイムラインに基づく訓練(常総市)に参 加	・県が作成した県土整備部タイムラインを 市町に情報提供した。
29 ・気象情報発信時の「危険度の色 分け」や「警報級の現象」等の改善 (水害時の情報入手のし易さをサ ポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度の 取組内容										
	平成29年度の 取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
25 ・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。 (適宜) (洪水リスク情報等を県管理河川の減災協議会により情報共有し、減災に向けた取組を検討することとしており、本協議会を通じて広域避難についても検討する)	・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。	・中央防災会議「洪水・高確犯害からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。
	平成28年度の 取組内容	・H29.2月: 県河川管理の減災対策協議会を設立。各市町村に対し、地域部会を通じて減災に向けた取組を検討する旨を確認。 ・H29.3月: 県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)を開催。	・上記取組を実施	・特に無し	・検討を行っている。
	平成29年度の 取組内容	・11の減災対策協議会地域部会を開催し地域における減災に係る課題抽出・対策検討し8月の県減災対策協議会において取組を決定した。 ・中小河川を含む県内全河川における減災対策を検討するため、12の地域部会(中之条・吾妻地域追加)で検討を開始。	・上記取組を実施	・特に無し	・検討を行っている。
26 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
27 ・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				
28 ・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力を行う。	・区の取組を支援していく。
	平成28年度の 取組内容	・未実施	・年3回の水防連絡調整会議において議題として説明。	・実践的な訓練無し	・区の取組を支援。
	平成29年度の 取組内容	・未実施	・利根川水系連合・総合水防演習において、関係機関と連携し、タイムラインに基づく訓練を実施した。	・実践的な訓練無し	・区の取組を支援。
29 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施				
	平成28年度の 取組内容				
	平成29年度の 取組内容				

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組 H29年度

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06五霞町 取組	07境町 取組
1)防災教育や防災知識の普及											
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、防災交通課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。【平成28年度～】	・ハザードマップについては、総務部安全安心対策課にて問い合わせを受けている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、生活経済部交通防災課としている。	・水害に関する事前準備の問い合わせ窓口は総務部交通防災課としている。	・災害時の事前準備に関する問い合わせについては、生活安全課が窓口となっている。	・災害に対する窓口は総務部・防災安全課としている。
	平成28年度の取組内容	・問合せ窓口の設置・公表(H28完)	・区市町村からの気象に関するホットライン窓口を設定し、担当予報官が今後の気象の見直し、留意点等について解説する体制をとった。			・問合せ窓口の設置・公表。	・総務部安全安心対策課を窓口として設置。			設置済み	上記に同じ
	平成29年度の取組内容				・防災交通課で対応している。					継続実施	設置済み
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取組に協力する。		・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。【平成28年度～】	・実施を検討する。【平成28年度～】	・出前講座等で水防災についても適宜説明を行っている。	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会の実施を検討する。	・要請があった場合に防災講座を実施している。	・町水防計画書について、各行政区長、消防団へ説明会を開催している。	・各地区や利根川の氾濫により一番の危険区域には積極的に防災の説明会を開催している。また、地域での避難訓練には関係機関が関わって支援を行っている。
	平成28年度の取組内容		各流域の水防連絡会等の機会を捉え、気象情報の利活用による早めの防災対応について周知を行った。また、改善される情報の概要説明を行った。		・自主防災組織の必要性や防災への意識向上を図る研修会等を実施。	・各地区への出前講座の開催、避難訓練への参加を実施した。	防災講演会・防災訓練時に説明会を実施			実施済み	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。
	平成29年度の取組内容	・講演会及び出前講座の実施(継続実施)	・区市町村からの気象に関するホットライン窓口を設定し、担当予報官が今後の気象の見直し、留意点等について解説する体制をとっている。		・防災出前講座で、防災意識の向上を図っている。	・自主防災組織の必要性や防災への意識向上を図る研修会等を実施。	・各地区への出前講座の開催、避難訓練への参加を実施した。	防災講演会・防災訓練時に説明会を実施	要請があった地区を対象に、説明会を実施。	実施済み	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取組に協力する。		・古河市では市関係部署並びに市内公立校の代表で「古河市学校防災推進委員会」を組織し、そこで年1回の研修会を行っている。	・市内小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく。【平成29年度～】	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・一部の小中学校で実施した ・実施の拡大について検討する【平成28年度～】	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教育委員会の呼び掛けにより、教員に対し防災説明会を実施した。
	平成28年度の取組内容		東京都教育庁主催の「学校安全教室指導者講習会」、埼玉県「南部管内学校安全担当指導者会議」「学校健康教育推進研修会」、千葉県「実践的安全教育総合支援事業推進委員会」等に出席、教員等を対象とした防災講演等を実施。				・一部の小学校にて防災打ち合わせを実施		安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施や河川管理者による出前講座等の実施を検討中。	継続して検討	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。
	平成29年度の取組内容		東京都教育庁主催の「学校安全教室指導者講習会」、埼玉県「実践的安全教育総合支援事業推進委員会」「学校健康教育推進研修会」、千葉県「防災授業実践研修会」等に出席、教員等を対象とした防災講演等を実施。		・平成25年6月6日より市内小中学校・高等学校より選出された委員組織する「古河市学校防災推進委員会」を設置し、年数回の情報交換及び研修会を実施している。				引き続き検討中。	継続して検討	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取組に協力する。		・市立の各学校では従来より学期毎に避難訓練を行っている。	・市内小中学校の総合学習授業の中で、茨城大学協力のもと、クロスロードゲームを行い、水災害教育に取り組んだ。	・白山小学校にて実施【平成27年度】	・一部の小中学校で実施した ・実施の拡大について検討する。【平成28年度～】	・要請があった場合に小学生を対象に防災講座を実施している。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・各学校の要請に基づいて説明会を実施している。またあらゆる機会を通して防災教育を実施している。
	平成28年度の取組内容	・小学生を対象とした水防学校を関係する自治体とともに実施(継続実施)	関東地方整備局と連携した学校防災教育の推進体制を整え、リーディング校における体験授業の協力を実施した。		・防災教育の一環として、茨城大学と連携し、市内小中学校一斉防災訓練を実施。(クロスロードゲーム、引き渡し訓練等)	・一部の中学校にて土のう作り体験を実施		小学生を対象とした防災講座を28年度1回実施。	継続して検討	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。	
	平成29年度の取組内容	・小学生を対象とした水防学校を関係する自治体とともに実施(継続実施)	実施事例なし		・社会、理科等の教科や道徳、特別活動で安全な暮らしや災害についての学習、学校行事で避難訓練を実施している。	・平成29年9月1日の市内小中学校防災訓練において、小中学生を対象に防災講習を実施した。		小学校と地域の合同防災訓練等にて、防災についての講座や説明を実施。	継続して検討	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。	
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・カスリーン台風折念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。			・自治会や各団体に対して防災出前講座を実施。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害における被害状況等をホームページに掲載している。【平成27年度～】	・来月、鬼怒川決壊のパネル展示を実施予定	・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるため検討する。	・ホームページにて現在の防災情報を掲載している。	・平成28年度に完成予定の五霞町水防センター(仮称)へ水害写真、防災意識を高めるための紹介などを掲示する予定。【平成29年度～】	・あらゆる手段を通し、町民に広く広報をしている。具体的にはイベント時の広報物配布や、昨年の被災についての各種情報を提供している。
	平成28年度の取組内容	・カスリーン台風70周年関連行事の開催(防災講演会、実行委員会など、H28着手)	・各取組への協力方法などについて検討を行った。 ・インフレット「大雨や台風」に備えて」「集中豪雨への備え」を内容改定し、防災イベント等での配布に取り組みほか、ホームページ上でも公開している。		・平成27年9月関東・東北豪雨災害における被害状況等をホームページに掲載。	・鬼怒川決壊のパネル展示を実施。	防災講演会により説明会を実施	防災講座を自治会や団体に対して17回実施。	継続して検討	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。	
	平成29年度の取組内容	・カスリーン台風70周年関連行事の開催(防災講演会、実行委員会など、H29継続実施)	・危険度を色分けした時系列、「警戒線の可能性」及びメッシュ情報を用いた大雨、洪水注意報情報の改善について、ホームページや防災イベントを通じて区民に周知した。		・自治会や各団体に対して防災出前講座を実施。		・鬼怒川決壊のパネル展示を実施。	防災講演会により説明会を実施	防災講座を自治会や団体に対して実施。	防災・情報ステーションごが完成に伴い防災意識の高揚を図るためのパネルの展示を実施	本年度も機会有るごとに、各種説明を実施した。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
1)防災教育や防災知識の普及											
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	問い合わせ窓口を設置する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部危機管理課としている。 ・引き続き、防災に関する窓口は総務部危機管理課とし、水害に関する資料を充実させる。	・危機管理課を窓口としている。	・小山市防災ガイドブックに関する問い合わせ窓口は消防本部防災対策課、洪水ハザードマップに関する問い合わせ窓口は、建設水道部建設政策課としている。	・総務課 消防交通係としている。	・総務部安心安全課で対応している。	・防災に関する問合せについては、総務部危機管理課で対応している。	・問い合わせ窓口は総務部安心安全課としている。	・生活環境安全課 消防防災係を窓口としている。 ・環境安全課 消防防災係を窓口としている【平成30年4月1日～】(課名変更による)。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。
	平成28年度の取組内容		・水防災に関する窓口は総務部危機管理課としている。	・危機管理課を窓口としている。	平成29年度より消防本部防災対策課は、消防本部危機管理課に組織名称が変更となる。		総務部安心安全課で対応している。	危機管理課で対応している。	・問い合わせ窓口は総務部安心安全課としている。		
	平成29年度の取組内容		・水防災に関する窓口は総務部危機管理課としている。	・危機管理課を窓口としている。	継続して実施する。			防災犯規課で対応している。	・問い合わせ窓口は総務部安心安全課としている。		
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	平成29年度の水防演習の際に市長も参加した実践的訓練の実施を検討している。	・総合防災訓練や地域防災訓練において、水害対応に関する訓練内容を追加して実施する。【平成28年度】	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施している。 ・各自主防災組織が開催する避難訓練を支援している。	・小山市水防訓練で、浸水対象地域である自治会を対象として、避難訓練を実施した。 ・今後、出前講座を活用して、住民に対し水防災の説明を実施する予定。	・地域住民を対象に、思川の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施している。	・利根川水系連合・総合水防演習の一端で住民による避難訓練を実施した。	・不定期ではあるが、防災講演会、出前講座等を開催している。	・出前講座などで住民への周知を実施している。	・町内の小学校5校を、順次会場として地域防災訓練を毎年開催している。 ・地区の自主防災組織等を対象として、町の災害安等について出前講座等を実施している。	・地域住民を対象に、利根川及び渡良瀬川の氾濫を想定した避難訓練を毎年1回実施している。【平成23年度～】
	平成28年度の取組内容		・11月27日実施の総合防災訓練にて水害を想定した訓練を行った。 ・職員出前講座を年20回実施し、市民への水防災の意識高揚を図った。	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施している。 ・各自主防災組織が開催する避難訓練を支援。	・洪水ハザードマップに関する出前講座を実施。		防災について出前講座を実施している。	H28.9.10 太田市総合防災訓練を実施。	・住民向け出前講座を実施した。	・地域防災訓練中止 ・地域の自主防災組織の防災訓練時に、現ハザードマップについて説明。	・全町民を対象に、避難訓練を実施した。 ・自主防災組織単位で防災講習会を実施した。
	平成29年度の取組内容		・職員出前講座を年13回実施し、市民への水防災の意識高揚を図った。		・防災ガイドブックや洪水ハザードマップを活用した出前講座を実施する。			防災について出前講座を実施している。	H29.6.25 太田市水防訓練を実施。	・住民向け出前講座を実施した。	・H29.9.3 玉村町地域防災訓練を実施。
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・実施を検討する。	・小中学校の学級活動や総合的な学習の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施する。【平成28年度～】	・実施を検討する。	・防災教育セミナーとして、元中央防災委員を講師に招いた講習会を平成22年より開催。平成26年以降は風水害をテーマとした講話やワークショップを実施。平成28年7月には、水害発生を想定した避難所開設訓練を内容に盛り込んだ。	平成29年度において、実施を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・避難所となる各小中学校を年1回巡回し、避難所運営や災害全般について意見交換を行っている。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・利根川上流河川事務所と協力し、小中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。
	平成28年度の取組内容		・「市防災教育基本プログラム」を作成し、全教職員約900名に配布した。4月以降に授業で活用する。	・実施する。	・大学院教授(元中央防災委員)を講師に防災教育セミナーを7月と1月に実施。小中学校教員73名が受講。 ・7月に防災リーダー講習会を開催。21名参加。うち4名が2月の日本防災士機構の講習会に参加し、防災士資格を取得。			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・小中学校全校を巡回し、意見交換を行った。	取組なし	
	平成29年度の取組内容		・「市防災教育基本プログラム」を授業で活用。	・実施する。	①防災リーダー講習会で気象台の防災官の講話を実施。(8月) ②防災教育セミナーで、校外学習実施における減災シミュレーションを実施。(1月)			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・災害時に小中学校と連携する全公民館を巡回し、意見交換を行った。	取組なし	
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	社会や理科の時間において自然災害と防災について学習している。総合的な学習の時間においても、洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用し身近なことから防災について学んでいる。また大雨や台風などを想定し、避難等について注意喚起している。以上のことを今後も継続していく。また、PTAからの要望を受け、親子で参加できる防災教育を実施した。	・小中学校の学級活動や総合的な学習の中で、水災害教育に取り組んでもらう予定。【平成28年度～】	・実施を検討する。	・気象庁で作成したDVD教材や、防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習を実施している。 ・少年消防クラブの活動の一つとして、水防災に関する避難訓練などを実施予定。	平成29年度において、実施を検討する。	・利根川水系連合・総合水防演習の一端で水防学校を実施した。	・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・一部中学校で実施中 ・小学校でも実施ができるよう検討。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・小学4年生を対象に、水防学校を毎年1回実施している。【平成23年度～】
	平成28年度の取組内容		・「市防災教育基本プログラム」を作成し、4月以降に授業で活用し、小中学生への防災教育を実施する。	・実施する。	・各校で防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習や訓練を実施。 ・1月の防災教育セミナーで中学生による避難所開設訓練を実施済。			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・一部中学校で実施中。	取組なし	・利根川上流河川事務所と協力し、小学4年生を対象とした水防学校を実施した。
	平成29年度の取組内容		・「市防災教育基本プログラム」を授業で活用し、小中学生への防災教育を実施。	・実施する。	①小中学校における水災害教育への取組み。(小学校2校で気象台による出前授業を実施) ②小学生が参加した市主催「防災宿泊学習」(8月)でカスリーン台風経験者の講話、利根川河川事務所のパンフレットを配付。			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・一部中学校で実施中。	取組なし	・利根川上流河川事務所と協力し、小学4年生を対象とした水防学校を実施した。 ・市内小学校の3年生と4年生で使用する社会科副読本に、防災教育に関する項目の追加について平成30年に検討する予定。
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成中。【平成28年度】 ・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるためのページを設ける。【平成28年～】	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施。	・過去に水害にあった地域の小学生を対象に、防災宿泊学習を実施。その中で、地域講師より過去の水害の講話を聞いた。水害の折衝碑を見学したりしている。平成28年度は乙女小、下生井小、網戸小の3校合同で8月に実施済み。	平成29年度において、実施を検討する。	・境防災センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。	・館林市の防災を考える日」事業として、パネル展示、講演会、広報紙に特集を掲載している。 ・市防災訓練(隔年実施)において住民参加型の訓練を実施している。	・子供たちに分かりやすい、被災した地元を題材とした絵本で紹介している。	・町広報紙で防災特集を毎年1回(出水期前)掲載し、防災知識を周知している。【平成22年度～】
	平成28年度の取組内容		・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成し、市HPに掲載している。 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の被害箇所地図を作成し、全自治会に配布。	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施。	・8月に防災宿泊学習を網戸小学校会場で実施済み。小学生31名参加。開会式で「平成27年9月関東・東北豪雨」時の避難所生活について、代表児童による体験発表を実施。		防災について出前講座を実施している。	様々な方法で防災意識の向上を図っていく。	・防災を考える日事業において、パネル展示等啓発、防災講演会を実施した。 ・県総合防災訓練に住民参加型訓練を取り入れて実施した。	・町広報紙で防災特集を掲載し、防災知識を住民へ周知した。	
	平成29年度の取組内容		・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を市HPに掲載。	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施。	・カスリーン台風70年を機に、小学生が参加した市主催「防災宿泊学習」(8月)でカスリーン台風経験者の講話を実施。		防災について出前講座を実施している。		・館林市の防災を考える日」事業により、パネル展示等啓発、防災講演会を実施した。	川井公民館において防災講話を実施した。	・町広報紙で防災特集を掲載し、防災知識を住民へ周知した。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町									
		18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課防災管財係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部安全安心課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、安全安心課交通防災係としている。	・ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。	・防災安全課が窓口になっている。	・問い合わせ窓口を設置済み。(危機管理部防災課)	・問い合わせ窓口を設置している。	・市民生活部危機管理課が窓口となっている。
	平成28年度の 取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施			
	平成29年度の 取組内容	上記のとおり変更なし		・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・地域住民を対象に、利根川(または渡良瀬川等)の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施予定。	・全町民に、水害に関する意識アンケート調査を実施した。【平成26年】 ・各地域住民を対象に、平成26年に実施したアンケートの結果を基に、説明会を実施していく。【平成28年度〜】	・自主防災組織の訓練時等で水防災について説明している。	・総合防災訓練を2年に1度実施している。※水防災に特化した説明会や避難訓練は実施していないが、平成29年度に防災訓練を実施予定。	・西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他) ・自主防災組織を対象とした防災リーダー研修会において、熊谷地方気象台を講師に招き、水害に関する講演を行う。【平成28年度】	・自主防災組織等を対象とした講演会や一般市民を対象とした市政配講座において、水害に対する備えや洪水ハザードマップの読み方等を説明している。	出前講座や防災リーダー認定講習などで市民に周知	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を行っている。	・各地域ごとに、洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。	・自主防災組織リーダー養成講座等で水防災に関する説明についても行っている。また、自治会から説明会の要請等があった場合は出前講座を実施する。
	平成28年度の 取組内容			・上記取組を継続している。		西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他)	・自主防災組織等を対象とした講演会や一般市民を対象とした市政配講座において、水害に対する備えや洪水ハザードマップの読み方等を説明した。		・従前のとおり実施		上記を継続実施
	平成29年度の 取組内容			・上記取組を継続している。	平成29年9月3日総合防災訓練を実施。	西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他)	・荒川上流河川事務所と連携して、地元自治会・市内防災士を対象にカスリーン台風に関する公開講座及び破壊箇所の現地見学会を開催した。 ・埼玉東河川砂防課と連携して、一般市民・市内防災士を対象に大学教授や気象キャスターによる洪水に関する講演会「水防災セミナー」を開催した。		・従前のとおり実施	・大規模水害時に大きな被害が想定される地域を対象に、バスで避難する洪水避難訓練を実施した。	上記を継続実施
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。【平成29年度〜】	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・避難所となっている公立学校の施設管理者(校長又は教頭)を対象とした指定緊急避難場所、指定避難所について説明会を開催。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	出前講座や防災リーダー認定講習などの実施を検討	・自主防災組織を対象としたリーダー養成講座に市内中学校教諭の参加を促している。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。 外部講師を招き、演習形式で行っている。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。
	平成28年度の 取組内容			・研修会の実施について検討した。	検討中。	説明会を検討	上記のとおり変更はないが、平成29年度に実施できるよう現在調整中。		・従前のとおり実施		検討中
	平成29年度の 取組内容			・研修会の実施について検討した。	上記のとおり変更なし。	荒川を重点的に講演会を検討した。	平成29年度実施なし。平成30年度において、全小・中学校の教員を対象に「荒川・利根川・県管理河川の洪水」について講習会を行うことで調整済み。		・未実施。次年度以降については、学校担当課と連携し検討していく		検討中
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・小学生などを対象にした、水災害教育を実施。	・中学校1年生の総合学習授業の中で、水災害を含む防災の話を行った。【平成26年度】 ・小学4・5年生の希望者を対象に、町の防災対策の説明や備蓄倉庫を視察してもらった。【平成27年度〜】 ・定期的に、総合学習授業の中で、実施してもらえよう中学校に依頼を検討する。【平成29年度〜】	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・水災害単独の授業は行っていないが、理科の天候に関する授業で、台風による災害に対する備えや情報活用を取り上げている。	・小学3・4年生の社会科副読本で「竹井 通知と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったこと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井湛加について説明している。 ・小学5年の理科で「流れる水のはたらき(河川の浸食・運搬作用)」について学習しており、その際、熊谷市で起きた過去の洪水被害についても説明している。	中学生以下を対象とした親子防災体験教室を実施している	・日本赤十字社の講師を招き、着衣水泳の授業を行っている。	・中学校では市から講師を派遣し、ボランティアリーダー研修を行っている。	・避難所体験訓練等において実施。
	平成28年度の 取組内容			・防災に関する授業の実施について検討した。	検討中。	説明会を検討	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		上記を継続実施
	平成29年度の 取組内容	・夏休み中の児童を対象に実際に災害が発生した場合の対処方法を教授する「災害なんかには負けないぞ教室」を実施した。		・小学生に備蓄食糧を配布し、防災啓発を実施した。	上記のとおり変更なし。	荒川を重点的に講演会を検討した。	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施	利根川上流カスリーン台風70年事業実行委員会主催の子ども利根川研究・活動発表会〜川はもたら〜が開催された	上記を継続実施
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広報誌で防災特集し、防災知識の住民への周知を実施している。	・千代田町民プラザで、過去の災害写真パネルを常時展示している。 ・ホームページで、近年までの災害写真の掲載している。	・防災マニュアルを作成し全戸配布した。【平成27年度】	ホームページや広報誌を通じて防災知識の周知に努めている。	・各区役所情報公開コーナーにて、水害履歴を公表している。	・市内各地で開催している市政配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演において、熊谷市を襲った過去100年間の主な水災害について周知を図っている。 ・毎年市報6月号に大雨や台風への備えについて特集ページを掲載している。 ・全戸配布しているハザードマップやくらしのカレンダー、またホームページでも防災啓発ページを設けて周知を図っている。	ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	・ホームページで被害状況や防災知識に関するページを設けている。	・避難訓練とともに説明会を実施している。また、地区自主防災会による利根川堤防決壊の体験座談会の開催とその記録冊子を制作した。	・ホームページに「風水害への備え」について掲載しているが、今後更に内容を充実していく必要があると考える。
	平成28年度の 取組内容		・町民を対象に、消防庁主催の災害伝承10年プロジェクトで災害の教訓等について話してもらった。【平成28年度】 ・県主催事業の地域災害対応力養成支援事業のHUGを自主防災組織向けに実施。【平成28年度】	・自主防災組織が実施する防災訓練等で、作成した防災マニュアルを利用した防災講話等を行った。	・従前のとおり実施	・従前のとおり実施	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		検討中
	平成29年度の 取組内容	・防災士取得のために防災士研修機関が実施する講座を受講する必要があるが、その受講料、教科料等について町が負担する「防災士養成事業補助金」の制度を設けた。	・県主催事業の地域災害対応力養成支援事業のDIGを自主防災組織向けに実施。【平成29年度】 ・複数の自主防災組織の情報交換・研修の場として、「千代田町自主防災組織連絡協議会」を平成30年度中に設立予定。	・自主防災組織が実施する防災訓練等で、作成した防災マニュアルを利用した防災講話等を行った。	・従前のとおり実施	・荒川上流河川事務所と連携して、地元自治会・市内防災士を対象にカスリーン台風に関する公開講座を開催し、70年前に実際に破壊した市内破壊箇所の現地見学会を行った。		・従前のとおり実施	利根川上流カスリーン台風70年事業実行委員会主催の自治体リーダーパネル展に合わせ、記録冊子の配布を行った。第6回利根川水系連合・総合水防演習実行委員会主催による防災講演会が開催された。		検討中

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町:想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
1)防災教育や防災知識の普及											
30・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・主に問い合わせは、防災対策課で対応している。 ・自主防災訓練等において、事前準備を説明している。	・ハザードマップの見方等水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部地域振興課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。	問い合わせ窓口を設置する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市長室危機管理課としている。 ・今後も継続していく。	水防災に関する問い合わせについては、ホームページや治水課、危機管理課で対応している。	・桶川市 市民生活部 安心安全課を窓口としている。	・水災害の事前準備等の問い合わせについては、消防防災課もしくは各総合支所市民課の防災担当職員が窓口となっている。	問い合わせ窓口を設置する。
	平成28年度の取組内容	上記の取り組みを継続した。	・特になし	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。			特段の取組なし	・問合せ窓口の設置及び公表済み。		
	平成29年度の取組内容	防災対策課が窓口となり関係部局と連携し実施中	・特になし	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。			・継続して実施済み。	特段の取組なし	・上述の内容を実施している。	
31・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自主防災訓練の講話等で、地域への説明も実施している。	自治会への出前講座等の中で水防災に関する内容も説明している。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、職員出前講座などの際に説明していく予定。	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。	住民からの依頼で出前講座を実施しており、ハザードマップの説明も実施している。	・地域住民を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・出張講座や防災訓練時に水防災に関する説明を実施している。	・今後関係部署等と検討予定 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	・住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催しており、その中で水防災知識の普及啓発を行っている。	出前講座を実施している。
	平成28年度の取組内容	自主防災訓練の講和等で防災啓発リーフレットを活用し、水防災に関する説明を実施した。	・出前講座を実施すると共に、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。	・出前講座において洪水時の避難方法について説明を行った。 ・今年度の総合防災訓練において、避難情報伝達訓練という訓練名で、【避難準備・高齢者等避難開始】、【避難指示】、【避難指示(緊急)】の3段階にかけて、広報車を用いた伝達訓練を行った。	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。		・防災講演会等で水災害について説明を実施。	自治会等を対象に、出張講座を33回実施(予定を含む)		地域住民から要望があり、ハザードマップ説明会を実施した。	
	平成29年度の取組内容	・市民向け啓発冊子の内容を充実させ、自主防災訓練等で配布し、防災意識の高揚を図った。 ・春日部市災害対応基本マニュアルを各自主防災組織に配布し、地域に応じた対策や訓練を支援した。	・出前講座において、可能な限り水防災に係る内容を取り入れた。	・出前講座等において洪水時の避難方法について説明を行った。	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。		・防災講演会等で水災害について説明を実施。	自治会等を対象に、出張講座を29回実施(予定を含む)	・上述の内容を実施している。	地域住民から要望があり、ハザードマップ説明会を実施した。	
32・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施している。施設の見学と所員による講話とを併せて、外郭放水路の役割と水害への備えなどについて認識を高めている。 ・避難所となっている小・中学校の校長・教頭先生を対象として、避難所開設訓練を実施予定【平成29年度～】	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・教職員に対する防災研修を実施予定。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	浸水想定区域内の学校について、教育委員会と連携し、水害を想定した訓練や研修会の実施について検討する。	・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・学校からの要請に応じて、教職員や地域住民を対象とした避難所開設訓練等を実施している。	教育研修会安全教育部に指導者を派遣し講習会を実施している	河川事務所の取組に協力し、要望に応じた実施に向けた調整をおこなう予定。	・教育委員会と調整し、実施を検討していく。 【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容	・平成29年1月6日に春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、水害への備えなどについて認識を高めていただくために、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施した。 ・平成28年11月15日に学校関係者及び市職員を対象とした避難所開設運営訓練・HUGを実施した。	・検討を継続	未実施	・水災害教育の実施に向けて検討していく。		・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明を実施。	学校からの依頼により、教職員を対象とした研修で、HUG訓練を実施(1回)	・平成29年度以降、教育関係部署と検討予定。		
	平成29年度の取組内容	・平成29年11月16日に学校関係者等の避難所運営に関する職員101名を対象に、HUG訓練を行った。	・検討を継続	・教職員に対する防災研修を実施する予定。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。		・ハザードマップを教材とした授業実施について防災担当教員に対し、説明会を実施。	学校からの依頼により、教職員を対象とした研修で、HUG訓練を実施(2回) (+HUG:Hinajo避難所、Unei運営、Gameゲームの略称)	・教育関係部署との実施を検討予定		
33・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・小学校3~4年生の社会科副読本「わたしたちのかすかべ」に、台風や大雨による被害状況の写真と表を掲載している。それらを利用して水害の恐ろしさや水害を防ぐ手立てとして首都圏外郭放水路の役割等について第4学年で指導している。	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、水防災教育を含めた安全に関する授業を実施する予定。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	浸水想定区域内の学校について、教育委員会と連携し、水害を想定した訓練や授業の実施について検討する。	・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	実施を検討する。(H29年度～)	・小学校の社会科(地理)・理科(水の流れ・地学)の中で、水災害に関する単元で指導している	河川事務所の取組に協力し、要望に応じた実施に向けた調整をおこなう予定。	・教育委員会と調整し、実施を検討していく。 【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容	各項の年間指導計画に則り実施済み	・検討を継続	今年度の総合防災訓練を市内の小中学校で行い、児童と教員に発災型訓練と体験型訓練に参加してもらった。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。		・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明を実施。	学校からの依頼により、生徒、教職員を対象とした防災講演会を実施(1回)			
	平成29年度の取組内容	各項の年間指導計画に則り実施済み	・出前講座を学生対象に実施した。	総合防災訓練の中で小学生を対象としたスタンプラリーを行った。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。		・ハザードマップを教材とした防災学習を実施。	学校からの依頼により、生徒、教職員を対象とした防災講演会を実施(2回)	・上述の内容の実施を検討予定。		
34・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市の防災センターで、過去の災害写真パネル、防災グッズ等の展示を行っている。首都圏外郭放水路の資料も展示。 ・市のホームページで、防災知識や被害状況の情報を掲載している。	防災ガイドブックの配布やホームページへの掲載、防災に関する出前講座などを通じて実施している。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っていく予定。	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 ・水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。	ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	・ホームページ等で、近年の災害写真の掲載、防災技術、防災グッズ、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の被害状況や教訓の伝承については周知していない。	・住民を対象とした出張講座を実施している。 ・過去の被害状況をまとめた地図を窓口及び市のホームページで閲覧できるようにしている。	・今後関係部署等と検討予定 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	市のホームページに大雨時における注意事項等を掲載し、防災の啓発を図っている。	ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。
	平成28年度の取組内容	自助・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて記載したリーフレット「春日部市災害対策のすすめ」をホームページに掲載するとともに、訓練等において配布し、防災啓発をおこなった。	出前講座を実施すると共に、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。	本市の出前講座及び防災講演会の中で水災害の啓発を行った。	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 ・水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。		・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく。	自治会等を対象に、出張講座を33回実施(予定を含む)			
	平成29年度の取組内容	自助・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて記載したリーフレット「春日部市災害対策のすすめ」をホームページに掲載するとともに、訓練等において配布し、防災啓発をおこなった。	・出前講座において、可能な限り水防災に係る内容を取り入れた。	本市の出前講座及び防災講演会の中で水災害の啓発を行った。	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 (水災害の被害や教訓の伝承については周知していない)		・浸水履歴を記載したハザードマップを全戸配布しており、新たに転入者及び防災教育の一環として小学5年生、中学2年生に配布し、HPで公開。	自治会等を対象に、出張講座を29回実施(予定を含む)	・桶川市自主防災組織連絡協議会にて自主防災組織リーダー養成講座を実施し、水害について啓発を行った。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43岡岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
D)防災教育や防災知識の普及											
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・危機管理防災課、道路治水課、下水道課が対応する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、環境安全部危機管理防災課としている。	・危機管理課が窓口になっている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。	・窓口は「総合政策部安心安全課」としている。	問い合わせ窓口を設置する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、くらし安全課防災安全係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活課生活安全担当としている。	・杉戸町住民参加推進課消防・防災担当が窓口になっている。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。			・市民生活部防災安全課が窓口となっている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。				同上	
	平成29年度の 取組内容	継続して実施した。		設置済。			・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部危機管理課としている。				・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活課生活安全担当としている。
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水防災に関し、ホームページ掲載など防災知識啓発活動等の強化について検討する。	・住民からの依頼に応じ、防災講座やハザードマップの説明会を行っている。今後も実施していく。	・依頼があり次第、自治会等を対象に説明会を開催している。	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会で説明した。 【平成28年度】	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施している。	・自主防災組織や市民団体からの要望により、職員を派遣し講座を行う、職員出前講座を開催している。内容としては、過去の被害履歴や洪水ハザードマップの見かた等。	各行政区からの依頼のに基づき、防災に係る説明会を実施している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・毎年実施している地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の紹介などを実施している。	・出前講座まなびつちやさと塾に於いて、講話等を実施。
	平成28年度の 取組内容	出前講座を実施した。市広報に水防災に関する防災対策を掲載し啓発を行った。			・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会、出前講座で説明した。	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施した。 ・広報誌に水防災に関する記事に掲載した。 ・メール、ツイッター、ブログを活用し、定期的に情報を発信した。	・自主防災組織等からの要望により、出前講座を実施した。		同上	・自治会や小学校PTAなどに「まなびつちやさと塾」を実施。	
	平成29年度の 取組内容	出前講座を実施した。市広報に水防災に関する防災対策を掲載し啓発を行った。		自治会等を対象に説明会を実施している。	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について出前講座で説明した。	同上	・自主防災組織等からの要望により、出前講座を実施した。	・自主防災組織の育成の一環として「地区防災講習」を行っている。	・毎年実施している地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の紹介などを実施している。		
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水災害教育の実施について、教育委員会と協議していく。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。(H29～H32で検討)	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に、研修会を実施する予定である。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施予定【平成28年度～】	・教職員に対する防災研修を実施予定。	教育委員会と協議し実施を検討する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・幼稚園及び小学校教員を対象に防災研修、訓練を実施した。 ・水災害教育を実施に向けて検討する。
	平成28年度の 取組内容	実施に向けて検討した。	教職員を対象とした出前講座を実施した		・教職員も参加した避難所開設訓練を行った。	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施した。			同上	幼稚園教諭を対象に防災研修を実施。	
	平成29年度の 取組内容	実施に向けて検討した。		防災に関する研修会の案内や文書による情報の周知。小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水災害教育の実践に向けて、安全・防災教育担当の教員を対象に、研修会の実施を検討している。	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施した。		・地域防災計画の見直しを行ったが、教員を対象とした講習会の実施は引き続き検討する予定。	・要望に応じて出前講座を実施する。			
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。(H29～H32で検討)	・総合的な学習の時間や学級活動等で、安全・防災教育担当の教員や学級担任が、水災害教育を含めた安全に関する授業を、引き続き実施していく。	・社会課の授業で、教員が水防災教育を含めた安全に関する授業を行う。	・児童を対象とした災害図上訓練を実施予定【平成29年度～】	・平成27年度は埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	小学生を対象とした防災キャンプを毎年夏に実施している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	・小学校の希望した児童に防災倉庫の見学、説明を実施した。
	平成28年度の 取組内容	小学校の授業で、川の性質、地域の特徴(河川に囲まれている、過去の水害)について学んでいる。			・社会課の授業の中で、幸手市で起こった過去の水災害など、水防災教育を行った。	・平成29年度に市内の小学5年生を対象とした災害図上訓練を実施するために、関係者と協議を行った。	・埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習した。		同上		
	平成29年度の 取組内容	小学校の授業で、川の性質、地域の特徴(河川に囲まれている、過去の水害)について学んでいる。	市立小学校1校の生徒に対し、水害に対する備え等の講座を行った。	緊急時における引き渡し訓練を実施した。今後も充実した防災教育を実践していく。	・社会課の授業の中で、幸手市で起こった過去の水災害など、水防災教育を行った。	・市内の小学5年生を対象とした災害図上訓練を実施した。			授業の中で実施している。	・小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・気象庁、川の防災情報など災害情報のリンク先を市ホームページに掲載している。 ・台風の接近など災害が発生する恐れがある場合には、気象情報などの市ホームページ掲載や市メール配信サービスで注意喚起している。	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先を市のHPに掲載している。	市教育委員会が市文化財展示館にて、企画展「災害と蓮田～太古から様々な災害と向き合った人々～」を開催した。	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載している。 ・台風が接近する場合には、市民に注意喚起をホームページや防災行政無線で行っている。	・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、登録制メールなどで定期的に情報を発信している。 ・台風による市の被害や水害への備え等、毎年広報誌に掲載して市民に周知している。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ日頃の備え等について周知している。	・定期的に市広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載し、防災知識の普及啓発に努めている。	ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・町の歴史資料館において、「宮代の水害」という特別展を実施したことがある。 【平成21年度】	・広報誌に掲載、及びまなびつちやさと塾での講話。 ・毎年広報誌に掲載し周知している。
	平成28年度の 取組内容	継続して実施した。		第1回「防災の備え」シンポジウムを開催し、水防災啓発に努めた。	・ハザードマップにより防災知識の周知。 ・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載。 ・台風接近時に、注意喚起をホームページや防災行政無線で行った。	・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、登録制メールなどで定期的に情報を発信した。 ・台風による市の被害や水害への備え等、広報誌に掲載して市民に周知した。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ日頃の備え等について周知した。	・広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載した。		住民に対して防災研修会を行い、過去の水害事例や防災に関する知識を周知した。	同上	同上
	平成29年度の 取組内容	市広報に水防災に関する防災対策を掲載し啓発を行った。		第2回「防災の備え」シンポジウムを開催し、水防災啓発に努めた。	同上	・ハザードマップにより防災知識の周知。 ・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載。 ・台風接近時に、注意喚起をホームページや防災行政無線で行った。 ・カスリーン台風70周年パネル展示を行った。	同上	・広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載した。	不定期に実施している「地区防災研修」において、防災知識の住民への周知を図っている。	・町の歴史資料館において、「宮代の水害」という特別展を実施したことがある。 【平成21年度】	同上

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	(資料)取組事例に 掲載している取組										
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組			
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課庶務防災担当としている。	・防災全般に関する問い合わせは、防災安全課を窓口としている。 ・洪水ハザードマップの配布や説明については土木部管理課を窓口としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災安全課としている。	・河川課、防災危機管理課の窓口に対応する。	・ハザードマップの見方等の水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、都市建設部企画調整課としている。	・防災教育や防災知識の普及 ・防災課で対応する	・防災課で対応する	・問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。	・問合せ窓口を設置する。			
	平成28年度の 取組内容	継続して実施	・変更はなし。	・引き続き、問い合わせ窓口は総務部防災安全課としている。		転入者や希望者に対して、ハザードマップを配布及び内容の説明を実施した。	避難や平時の準備等については危機管理課防災対策課、水防計画や事業等については都市建設部企画調整課が窓口としている。	防災課で対応している	危機管理室が窓口となって対応。	<河川課> ・窓口を設置した。 ・随時、問い合わせに対応する。	・問い合わせ窓口を設置。 (河川課防災担当)			
	平成29年度の 取組内容	継続して実施	・変更なし	・引き続き、問い合わせ窓口は総務部防災安全課としている。		質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。	避難や平時の準備等については危機管理課防災対策課、水防計画や事業等については都市建設部企画調整課が窓口としている。	防災課で対応している	危機管理室が窓口となって対応。	・随時問い合わせに対応する。	・平成28年度に設置済(H29.3.10)			
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の出前講座を検討する。	・自主防災組織等の団体から防災に関する講話依頼があった場合は、状況に応じて実施している。 ・住民全体に対し、水防災に関する説明会等は実施していない。 ・自治会主催の水災害の発生を想定した避難訓練は行っていない。 ・市民へ公表する防災情報の表現の改善について必要性を検討する。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施している。	・水防災に関する説明会の開催や問合せ窓口の周知等、防災知識啓発活動等の強化について検討する。【H29〜】	・水防災に関する説明会を開催予定。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施する	・水害時(外水氾濫、内水氾濫)の避難方法等について、自治会や各団体向けに防災講演会を実施している。 ・住民説明会や訓練など、多面的に取り組む。	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練を継続実施。 ・災害・避難カード作成モデル事業を実施	・市町より要請があれば、出前講座等を行っている。			
	平成28年度の 取組内容	引き続き実施中	・引き続き実施中。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施した。		水防災に関する避難訓練の検討を開始した。	・江東区5区広域避難推進協議会において、水害に関するシンポジウムの開催を検討。	広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施した	区民、事業者等へ計66回の防災講演会を実施。	<河川課> ・水防管理団体が行う訓練へ毎年継続して参加している。 <防災・危機管理課> ・総合防災訓練時に避難訓練を実施	・市町に対し、水防災に関する説明会や避難訓練の開催を働きかけていく。			
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	・引き続き実施中。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じ、防災講習会や訓練を実施した。		・水災害に限定した訓練は実施していないが、防災訓練を通じて、各町会、自治会等と実施している。 ・共同点検などの機会で説明している。	・江東区5区広域避難推進協議会において、広域避難推進シンポジウムを開催した。 ・東京都による水害リスク啓発事業(水害リスク啓発WSやまち歩き)を区内5町会を対象に行った。	広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施した	区民、事業者等へ計55回の防災講演会を実施。	<防災・危機管理課> ・総合防災訓練時に避難訓練を実施 ・災害・避難カード作成モデル事業を実施 ・随時問合せに対応	・市町の危機管理部局職員を対象に説明会を開催し、毎年水防訓練の実施を依頼した。			
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・県主催で実施される、全校の安全主任が集う「安全主任等地区研究協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研修会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。 ・研修会に参加した教員により、学んだ内容が校内で周知されるようにしている。	・水災害に限定したものではないが、学校からの依頼により、講習会やミニ集会等で実施している。	・今後、教員向けの防災説明会等を検討していく【H30〜】	・教員を対象とした講習会を実施予定。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・学校からの要望があれば、実施する	・区内小中学校の教員を対象に、防災(地震、風水害)についての勉強会(年1回)を実施している。【平成26年度〜】	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・必要に応じて出前講座を実施する。			
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・水災害に限定したものではないが、学校からの依頼により、講習会やミニ集会等で実施した。		検討中。	一部の避難所運営訓練にて、教員を含めた講演会を実施	学校からの要望があれば、実施する	小中学校の校長、教員等を対象にした防災に係る研修会を実施。	<河川課 防災・危機管理課> ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。	・市町に対し、教員を対象とした講習会の実施を働きかけていく。			
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	県主催の協議会や防災会等で、防災教育の一つとして水防災についても受講。			検討中。	一部の避難所運営訓練にて、教員を含めた講演会を実施	学校からの要望があれば、実施する	小中学校の校長、教員等を対象にした防災に係る研修会を実施。	<防災・危機管理課> ・H29は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。	・平成28年度は要請無し。 要請に応じ、必要により実施する。			
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・国や県から配布される防災に関するリーフレットや教材を活用して、洪水等についてその都度児童に指導している。平成27年度は、国より配布された学習教材「防災まちづくり・くにつくり」を希望し、学習に役立てた学校があった。 ・夏季休業中などを利用して、各種防災ポスター展に応募し、水災害の危機や対応をよびかけた。	・水災害に限定したものではないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を実施している。	・今後、小学生向けの防災説明会等を検討していく【H30〜】	・小学校4年生の社会科において、「くらしを守る」という単元の中の発展学習として「風水害からくらしを守る」という内容で学習している。参考資料として、我孫子市水ハザードマップの活用を行っている学校もある。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・一部の小中学校では、特別授業としてNPOや東京大学の学生が、水災害に関する講話をしている。	・小中学校の総合学習の中で、防災教育(地震、風水害)を継続して実施している。【継続中】	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・各土木事務所にて、防災教育を実施する。			
	平成28年度の 取組内容	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・水災害に限定したものではないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を、引き続き実施することとした。		一部の避難所運営訓練にて、講演会を実施	出前講座を実施した	区過去の水害について学習するなど、小中学校において防災教育を継続中。	<河川課> ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。 (危機管理課)実績なし	・以下の小学校で防災教育を実施。 【栃木土木事務所】 H28.7.13 栃木市立真名子小学校 【安足土木事務所】 H28.7.13 佐野市立栃本小学校 H28.12.8 佐野市立岡馬小学校				
	平成29年度の 取組内容	今年度実施予定なし	小学生向けには、国や県から配付される防災に関する資料を活用して、洪水等について指導。	・水災害に限定したものではないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を、引き続き実施することとした。		任意の小中学校にて、障害体験者を用いた体験学習を行っている。	一部の避難所運営訓練にて、講演会を実施	出前講座を実施した	区過去の水害について学習するなど、小中学校において防災教育を継続中。	<防災・危機管理課> 実績なし	・以下の小学校で防災教育を実施。 【栃木土木事務所】 H29.7. 栃木市立栃本第三小学校 【安足土木事務所】 H29.6.6 佐野市立三好小学校 H29.7.11 佐野市立旗川小学校 H30.1.24 佐野市立岡馬小学校			
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図れるよう検討する。	・防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時持出品や避難場所の位置等について周知をしている。 ・河川の状況や水位が確認できるよう、ホームページにリンク先として国土交通省(川の防災情報)や各河川事務所(河川ライブ情報)のホームページを張り付けている。	・ホームページにて、風水害への知識等について掲載している。その他に住民向け防災講習会等で啓発を行っている。	・ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	・市のホームページにおいて、過去の被害状況や、水災害への備えなどについての啓発や情報を掲載している。	・家屋や道路の浸水被害をHPにて公表している。 ・水災害の防災情報については、HPや広報誌にて情報提供している。 ・総合防災訓練(年1回開催)において、普及啓発のための展示ブースを設けている。	カスリーン台風による区の水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業者等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の水害や水害への備え等について周知している	・区のホームページや、くらしの便利帳(全戸配布)において防災に関する情報を掲載している。【継続中】 ・防災に関する説明会等は継続して開催していく。(平成27年度48回)	・パンフレット作成による意識啓発を継続実施。 ・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。				
	平成28年度の 取組内容	継続して実施	・カスリーン台風70周年関連行事の開催(防災講演会、実行委員会など、H28着手)	・ホームページや、防災講習会等で周知を図った。		希望者や希望する自治会に対して、ハザードマップを使用した説明や講習会を実施した。	・水災害の防災情報について、HP、広報誌にて情報提供を行った。 ・総合防災訓練にて水災害に関する普及啓発を実施。	カスリーン台風による区の水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業者等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の水害や水害への備え等について周知している	防災に関する説明会等を継続して開催。(平成28年度66回)	<河川課> ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。 (危機管理課) ・パンフレット「自分の身は自分で守る」の作成・配布を実施した。	・とちぎテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を実施。			
	平成29年度の 取組内容	継続して実施	防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時持出品や避難場所の位置等について周知を行っている。	・ホームページや、防災講習会等で周知を図った。		出水期前に、早めに避難していただくための様々な情報取得先等を広報誌に掲載している。広報誌には、ガリラテ、大規模災害等のキーワードを入れている。	・水災害の防災情報について、広報誌等にて情報提供を行った。 ・東京都による水害リスク啓発事業(水害リスク啓発WSやまち歩き)を区内5町会を対象に行った。 ・区内4町会・自治会の地区防災計画(水害対策編)の策定支援を行った。	カスリーン台風による区の水害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業者等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の水害や水害への備え等について周知している	防災に関する説明会等を継続して開催。(平成29年度55回)	<防災・危機管理課> ・パンフレット「自分の身は自分で守る」の作成・配布を実施した。	・とちぎテレビにて防災に関する番組の配信を実施。 ・相模・東北豪雨の記録を作成し、県立図書館等に配付した。			

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
30 ・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・問い合わせ窓口を設置する。	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。	・問い合わせ窓口を設置する。	・問合せの内容に応じて、関係部署が適宜対応する。
	平成28年度の 取組内容	・問い合わせ内容に応じて関係部署が適宜対応	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とし、適宜対応した。	・問い合わせ窓口の設置を検討	—
	平成29年度の 取組内容	・問い合わせ内容に応じて関係部署が適宜対応	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とするし、適宜対応した。	・問い合わせ窓口の設置を検討	—
31 ・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報等を県管理河川の減災協議会により情報共有し、減災に向けた取組を検討する。	・市町村を集めて水防連絡調整会議を実施している。	・水防災に関する説明会及び避難訓練を実施する。	・風水害の体験型訓練を拡充していく。
	平成28年度の 取組内容	・想定最大の外力に基づく、新たな洪水浸水想定区域図を策定中であり、H29出水期前までに公表予定。 ・H28.3月県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)により情報共有	・平成28年度埼玉県水防連絡調整会議を3回実施した	・要配慮者利用施設の管理者に対し水害・土砂災害に関する説明会を実施	—
	平成29年度の 取組内容	・H29.7月までに洪水浸水想定区域図(県管理分)を公表。 ・減災対策協議会において、洪水浸水想定区域の情報共有を図り、減災に向けた取組を決定した。	・埼玉県水防連絡調整会議を1回、県減災対策協議会及び幹事会を計3回実施し、情報共有を行った。	・市町村に対し防災体制向上の説明会やヒアリングを実施 ・土砂災害避難訓練を実施	—
32 ・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、銚子地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。	・実施予定なし
	平成28年度の 取組内容	・未実施	・上記取組を実施	・教員に対する講習会を実施	—
	平成29年度の 取組内容	・未実施	・上記取組を実施	・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、銚子地方気象台の台長を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。	—
33 ・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜)	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じ、教員を通じて啓発活動を実施する。	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいる。
	平成28年度の 取組内容	・未実施	・上記取組を実施	・実施無し	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいる。
	平成29年度の 取組内容	・未実施	・小学生を対象とした水防災イベントを実施した。	・実施無し	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいる。
34 ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図(計画規模によるもの)を作成公表している。 ・「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。	・県民の方を対象とした出前講座の実施。 ・水防月間の広報、懸垂幕による啓発活動の実施を検討	・県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載。またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送。	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発。 ・広報と連携した啓発支援に取り組んでいる。
	平成28年度の 取組内容	・想定最大の外力に基づく、新たな洪水浸水想定区域図を策定中であり、H29出水期前までに公表予定。 ・H28.7月「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明実施。 ・H29.2月:防災講演会の実施【大規模水害時の住民避難を考える】(一般公開)	・埼玉県川の防災情報ホームページや河川防災のホームページを設立 ・要配慮者利用施設管理者への河川防災に関する説明会を開催 ・出前講座7回実施。	・継続実施	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発、広報と連携した啓発支援に取り組んでいる。
	平成29年度の 取組内容	・H29.7月までに洪水浸水想定区域図(県管理分)を公表。 ・洪水浸水想定区域図内の要配慮者利用施設避難誘導システムの市町村への配布及び説明会の開催	・出前講座を5回実施。 ・水防災イベントを4回実施。	・継続実施	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発、広報と連携した啓発支援に取り組んでいる。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組
 H29年度
 [資料]取組事例に掲載している取組

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06霞町 取組	07境町 取組	
2)ソフト対策の主な取り組み												
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
J)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。			・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団や市政協力員へ連絡している。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。【平成28年度～】	・災害時優先携帯電話を各分団に貸与しており、情報伝達を行っている	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部業務対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・河川水位に関しては状況に応じて消防団等に直接提供している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防団(消防団)へ情報伝達手段として、トランシーバーの配備を予定している。【平成28年度～】	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団に連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団に連絡することとしている。
	平成28年度の取組内容						・平成29年5月より、小貝川(水海道小貝川水位観測所)における「緊急通報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信」を開始予定。			継続		
	平成29年度の取組内容					・平成30年度5月から、利根川・澁良瀬川・思川における「緊急通報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信」を開始する予定。		・平成29年5月より、小貝川(水海道小貝川水位観測所)における「緊急通報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信」を開始。	継続実施	継続	スマホを利用した情報伝達手段(プッシュ型)について実証実験中	
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。			・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、河川の受け持ち区間の設定及び巡視内容についても明記する。【平成28年度～】	・巡視の受け持ち区間が設定されている。	・各消防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・分担の区域があり、要請に基づき巡視を行う。	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・非常時には水防団に地域の河川の巡視を依頼している。	
	平成28年度の取組内容						・巡視区間の再確認、関係部署との連絡体制の確認を行った。			継続して実施	継続して実施	
	平成29年度の取組内容				・出水期を前に、国、県、市、水防団と危険箇所の再確認を行った。				継続実施	継続して実施	継続して実施	
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報を共有する。			・土のうを袋と付倉、三和付倉に分散して保管している。土のう袋等は水防倉庫に保管している。	・土のう、ブルーシート等を水防倉庫に分散して保管している。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施している。	・発電機や排水ポンプ等を浸水想定区域外である、市役所庁舎敷地内に保管している	・土壌及び土嚢袋・ブルーシート・発電機を保管している。	・土のう、シート等を市所有二か所の水防倉庫に保管している。	・資機材の数量が十分ではない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。	・水防資機材を水防倉庫等に分散保管している。 ・土嚢ステーションを町内へ設置	
	平成28年度の取組内容					・土のう、ブルーシート等を水防倉庫に分散して保管。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施。	・水防事務組合で保有する、水防倉庫の確認を実施。		継続して検討			
	平成29年度の取組内容				・市内7箇所に土のうを保管する「土のうステーション」を設置した。	・土のう、ブルーシート等を水防倉庫に分散して保管。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施。	・水防事務組合で保有する、水防倉庫の確認を実施。	上記に加え灯光器を購入	継続実施	継続して検討	土嚢ステーション1ヶ所追加予定	
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。										
	平成28年度の取組内容											
	平成29年度の取組内容	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成を検討。										
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。			・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	
	平成28年度の取組内容	・重要水防箇所等の共同点検を実施。				・下館河川事務所が実施した重要水防箇所等の共同点検に参加。		・リスクが高い地区での共同点検を行った際にその地区の自主防災役員に参加していただいた。		継続して検討	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。	
	平成29年度の取組内容	・重要水防箇所等の共同点検の実施(継続実施)			・国、県、市、水防団による合同巡視を実施した。	・下館河川事務所が実施した重要水防箇所等の共同点検に参加。		・リスクが高い地区での共同点検を行った際、その地区の自主防災役員と消防団員に参加していただいた。	引き続き、国と合同で消防団や地域住民による堤防点検を実施。	継続して検討	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組											
J)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化											
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	・消防本部を通じて消防団に連絡する。	・消防無線、Eメール指令装置、小山市安全安心情報メール。	・消防団長を災害対策本部員としており、河川水位に係る情報は、本部会議の際、伝達している。	・河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から消防団(水防団)へ連絡している。	・町防災行政無線	・ホームページでの河川水位情報等の利用紹介	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団(水防団)や自主防災組織等へ連絡することとしている。
	平成28年度の取組内容		・避難判断・伝達マニュアルを作成する。【平成28年度】								
	平成29年度の取組内容			・避難判断・伝達マニュアルを基に、対応にあたった。							
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の担当地区内の河川巡視。	・水防計画による監視ポイントの設定により巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。	・町水防計画において、消防団(水防団)が実施する巡視区間を設定している。	・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。	・消防団の受持区域により巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間は無し。指令を受けて巡視を実施する。	・玉村町は、利根川と烏川に挟まれているため、河川沿川全域を巡視している。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、消防署からの指令を受けて巡視を実施する。
	平成28年度の取組内容		・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、市内全ての河川を巡視する。		・監視している団員には安全管理のため、ライフジャケット着用を固める。		・本市消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。		・毎年、危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。		・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視確認も行い、水位上昇が見られたら、町内全ての河川を巡視する。
	平成29年度の取組内容			・継続的に、各水防団の受け持ち区間について、巡視を実施する予定。						・継続的に危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握していく。	
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。	・市内11箇所の水防倉庫へ資機材を保管している。	・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。	・毎年度、水防予算において、土のう・砂等を購入している。	・各水防倉庫に土のう、縄、杭等を保管している。	・市内7箇所の水防倉庫に土袋等を配備。	・土のう、縄、シートを市内の水防倉庫に分散して保管している。	・玉村消防署にゴムボート2艇を配備済みであり、定期的に点検を実施。	・土のう等を消防署の水防倉庫に保管している。
	平成28年度の取組内容		・点検は数か月に1度実施している。	・消防団車両にライフジャケットを積載する。	・毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。					・玉村消防署に水防トラックを配備済み。	・役場庁舎に水防車を配備済み。
	平成29年度の取組内容										
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・思川、巴波川、永野川、柚井木川、渡良瀬川には重要水防箇所が23箇所指定されており、共同点検は、小山市消防本部、農村整備課、建設政策課、出張所職員、地元自治会(自主防災組織)、消防団、管轄する消防署等が参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・河川管理者(国、県)が開催する重要水防箇所等の共同点検には、例年市及び消防機関として参加している。	・平成28年度の県管理河川の合同巡視では、地元区長に参加していた。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・烏川水系では、関係者及び住民参加の緊急合同点検を平成27年度に実施した。	・重要水防箇所等の共同点検に行政区長(自主防災組織の代表者)にも参加してもらった。
	平成28年度の取組内容		・継続的に、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加していく。							・利根川水系では、国及び県が毎年出水期前に共同点検を実施しているため、住民参加については今後検討していきたい。	
	平成29年度の取組内容										

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	2)ソフト対策の主な取り組み									
		18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
35・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から水防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、組合消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部等から直接消防団(水防団兼務)へ連絡することとしている。	・大雨、洪水等の予報及び警報が発令された場合、町長は、館林地区消防組合本部(水防本部)及び邑楽消防署と連携し、水防団を起動させ、水防活動を行う。	・水防警報等の河川水位に関する情報は、FAXにより消防局へ伝達している。	・情報伝達方法については、水防団の事務局である熊谷市消防本部警防課へ情報伝達(FAX、電話等)する。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	・水防主管課である管理課から消防本部へ、消防本部から消防団へ電話連絡している。	・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	・防災行政無線又は登録制メール。 ・坂東上流水害予防組合では組合内の情報伝達系統図を準備している。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		水防警報発令時は情報提供を行った。	・台風が接近したとき、水防計画で決められたとおり情報伝達を行った。		・現体制で実施		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容	・上記取組を継続している。		・上記取組を継続している。		水防警報発令時は情報提供を行った。	上記のとおり変更なし		・現体制で実施		上記を継続実施
36・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間)があり、消防団長の指令を受けて巡視を実施する。	・水防団の受け持ち区間はなし。指令を受けて巡視を実施する。	・水防区域は町全域であり、邑楽町地域防災計画に水位通知河川及び重要水防区域が定められている。 ・町及び邑楽消防署は、水害発生のおそれがある場合、初期段階から気象情報を注視し、河川巡視を行っている。	・各水防団(消防団)の受け持ち区間を設定している。 ・毎年、水防訓練を実施し、安全管理について注意をしている。	・大里郡利根川水害予防組合水防計画において河川ごとに担当区間を定めている。	水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	・水防主管課である管理課と消防本部で巡視を行い、必要に応じて各消防団の受け持ち区間について出動指令を発令し巡視を実施。	・水防計画で設定している。	・分団担当区域内の河川の巡視を行う。 ・坂東上流水害予防組合では重要水防所の担当水防分団があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら適宜対応する。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。	基準に基づき適宜巡視を実施した。	・現体制で実施	・出水期前に利根川上流河川事務所八斗島出張所及び熊谷県土整備事務所と合同巡視を実施した。		・現体制で実施		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容			・上記取組を継続している。	上記取組を継続実施	・現体制で実施	上記のとおり変更なし		・現体制で実施		上記を継続実施
37・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または平成28年度から順次実施	・土のう、シートなどを防災倉庫に分散して保管している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する予定。	・組合で保管している資機材のほかに、土のう、スコップなどを役場庁舎に保管している。 ・数量が十分ではない水防資機材の購入を検討する。【平成29年度】	・町内の消防署2箇所に設置されている水防倉庫に、ブルーシート、土のう等を保管している。	・土のう袋、ロープ、救助用ポート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。	・水防倉庫を設置して資材等を保管している。 ・年1回、資材及び倉庫の点検を行っている。	・土のう、シート等を福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に保管している。	整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	・必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画で表示している。	・市内3箇所の水防小屋に収納 ・土のう、シートなどを坂東上流水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。保管数の確認点検も適宜実施している。 ・市役所倉庫に土のう袋や水中ポンプ、発電機を所有しており、年に一回は点検を実施している。
	平成28年度の取組内容			・救助用ポートを増備した。		・現体制で実施	・資機材の備蓄数量の確認をおこなった。		・必要資材を水防倉庫に備蓄		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容			ブルーシート、土のう等を購入した。		・現体制で実施	・上記のとおり確認をおこなった。また他の部署からの依頼により必要に応じて土のうを提供している。		・必要資材を水防倉庫に備蓄		上記を継続実施
38・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
39・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検を実施。【平成28年度】	・今後、共同点検と一緒に実施するか、検討する。【平成29年度】	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、該当地区の区長等が参加予定。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、自治会長等が参加予定。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・水防団、自治協力団体との共同点検を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
	平成28年度の取組内容			来年度以降の重要水防箇所等の共同点検について、該当地区の区長等の参加について検討した。		継続して実施	・重要水防箇所の点検は行ったが自治会長等は参加していない。		・重要水防箇所等の共同点検へ地元自治会長の参加を検討		今年度も自主防災組織リーダー養成講座を実施した。消防団や自治会自主防災隊により重要水防箇所の巡視を実施している。
	平成29年度の取組内容	・国、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に水防団、地元区長等と参加。				継続して実施	上記のとおり変更なし		・重要水防箇所等の共同点検へ地元自治会長の参加を検討		今年度も自主防災組織リーダー養成講座を実施した。消防団や自治会自主防災隊により重要水防箇所の巡視を実施している。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度

[資料]取組事例に掲載している取組

赤文字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組	
2)ソフト対策の主な取り組み												
①取組												
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
J)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防本部に伝達し、消防団へ連絡することとしている。 ・職員参集メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	・市建設課、または市消防本部から消防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・FAXIによる伝達		・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	・水防団は消防団が担う。 ・上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ。	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	
	平成28年度の取組内容	全職員に向けて、職員参集メールの配信テストを行い、緊急時の情報提供体制の確認を実施した。	上記を継続実施。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・FAXIによる伝達				特段の取組なし	・安心安全課から消防団長に河川の状況等を報告している。		
	平成29年度の取組内容	全職員に向けて、職員参集メールの配信テストを行い、緊急時の情報提供体制の確認を実施した。	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・FAXIによる伝達			・台風時メール配信による注意呼びかけを行った。	職員(水防パトロール員)に、情報共有の強化を図るため本部からタブレットの貸し出しを試験的に開始した。	・上述の内容を継続して実施している。		
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	河川事務所等が発出する水防警報にあわせ、該当場所付近の河川巡視を実施している。	・水防計画に基づき、水防団が行う河川巡視等の受け持ち区間を設定している。 ・増水時には、堤防巡視・警戒を実施し、異常を発見した時は、水防工法等により対処する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施している。	・大雨時は、市職員が巡視を定期的に行っている。		水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	・水防活動時職員がパトロールを実施している。 ・利根川氾濫シミュレーションをもとに市内影響河川の巡視区間について検討していく。	・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	・大雨時は、市職員が荒川、江川等の巡視を定期的に行っている	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、河川の巡視について記載している。 ・水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。	水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。
	平成28年度の取組内容	大雨警報発令時にパトロール班が、適宜河川巡視を行った。	上記を継続実施。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施している。	・大雨時は、市職員が巡視を定期的に行っている。				継続して水防の実施内容や体制の見直しを行っている。	・荒川、江川等氾濫し得る河川を定期的に巡視している。		
	平成29年度の取組内容	大雨警報発令時にパトロール班が、適宜河川巡視を行った。	継続して実施	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施している。	・大雨時は、市職員が巡視を定期的に行っている。			・平成28年度の水防体制について検証し、浸水被害が多い地域付近の施設と協議を行い、可能な限り屋内設備を拠点とし、対応できるよう見直しを図った。	継続して水防の実施内容や体制の見直しを行っている。	・上述の内容を継続して実施している。		
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年に一度点検している。	・紐、シャベル、斧、竹、縄、杉丸太、土のう袋、照明器具等を水防倉庫に分散保管している。 ・水防団に水防倉庫の維持管理を委託している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。		整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。 ・必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土嚢や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。 ・市民等からの要望に迅速に対応できるよう、担当課と連絡・調整を図る。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。 ・重要水防区域の延長約2kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、資器材を備蓄することとしている。	整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	
	平成28年度の取組内容	出水期前に水防倉庫の点検を実施した。	上記を継続実施。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。		・関係課と水防資機材の情報共有を実施。	毎月資機材の点検を行い、資材管理を行っている。				
	平成29年度の取組内容	出水期前に水防倉庫資機材の点検を実施した。	継続して実施	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。		・関係課と水防資機材の情報共有を実施。	毎月資機材の点検を行い、資材管理を行っている。	・上述の内容を継続して実施している。			
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から順次実施											
	平成28年度の取組内容											
	平成29年度の取組内容											
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	未実施	・平成28年度から水防団及び住民への参加について、国の通知に追記されており、同年度から実施している。	重要水防箇所等の共同点検に参加している。(平成28年度は6月8日に実施。)今後は地域住民の参加を検討していく。	・国が実施する共同点検等で地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今年関係部署等と検討予定 ・平成29年度実施の樋詰管共同点検に、桶川市消防団長も出席していただけるように調整を図る。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく。	
	平成28年度の取組内容	平成28年6月16日に実施した重要水防箇所合同巡視に参加し、洪水リスクの高い区間の点検を行った。	・国、県、市、羽生市水防団による合同巡視を実施した。自治会長等の参加を促すことを検討。	未実施	実施済			特段の取組なし		大利根出張所が主催した利根川堤防上の合同巡視に、水防団員と共に参加		
	平成29年度の取組内容	水防団も参加し、水防訓練を実施した。また、水防重要箇所を巡視し、自主防災組織等にも適宜必要な情報を提供している。	・利根川の堤防共同点検に参加。自治会長も参加した。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	実施済		・引き続き検討していく。	特段の取組なし	・来年度も引き続き樋詰管共同点検に、桶川市消防団長が出席していただけるように調整を図る。			

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡 例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43岡岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組											
J)より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化											
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・防災無線、市HP等で情報発信をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、安心安全課から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・河川水位に係る情報は、役場から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、住民参加推進課から直接消防団へ連絡(メール配信)することとしている。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。			・災害対策本部から直接消防団へ連絡。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。				同上	
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		引き続き実施している。	・災害対策本部から直接消防団へ連絡。					・河川水位に係る情報は、役場から直接消防団へ連絡することとしている。	
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	中川、綾瀬川等に関しては市職員と河川事務所職員で年一回の巡視を行っている。 ・情報収集班及び水防・道路班による巡視区間を定め、効率的な巡視を行う予定。	・江戸川右岸については江戸川水防事務所組合の水防計画において区間の設定があるためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・巡視区間や巡視ルートについて今後検討していく。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・大雨時は、職員が河川や水路の巡視を定期的に行っている。	水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内の主要な河川を巡視する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		関係機関との合同巡視を実施している。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施することになっている。 ・水防訓練を実施し、水防に関する知識や危険性について説明。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。				同上	
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		今後も継続して関係機関との合同巡視を実施していく。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施することになっている。 ・水防訓練を実施し、水防に関する知識や危険性について説明。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。			地域防災計画の見直しを行ったが、河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直しについては、引き続き検討する予定。	・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内の主要な河川を巡視する。	
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。 ・市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。 ・市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。	・現在、各消防団への水防資機材の整備が不十分である。今後、ライフジャケット等の安全装備を中心に整備を進めている。 ・河川区域にある3つの水防倉庫に鉾、掛矢、スコップ、斧、鎌、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・市役所倉庫に土のう、スコップ、ブルーシート等の資機材を保管している。 ・土のうは定期的に職員が作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	・土のう、縄、スコップ、シートを役場倉庫等に保管している。	・土のう、シート、注意喚起看板等を役場倉庫に保管している。 ・役場の防災倉庫に内水の排水ポンプを所有している。	・鉾、掛矢、スコップ、シャベル、照明具、斧、鎌、ソフトロープ、ブルーシート、鉄線、フルコン土壌、鉄杭
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		・利根川栗橋流域水防事務所組合の水防計画により、資機材の保管状況を共有している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・出水期前に職員が土のう作成作業を実施した。			同上	
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		エアポート1隻 配備 救命胴衣(ライフジャケット)36着 配備	・利根川栗橋流域水防事務所組合の水防計画により、資機材の保管状況を共有している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・出水期前に職員が土のう作成作業を実施した。		・土のう、シート、注意喚起看板等を役場倉庫に保管している。 ・役場の防災倉庫に内水の排水ポンプを所有している。	
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施										
	平成28年度の取組内容										
	平成29年度の取組内容										
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	関係機関と重要水防箇所等の共同点検を実施する。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。 ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・実施内容について検討中。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
	平成28年度の取組内容			関係機関との合同巡視を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加し、消防団研修において団員に周知した。	・対応なし				同上	・重要水防箇所等の共同点検へ参加した。
	平成29年度の取組内容			継続して関係機関との合同巡視を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加し、消防団研修において団員に周知した。	・対応なし				・実施内容について検討中。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

概ね5年で実施する取組内容の更新
H28年度

概ね5年で実施する取組内容の更新
H29年度

(資料)取組事例に
掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組	
2)ソフト対策の主な取り組み		②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組										
		■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化										
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。	・市水防本部で情報をうけ、市消防本部に連絡。市消防本部から各消防団(水防団)に連絡	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。	・消防署から消防団へ伝達している。	・河川水位に係る情報は区の防災センターにて確認できるよう整備している。また、夜間においては情報連絡員が防災センターにて河川水位の監視を行っている。	・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。	・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続している	・引き続き、同上の対応としている。		継続して実施している。	・区の防災アプリで河川水位や河川の映像をリアルタイムで確認できるよう整備した。	河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。	<河川課> ・数値による水位情報を河川横断面を配置することにより、利用者へより判り易い情報提供を実施した。	・上記事項について、平成28年度も実施。	
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・引き続き、同上の対応としている。		継続して実施している。	・夜間の防災センターの人員を増員し、河川水位の監視体制及び連絡体制の強化を行った。	河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。		・上記事項について、平成29年度も実施。	
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の管轄区間があり、連絡(指令)を受けて巡視を実施する。 ・目視による河川水位、堤防状況を巡視する。	水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	・各水防団で受け持ちの巡視区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・消防本部が国の合同巡視に参加して、重要水防箇所等を把握している。	・利根川が足立区を通過していないため、利根川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。	・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、正確な情報収集に努める。	・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、利根川は江戸川区の上流域に位置するため正確な情報収集に努める。			
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続して実施中	・引き続き、同上の対応としている。		継続して実施している。		・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、正確な情報収集に努める。	洪水予報伝達訓練を実施。			
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・引き続き、同上の対応としている。		継続して実施している。		・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、正確な情報収集に努める。	洪水予報伝達訓練を実施。			
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保存している ・年一回点検を行っている	・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 ・出水期前に数量、状態等の点検を実施している。	整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	・東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。(足立区水防活動の手引きに記載)	・地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している	・土倉、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の資材倉庫に分散して保管している。 ・2台ポンプ車1台を保有している。	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	・防災ステーション、防災ヤードに根拠ブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。	
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続している	・引き続き、点検等を実施した。		土のう等を購入し、資機材の充実を図った。		・地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している	区民が自由に土のうを取り出せる置場(土のうステーション)を10箇所増設。(全38箇所)	<河川課> ・各倉庫の備蓄量等を確認した。	・上記事項について、平成28年度も実施。	
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・引き続き、点検等を実施した。		水防倉庫等に土倉袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。		・地域防災計画に定める水防資器材を適切に保管している	災害救助用ポート10艘を消防団に分散配備。		・上記事項について、平成29年度も実施。	
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施											
	平成28年度の取組内容											
	平成29年度の取組内容											
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今後、共同点検を実施について検討する。【H29～】	・国交省主催の共同点検に地域住民等に参加を促し、実施済み。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、利根川は江戸川区の上流域に位置するため正確な情報収集に努める。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。	
	平成28年度の取組内容	継続して実施	職員が参加した	・重要水防箇所等の共同点検へ参加した。 ・自治会長や自主防災組織等の住民の共同点検への参加については、関係機関等と相談し、可能であれば参加を促すこととした。		実施済み。	消防団が集まる場を活用し、消防署から水防上危険のある区間の情報を提供してもらうように区内各消防署へ依頼した。	重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	江戸川の重要水防箇所等の共同点検に参加。	<河川課> 県管理河川において実施する減災対策協議会で、市町村と共同した点検方法等について検討を進める。	【栃木土木事務所】 H28.5.25 栃木市との重要水防箇所点検 H28.5.27 小山市との重要水防箇所点検 H28.5.27 小山市との県水防倉庫合同点検	
	平成29年度の取組内容	継続して実施	職員が参加した	・重要水防箇所等の共同点検へ参加した。 ・自治会長や自主防災組織等の住民の共同点検への参加については、関係機関等と相談し、可能であれば参加を促すこととした。		実施済み。	・区職員と関係機関で共同点検を実施。 ・消防署から水防上危険のある区間の情報を消防団へ提供してもらうよう依頼。	重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	江戸川の重要水防箇所等の共同点検に参加。	【栃木土木事務所】 H29.5.29 栃木市との重要水防箇所点検 H29.5.30 小山市、壬生町との重要水防箇所点検 H29.5.31 下野市との重要水防箇所点検	【安足土木事務所】 H29.5.29 佐野市との重要水防箇所点検	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
2)ソフト対策の主な取り組み					
35 ・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。 ・埼玉県川の防災情報ホームページにおいて、県内の雨量及び水位、河川監視カメラの画像をリアルタイムで提供	・水防計画書の連絡系統で実施。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
	平成28年度の取組内容	水位雨量情報等を新規設置の河川監視カメラ画像と併せて見やすくHPやスマートフォン等で情報提供(H28:構築中、H30出水期までに公開)	・上記取組を実施	・継続実施	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
	平成29年度の取組内容	・水位雨量テレメータシステムと河川監視カメラの画像をHPで見やすく表示するとともに、スマートフォンでも確認できるように改良を実施。(H30出水期までに予定箇所全て公開)	・上記取組を実施	・継続実施	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
36 ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
37 ・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」	・水防倉庫の設置。 ・必要な水防資材について、点検及び補充を適宜実施 ・水防計画で市町村に周知	・必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成28年度の取組内容	毎年実施	・上記取組を実施	・出水期前に点検管理を実施	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成29年度の取組内容	・毎年実施(確認)	・上記取組を実施	・出水期前に点検管理を実施	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
38 ・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
39 ・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施	継続して実施	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出先土木事務所、県河川課職員が参加。	・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施。 ・必要に応じて水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する	・国が実施する共同点検に参加。	・国が実施する共同点検への参加を検討する。
	平成28年度の取組内容	毎年度出水期前に実施(H28より地元区長も参加)	・国実施の合同巡視へ6回参加 ・県管理河川における合同巡視計22回実施	・共同点検に参加	・国が実施する共同点検への参加を検討中。
	平成29年度の取組内容	・上記と同様に実施	・国実施の合同巡視へ参加した。 ・県管理河川における合同巡視を出水期前に実施した。	・共同点検に参加	・都内には該当区間がないため、国が実施する共同点検へは参加していない。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組
 H29年度
 (資料)取組事例に掲載している取組

資料2-2

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 02常総市 03取手市 04守谷市 05坂東市 06五霞町 07境町						
					取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施				・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務している。年間を通して定期訓練や火災現場において行っている。	・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している	・消防団が水防団を兼務しており、伝達(無線、メール)の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、メールや音声着信による通報システムを普及か使用している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団(水防団)へ情報伝達手段として、トランシーバーの配備を予定している。【平成28年度～】	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、無線機を各分団に渡してあるため、それを通して連絡する。
	平成28年度の取組内容						・連絡体制の確認を実施。			継続して検討	
	平成29年度の取組内容					・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・年間を通して定期訓練の実施及び幹部団員の教養訓練を実施。	・連絡体制の確認を実施。		継続実施	継続して検討
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・連絡体制を確保する【平成28年度～】	・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団と連絡が必要な場合は、本部を経由又は団長同士で連絡を取っている。	・水防組合を構成している市町内は、水防本部事務局を通して、連絡を取り合っている。 その他については、各市町村の防災担当課を通して連絡が必要な場合は、連絡を取り合うこととしている	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。
	平成28年度の取組内容						・確保済み。			継続して実施	
	平成29年度の取組内容					・近隣の市町の水防団長と、古河市の水防団長との意見交換会を実施した。	・幹部団員については、緊急連絡先を作成。	・確保済み。		継続実施	継続して実施
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。			・平成28年利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練に10名の職員が参加した。【平成28年】 ・毎年、水防管理団体(水防団)が行う訓練へ参加している。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している	・平成28年度利根川水系合同水防訓練に参加した。【平成28年度】	・消防団及び担当職員が毎年参加している。	毎年、水防組合による水防訓練を実施している。【平成28年度】	・平成28年利根川水系合同水防訓練に職員及び分団長級が参加している。【平成28年】 ・毎年、二市一町水防訓練として、持ち回りで会場を替えて継続的に訓練を繰り返している。
	平成28年度の取組内容						・実施済み			坂東市・古河市・境町による二市一町水防訓練の実施。	境町・古河市・坂東市による二市一町水防訓練の実施。
	平成29年度の取組内容					・古河市・坂東市・境町による二市一町水防訓練の実施した。	・近隣5市町で構成している水防連合体にて水防訓練を実施。	・排水ポンプ車を活用した排水訓練を実施		継続実施	継続して検討
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施				・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・広報誌やホームページ等で広く募集していく。【平成28年度～】	・市ホームページや市内にのぼり旗を立てるなどして募集を呼びかけている	・公共施設・商店等に募集のポスター掲示し、常時団員募集を随時行っている。	・消防団員の募集は随時実施している。	・消防団(水防団)のポスターを掲示し、広報誌への主要な活動を紹介し、団員募集を行っている。	・毎年消防団(水防団)の活動を広く広報して、人員の補充に努めている。
	平成28年度の取組内容						・消防団勧誘ポスターを公共施設に掲示して啓発を行った。	・実施済み。		継続して検討	継続して実施している
	平成29年度の取組内容					・市の広報や自治組織(自治会・行政区)内で勧誘を行っている。	・消防団勧誘ポスターを公共施設に掲示して啓発を行った。	・市ホームページや市内にのぼり旗を立てるなどして募集を呼びかけている		継続実施	継続して検討
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施				・古河市建設業組合と災害時の支援について協定を結んでいる。	・実施を検討する。【平成28年度～】	・市建設業協会とは、災害時における協定を締結済み。	・災害対策協会(建設業者、電気業、管工事業)と災害時の支援について協定を結んでいる。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。	・水防支援に特化した協定は締結していないが、町内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。 ・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討をする。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。
	平成28年度の取組内容						・市建設業協会とは、災害時における協定を締結済み。			継続して検討	建設業界と災害協定締結済み
	平成29年度の取組内容					・市建設業協会とは、災害時における協定を締結済み。 ・災害時、冠水箇所等に土のうを運搬を依頼している。	・市建設業協会とは、災害時における協定を締結済み。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。	継続実施	建設業界と災害協定締結済み
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・市庁舎が水害時に浸水する可能性があるため、業務継続計画、及び災害時職員初動マニュアルにて、代替庁舎の対応等を記載。	・災害時の市職員の初動対応マニュアルを策定。【平成28年度】 ・地域防災計画の改定などに合わせて、マニュアルを精査し改定を行う。【～平成30年度】	・県から指定を受けている市内の災害拠点病院については、洪水時浸水想定区域外である	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。	・庁舎は浸水想定区域にあるがかさ上げ建設しているため浸水対応済みである。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・職員向け初動対応マニュアル配布済 ・古河・坂東地域災害医療連携会議に参加
	平成28年度の取組内容					・災害時の市職員の初動対応マニュアル(試行)を策定済。	・災害時の市職員の初動対応マニュアルについては策定済。			継続して検討	
	平成29年度の取組内容				・平成29年度版に業務継続計画を改正。 ・古河庁舎が浸水想定区域内にあるため、業務継続の観点、災害対応を円滑に進める観点から、対応を検討中。		・災害時の市職員の初動対応マニュアルについては策定済。			継続して検討	庁舎横に水害避難タワー建設に併せ、予備電源を高所に確保予定

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	[資料]取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	Eメールにて指令を発信しており、随時確認を行っている。今後も継続していく。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・水防団(消防団)員への簡易無線機を配備する。【平成28年度】 ・日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っている。 ・水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。【平成28年度～】	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	・連絡体制については、既存の災害情報発信メールや自動音声システム(指令台による順次指令)により伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。また、情報伝達については消防無線機を確保し、訓練も行っている。	・消防団(水防団)幹部に移動系防災行政無線を配備している。 ・情報の伝達については、日頃の訓練等で無線の活用方法を確認している。	・消防団へは、メールによる連絡体制を整備している。 ・火災発生時のメール配信により、情報伝達訓練を兼ねている。	・市消防本部を通じ消防団(水防団)との連携を図っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。(メール等)	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済。 ・災害情報メール(伊勢崎市消防本部)を活用。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
	平成28年度の取組内容		・水防団(消防団)員への簡易無線機を配備。 ・伝達訓練の実施。	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	実施済み。		・火災等発生時のメール配信により、消防団への連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施した。	・市消防本部を通じ消防団(水防団)との連携を図っている。			・日頃の訓練等により、連絡体制の確認や伝達を実施した。
	平成29年度の取組内容			・伝達訓練の実施。	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	実施済み。		・火災等発生時のメール配信により、消防団への連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施した。		・継続して実施している。	
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水防団同士の連絡体制の確保する	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合っている。 ・今後も引き続き、関係消防団長同士で、連絡を取り合う。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡体制を確認した。	・水防団同士の連絡体制の確保する	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。【平成27年9月実施】		・本市の消防団は近隣の消防団と相互に協力を結んでおり、消防団相互に連絡を取り合うとともに、消防機関相互を通じて連絡体制を整備されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・広域消防組合のため、連絡体制は整っている。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防本部で連絡を取り合うこととしている。	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合うこととしている。
	平成28年度の取組内容			・水防団同士の連絡体制確保済み(平成27年度)	実施済み。			・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。			
	平成29年度の取組内容			・近隣の消防団(水防団)との連絡体制を確認した。	・水防団同士の連絡体制確保済み(平成27年度)	実施済み。				・継続して実施している。	
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	水防管理団体が行う水防訓練に参加する。	・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。【平成28年】 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。 ・継続的に、利根川水系合同水防訓練等に消防団や職員が参加していく。 ・関係市町と合同水防訓練を行っている。	・毎年、利根川水系合同水防訓練の参観を実施している。	・小山市主催で実施した水防訓練に、関係機関13団体が参加。(平成28年6月) ・荒川排水機場で実施した、関東農政局土地改良技術事務所主催による災害用ポンプ現地講習会に、関係機関5団体が参加。(11月25日)	・平成28年利根川水系合同水防訓練の見学。 ・水防管理団体が行う訓練へ62名の消防団員が参加している。	・平成26年度水防技術講習会を、一部六県とともに主催開催し、関東一内の水防関係者の参加があった。 ・平成27年度第64回利根川水系連合・総合水防講習会を及び一部六県とともに主催開催し、消防団員378人、消防職員33人、市職員30人が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系連合・総合水防講習会に携帯研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。 ・毎年度、実質的な水防訓練を実施している。	・毎年水防訓練を実施している。	・消防本部で訓練を実施。 ・市総合防災訓練(隔年実施)で実施。	・平成27年度利根川水系合同水防訓練への参加。 ・毎年開催される地域防災訓練の中で、土壌作り(プランター利用等の簡易土壌含む)	・利根川水系連合総合水防講習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。
	平成28年度の取組内容		・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。 ・栃木市と野木町で合同水防訓練を行った。	・利根川水系合同水防訓練の参観	今まで同様、隔年での水防訓練を実施予定。	・平成28年利根川水系合同水防訓練の見学。 ・水防講習を実施。	・消防団に対し、土のう作り及び水防工法等の訓練を実施した。 ・関東地方整備局等が主催する、平成28年度水防技術講習会に消防職員が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系連合・総合水防講習会に携帯研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。	・毎年水防訓練を実施している。	群馬県との共催による総合防災訓練において、実働訓練を実施した。	・町内各地区の自主防災組織活動における防災訓練にて実施。	
	平成29年度の取組内容		・消防署員と消防団員による合同水防訓練を行った。	・利根川水系合同水防訓練の参観	市防災訓練の中に水災害の避難訓練を含め実施する。		・平成29年利根川水系合同水防訓練の見学。 ・水防訓練を実施。	・市、消防本部、消防団、河川管理者(国・県)等が連携した総合的な水防訓練を実施した。 ・平成29年度第66回利根川水系連合・総合水防講習会に携帯研修として消防職員4人、消防団幹部11人が参加した。	H29.6.25 太田市水防訓練を実施。	・水防訓練を実施した。	・町内各地区の自主防災組織活動における防災訓練にて実施。
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	消防団が兼任。消防団員の入団促進への取り組みを継続していく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いしている。 ・継続的にホームページ等で団員募集を行っていく。	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	・消防団については、逐次募集を行っており、現時点では、地域の消防団員はほぼ欠員は無い状況。 ・水防協力団体として栃木県建設業協同組合下都賀支部を指定。	・広報を通して、消防団員の募集を実施している。 ・消防団員協力事業所事業及び消防団サポート事業の推進を図っている。	・市HPにおいて、随時消防団員募集を呼びかけている。 ・成人式等イベント時に、消防団募集のリーフレットを配布している。 ・消防団員を雇用している事業所に対し、入札参加資格認定時の等級決定の際、加減評価による優遇措置を講じている。 ・消防団協力事業所表示制度を導入している。 ・消防団入団資格について、「区域内に通学する者」を新たに加える。【平成29年度から実施】	・消防を通じ、水防活動を行う消防団の募集を推進している。	・消防本部で組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・消防組合と連携し、募集を促進する。	・町内で開催される成人式の際に水防団・消防団員を募集している。 ・町が開催している産業祭等のイベントにおいてPR活動等を実施している。	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行っている。
	平成28年度の取組内容		・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、団員募集を行った。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いした。	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	継続して実施している。	・広報を通して、消防(水防)団員の募集を実施 ・消防(水防)団サポート事業の実施	・市HPにおいて、消防団員の募集を呼びかけている。 ・市内で開催された成人式において、消防団員募集のリーフレットを配布した。	市消防本部において、消防団員の募集を実施。	・継続して実施した。	・町主催の上記イベントにてPR実施。	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行った。
	平成29年度の取組内容		・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、団員募集を行った。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いした。	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	継続して実施している。		・市HPにおいて、消防団員の募集を呼びかけている。 ・市内で開催された成人式において、消防団員募集のリーフレットを配布した。		・継続して実施した。	・町主催の上記イベントにてPR実施。	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行った。
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等を検討する。	・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。 ・より円滑な災害対応を図るための連絡体制を構築する。【平成28年度】	建設業協会と災害時の支援について協定を検討する。	・小山建設業協同組合と地域防災における応急対策の協力に関する協定により、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の確保している。	・町内外の建設関係企業と協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者等と災害応援協定を締結している。	・災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。 (町内の建設業組合と水道工事店組合)	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。
	平成28年度の取組内容			・協定に基づく災害支援について確認を行った。	・建設業協会と災害協定締結済み。	継続して実施している。	・野木町建設業協同組合と災害時の応援協定を		・市土木部門が、市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・社団法人群馬県建設業協会館林支部と災害応援協定を締結している。	取組なし
	平成29年度の取組内容			・協定に基づく災害支援について確認を行った。	・建設業協会と災害協定締結済み。	継続して実施している。			・社団法人群馬県建設業協会館林支部と災害応援協定を締結している。	取組なし	
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアル等の作成及び支援を検討する。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、浸水想定区域には入っていないが、昨年の災害で周辺道路が冠水した。(本部機能は停止していない) ・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確実に維持するための方策を検討する。	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	・職員マニュアルで対応している。	・災害対策本部を設置する庁舎は、水害被害の影響を受ける可能性が比較的に少ない場所には建設されているが、局地的豪雨災害に備え、非常用電源等の整備を検討する。	・庁舎(災害対策本部)の非常用電源は高対策を講じている。 ・庁舎(災害対策本部)の非常用電源は高対策を講じている。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・水害時対応マニュアル及び庁舎等の水害対策の実施を検討する。【28年度～】	・玉村町水防計画 ・県防災行政無線機器の設置は2階であり、非常用発電機は4階庁舎の屋上に設置。 ・庁舎は、浸水の可能性はあります(0.5～1m)。	・町役場庁舎建設に伴い、浸水対策を施す予定。【平成30年度】
	平成28年度の取組内容			・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	実施済み。 地域防災計画、業務継続計画の見直しを実施中。			水害時対応マニュアル作成支援を検討。	・特になし。	取組なし	
	平成29年度の取組内容		本庁舎の冠水時における対策工事を実施した。	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	業務継続計画・地域防災計画に見直しを実施する。				水害時対応マニュアル作成支援を検討。	・特になし。	取組なし

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	凡例									
		18明和町 取組	19千代田町 取組	20大泉町 取組	21邑楽町 取組	22さいたま市 取組	23熊谷市 取組	24川口市 取組	25行田市 取組	26加須市 取組	27本庄市 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、情報の伝達はメーリングリストにより配信している。	・水防団は消防団が兼っており、毎年訓練を実施。町や消防署との連携はとれている。	・消防団への情報伝達手段としては、メールでの情報伝達、車載デジタル無線機を用いた情報伝達手段が確保されている。 ・情報伝達訓練としては、毎月1回メールの受信確認、各分団ごと訓練や災害活動現場において無線の取り扱いを実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っている。	・消防団が水防業務に従事しており、各分団長から団員への連絡体制を整えている。	・水防団等への連絡体制については、水防計画にて設定している。	・防災行政無線又は登録制メール
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		河川事務所実施の合同巡視に本市職員が参加した。	・消防本部から水防団への連絡体制は、消防団員を兼ねていることから整っている。		・現体制で実施		
	平成29年度の取組内容	・上記取組を継続している。		・上記取組を継続している。		河川事務所実施の合同巡視に本市職員が参加した。	上記のとおり変更なし		・現体制で実施		上記を継続実施
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保する。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合っている。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合う。	・水防団同士の連絡体制の確保する。	・近隣の消防本部と連絡を取り合い、消防団へ伝達する。	・加須市・羽生市水防事務組合による水防計画にて連絡体制を設定済み。	・坂東上流水害予防組合では隣接する上里町の消防団(水防団)との連携が必要であり、連絡が必要な場合は組合事務局から、組合の情報伝達系統に基づき連絡を取る。必要があれば団長同士で連絡を取り合うこととしている。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		毎年行っているさいたま市水防訓練に消防団(水防団)が参加した。	・大きな災害がなかったため近隣の消防団との連絡調整はなかった。		・現体制を継続		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容		・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合っている。	・上記取組を継続している。		毎年行っているさいたま市水防訓練に消防団(水防団)が参加しているので、継続して行っていく。	・消防署を通じて連絡を取り合うことになっているが、大きな災害がなかったため連絡調整の必要はなかった。		・現体制を継続		上記を継続実施
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・消防組合で行っている水防工法習得講習会に数年置きに参加している。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加	・大里郡利根川水害予防組合では隔年で訓練と研修会(屋内)を実施している。	県南3市(蕨市・戸田市・川口市)で構成する荒川左岸水害予防組合で実施している。	・毎年、行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施している。	・加須市・羽生市水防事務組合による実働水防訓練を毎年開催している。 ・利根川水系合同水防訓練を平成29年度開催予定。【平成29年度】	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防技術講習会に水防団員、市町職員が参加している。
	平成28年度の取組内容			・利根川水系連合総合水防演習等を水防団(消防団)や職員が視察した。		・利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加した。	・水防研修会(屋内)を実施した。		・7月2日に行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容	・利根川水系連合総合水防演習等を水防団(消防団)や職員が視察した。		・利根川水系連合総合水防演習等を水防団(消防団)や職員が視察した。		・利根川水系連合・総合水防演習に職員が参加した。	・水防研修会(屋内)を実施した		・行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施		上記を継続実施
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団(水防団)員の募集を町の広報に掲載、ポスターを掲示して募集を図っている。	・町ホームページや、自主防災組織の防災訓練時などで消防団(水防団)の組織や活動内容について紹介し、常時団員を募集している。	・消防(水防)団充足率100%堅持のためのPR活動。	・消防団の募集については、ホームページへの掲載、ポスターの配布、イベント会場での広報活動等を行い、消防団への入団促進を実施している。	・広報誌やホームページ等で広く団員を募集していく。	消防団員の募集活動を継続的に実施し、充実を図っていく。	・市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。 ※水防協力団体としての指定団体はない。	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。	消防団充足率100%を維持。	消防団員として募集しております。	・広報誌、ホームページで団員を募集した。		・市ホームページにおいて消防団員を募集		
	平成29年度の取組内容	消防団(水防団)の組織や活動内容を町の産業祭やケーブルテレビを通して紹介し、常時団員募集を行っている。		・上記取組を継続している。	上記のとおり変更なし。	消防団員として募集しております。	・広報誌、ホームページで団員を募集した。		・市ホームページにおいて消防団員を募集		
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・協定は結んでいないが、土木担当課において、地域の建設業者に対し、道路冠水時等の警戒、道路規制などの協力を依頼している。	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・さいたま市建設業協会と災害時の支援について協定を結んでいる。	・災害時における応急対策活動に関する協定を締結している団体等に対して協力を要請する。	川口市建設協会との災害時における応急対策活動に関する協定の見直しを図る。	・11社の建設業者と1社の組合と災害時の応援協定を結んでいる。	・地域防災計画に基づき、市内4地域ごとに、地域の建設業者による団体と災害時応援協定を締結している。	・平成22年12月9日に建設業協会と締結した災害応急復旧等に関する協定に「河川の応急復旧」が含まれている。
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	・大きな災害がなかったため、応急対策活動を建設業者等に依頼することはなかった。		・従前のとおり実施		上記を継続実施
	平成29年度の取組内容	協定を継続している。		・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	・上記のとおり協定を締結しているが、大きな災害がなかったため協力を依頼することはなかった。		・従前のとおり実施		上記を継続実施
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水害時対応マニュアルを作成予定。	・災害対策本部を設置する役場庁舎は周辺の土地より高くしているため、ある程度の浸水では被害はないと思われる。 ・庁舎(災害対策本部)は浸水想定区域となっていない。 ・役場庁舎において水害時対応マニュアルの作成を検討予定。【平成29年〜】	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。 ・庁舎(災害対策本部)は浸水想定区域となっていないが、現在見直している利根川の浸水想定区域によっては、対応を検討する。	・町庁舎は、平成20年5月に完成し、自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。 ・浸水想定を考慮しながら、随時耐水性を検討していく。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・対象施設:熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、10~0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。【平成27年度】	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアル等の作成及び支援を検討する。	・市役所に災害対策本部が設置できない場合は、消防本部に設置する。 ・地下に配置していた市役所本庁舎の受信設備を、平成29年度に地上に嵩上げし配置した。	・市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として活動拠点に位置付けている。	市役所庁舎及び総合支所庁舎は浸水想定区域外である。
	平成28年度の取組内容					上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		
	平成29年度の取組内容					上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし		・従前のとおり実施		

概ね5年で実施する取組

(取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町:想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町:想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。	日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っている。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施してもらう。	・毎月パトロールを行い、伝達の確認をしている。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	消防団が水防団を兼務しており、災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。 また、情報伝達の確認は火災発生時において行っている。	日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っている。
	平成28年度の取組内容	連絡体制の再確認は訓練時に行った。	上記を継続実施。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。			特段の取組なし	・安心安全課から消防団長に河川の状況等を報告している。		
	平成29年度の取組内容	連絡体制の再確認は訓練時に行った。	・継続して実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。			・引き続き訓練を実施してもらう。	消防団(水防団)用のデジタル簡易無線機の配備を進めている。	・平成28年度内容を継続して実施している。	
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・利根川栗橋流域水防組合を構成しており、構成市町事務局を通じて、連絡を取り合っている。また、水防事務組合内の連絡手段としてデジタルトランシーバーが配備されている。	・加須市羽生市水防事務組合による水防計画にて、連絡体制を設定済み。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。	・平成28年度に各分団に省電力トランシーバーよりも出力が高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルトランシーバーを貸与予定。	水防団同士の連絡体制の確保する	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施し、連絡体制を確保してもらう。	消防本部より、団員へのメール配信や受発機・電話連絡を通して連絡を取っている。 消防本部や消防団(水防団)同士で連絡手段として、無線機を計画的に配備している。	・電話及び携帯無線機にて連絡を取り合う	・水防事務組合を構成しており、構成市町事務局を通じて、連絡を取り合っている。また、水防事務組合内の連絡手段としてデジタルトランシーバーが配備されている。	水防団同士の連絡体制の確保する
	平成28年度の取組内容	構成市町事務局で頻りに連絡を取り合っていた。また、訓練開催に伴う団長同士の連絡も頻りに取り合っているため、日頃から連絡体制の確認を行っていた。	・上記を継続実施。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。	各分団簡易デジタルトランシーバーを配布			特段の取組なし	・水防団(消防団)同士で連絡を図れるように、各分団車両に無線機を配備している。 また、団長、副団長及び各分団長には携帯型の無線機を配備している。		
	平成29年度の取組内容	構成市町事務局で頻りに連絡を取り合っていた。また、訓練開催に伴う団長同士の連絡も頻りに取り合っているため、日頃から連絡体制の確認を行っていた。	・継続して実施	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。	各分団簡易デジタルトランシーバーを配布			・引き続き訓練を実施し、連絡体制を確保してもらう。	・消防団(水防団)用のデジタル簡易無線機の配備を進めている。(利根上)	・平成28年度内容を継続して実施している。	
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の水防団員を集めて水防訓練を行っている。	・平成28年度水防技術講習会に講師補助員として水防団が参加した。 ・毎年、加須市・羽生水防事務組合主催の実働水防訓練を実施している。	毎年、水防事務組合による水防訓練を実施している。	平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加	宮下樋管における排水作業訓練に参加する。(平成28年度は7月7日に実施。)	・毎年1回、国の水防演習に職員が参加している。 ・引き続き水防演習に参加していく。	・利根川水系合同水防訓練に職員が毎年約20名と消防団が約15名参加している。 ・平成29年度は桶川市消防団長(又は副団長)の訓練参加を検討する。	・荒川上流河川事務所が開催している共同点検に参加している。 ・平成29年度は桶川市消防団長(又は副団長)の訓練参加を検討する。	利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の水防団員を集めて水防訓練を行っている。	・実施を検討する。 【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容	利根川栗橋流域水防事務組合の水防演習を行った。	・加須市・羽生市水防事務組合水防訓練を実施。(平成28年6月4日) ・平成28年度水防技術講習会に参加。(平成28年6月18日)	毎年、水防事務組合による水防訓練を実施している。	平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加		・国の水防演習に職員が参加。	6月8日の利根川水系合同水防訓練に参加した。		平成28年6月12日利根川栗橋流域水防事務組合において水防訓練を実施。	
	平成29年度の取組内容	利根川栗橋流域水防事務組合の水防演習を行った。	・加須市・羽生市水防事務組合水防訓練を実施。(平成29年4月15日) ・利根川水系連合・総合水防演習に参加。(平成29年5月20日)	毎年、水防事務組合による水防訓練を実施している。	平成29年5月の利根川水害予防組合水防研修会に参加			・国の水防演習に職員が参加。	5月20日の利根川水系合同水防訓練に参加した。	・上述の内容を継続して実施している。	平成29年6月4日利根川栗橋流域水防事務組合において水防訓練を実施。
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・市のホームページで消防団(水防団)の活動等を紹介するページを作成し、団員を募集している。 ・常時ポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、広く団員を募集している。	・消防団(水防団)の募集ホームページを作成し、活動内容等について紹介し、常時団員募集を行っている。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・年間を通して、消防団員の勧誘を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。	水防協力団体としての指定はないが、地元町内会で結成されている自警水防団に対し、補助金を交付するなど支援をしている。 水防協力団体の指定・募集については、周知方法も含め、検討を進めていく。	・ホームページ等で常時団員募集を行っている。 ・引き続き募集を行っていく。	団員の募集を検討していく。	・桶川市消防団員を募集している【掲示場所】 ・安心安全課窓口 ・各分団機械器具置場(計10か所)	・消防団が水防団を兼務しており、消防団員の募集を積極的に呼び掛けている。	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施していく。
	平成28年度の取組内容	PR活動を継続して実施した。	・上記を継続実施。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・年間を通して、消防団員の勧誘を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。			特段の取組なし	・広報誌、安心安全課窓口等で消防団員を募集している。 消防団員の高齢化に伴い、特に若い世代の入団促進に力を入れている。		
	平成29年度の取組内容	PR活動を継続して実施した。	・継続して実施	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・年間を通して、消防団員の勧誘を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。			・引き続き募集を行っていく。	団員の募集を検討していく。	・平成28年度内容を継続して実施している。	
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・23社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	・建設業協会と災害時における協定の締結を予定している。	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。	・建設業者との協定に基づき水防体制を整備しており、引き続き取り組んでいく。	・草加市建設業振興会(市内30社)と災害時の応急対策業務について協定を結んでいる。 ・引き続き、地域建設業者と協力体制についての強化を図る。	・17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	・桶川市建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結	・水防支援に特化した協定は締結していないが、市内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。	・実施を検討する。 【平成29年度～】
	平成28年度の取組内容	協定を継続している。	・上記を継続実施。	未実施	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。				現在、17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。		
	平成29年度の取組内容	協定を継続している。(平成30年3月末現在26社と協定を締結)	・継続して実施	未実施	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。			・地域の建設業者による水防支援体制について確認。	現在、17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	・平成29年度に実施した総合防災訓練時には、桶川市建設業協会にもご協力をいただき訓練を実施した。	
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。 ・医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。	・庁舎の水害時対応マニュアルはない。(地域防災計画のみ)なお庁舎は浸水想定区域となっており、5階建てであること、また災害対策本部の設置のための、代替公共施設も想定している。 ※市内に災害拠点病院はない。	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアルの作成及び支援を検討する。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 ・本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。 ・本庁舎上階の備蓄倉庫設置等検討する。	庁舎敷地内は浸水想定区域内に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けよう対策を行っている。 また、災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水の影響はない。	庁舎は浸水区域外	・災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアルの作成及び支援を検討する。
	平成28年度の取組内容	可搬型の発電機の整備・点検を行い、電源の確保を行った。	・特になし	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。				平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。	・仮設庁舎及び新庁舎(平成30年5月以降)ともに浸水区域外。	
	平成29年度の取組内容	可搬型の発電機の整備・点検を行い、電源の確保を行った。	・特になし	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。			・新庁舎建設に向け、浸水に耐えうる施設整備等について、関係課と協議を行った。	上記を継続して実施。	・前述の内容と同様。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43岡岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団用のデジタル簡易無線を配備している	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		—	・水防団を兼務している消防団の訓練や出動において、連絡体制の確認と伝達を行った。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。			同上		継続して実施
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		継続して実施している。	・水防団を兼務している消防団の訓練や出動において、連絡体制の確認と伝達を行った。	同上					・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・状況により、電話連絡、メール配信で情報連絡を行っている。	・特設、連絡体制について水防計画等に定めはないが、必要であれば無線等で連絡は取れるようになっている	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、管轄する近隣消防への連絡を取り合うこととしている。	・水防事務組合なので、組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・具体的な取り決め等はないが、近隣の消防団との連絡は、団長同士または組合を通して行うことも可能である。	・水防団同士の連絡体制の確保する	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、分団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、利根川栗橋流域水防組合にて行われる。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		—	・水防事務組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合えるようになっており、またデジタルトランシーバーを配備している。	・対応なし			同上		
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		継続して実施している。						・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	予定無し	・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練には、排水班である道路課が訓練に参加した。	・利根川水系合同水防訓練に43名の水防団員が参加した。【平成28年度】	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練を視察している。	水防管理団体が行う水防訓練に参加する。	・神流川沿岸水害予防組合及び坂東上流水害予防組合が実施する、水防訓練に消防団員・町職員が参加した。	・第66回利根川水系連合・総合水防演習を消防団が視察した。【平成29年】	・利根川水系合同水防訓練に65名が参加した。
	平成28年度の取組内容	予定無し		災害時の優先協力に関する協定を締結した建設業者団体が、水防訓練の中で、水防訓練を実施した。	・6月に利根川水系合同水防訓練を実施した。	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。			同上		・水防訓練に参加。
	平成29年度の取組内容	予定無し		防災訓練の中で、水防訓練を実施予定であったが、荒天の為訓練が中止となり、訓練を実施することができなかった。	・6月に利根川水系合同水防訓練を実施した。	同上					・第66回利根川水系連合・総合水防演習を消防団が視察した。【平成29年】
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	草加八潮消防組合においては、ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。	・各分団において勧誘活動を行っている。 ・女性団員については、広報誌で募集を行っている。 ・広報紙で女性団員を募集していく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団員募集については、随時行っており、広報誌への掲載やポスターの掲示を行っている。	団員の募集を検討していく。	・消防団が水防団を兼務しているため、常時行っている。	・消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。	・広報紙やポスター等の掲示で、募集を行っている。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		消防団が、市防災訓練や市イベントにブースを出展し、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・各分団において勧誘活動を行い、市の広報誌やホームページにおいても募集を行った。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。			同上		・広報紙掲載やポスターを掲示している。
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		消防団が市イベントや火災予防運動キャンペーンに合わせて、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・各分団において勧誘活動を行い、市の広報誌やホームページにおいても募集を行った。	同上					・消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・市内建設業者で組織する八潮市防災連絡会による災害時の情報収集、防災活動の提供を受ける協定を締結している。	・市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。 ・水害に関しては土のう、水防活動等の支援を受けている。	・市内の建設業者との協定を締結している。 ・水防事務においては、排水用の仮設ポンプの設置等で、市内の建設業者に依頼している。	市内の建設業者と協定を締結している。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結している。	・水防活動に特化したものではないが、建設業団体と災害時応援協定を締結している。	地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等を検討する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・8社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・資機材の提供等、締結している。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		—	・市内の建設業者と協定を締結している。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結している。				同上	
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		継続して実施している。	・市内の建設業者と協定を締結している。	同上				大雷時等における重機等の提供に関する協定を締結しており、水災害時にも準用することを想定している。	・8社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	・今後、震災、水害、などより細かなマニュアルを策定していきたい。 ※災害時行動マニュアルは作成しているが、水害に特定したものではない。	・市役所は高台にあるので、浸水の想定はない。 ・代替庁舎の消防署も浸水想定区域外である。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないものと思われる。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。	・地域防災計画に水害時の災害対策本部代替施設として保健センター分館と青森中学校を位置づけている。	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアル等の作成及び支援を検討する。	・災害対策本部を設置する上里町役場本庁舎は浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はないと思われる。	・庁舎及び災害時拠点病院に、非常用電源対策を実施している。	・災害対策本部を庁舎2階に設置しているため、浸水想定をしていない。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。		—	・災害対策本部は市役所2階に設置されるため浸水対策はできている。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。				・地域防災計画改訂業務を発注しており、その中で検討する予定。	
	平成29年度の取組内容	新庁舎の建設を検討し、庁舎建設基本構想を策定した。		実施済。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるため浸水対策はできている。	同上					・庁舎及び災害時拠点病院に、非常用電源対策を実施している。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡例
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H28年度
 概ね5年で実施する取組内容の更新
 H29年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H28年度
 星取表で評価が進んだ取組内容
 H29年度
 (資料)取組事例に掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出動で行っている。	・情報伝達手段:携帯電話、メール ・今後も、水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練等の実施について、適宜検討・取組を行う。	・毎年行われる情報伝達演習では、水防団等の連絡窓口である消防本部警防課も情報伝達演習に参加している。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。		
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続して実施中	・日ごろの訓練や災害出動で実施した。		消防団員用IP無線機を整備し、水防団にも活用している。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。		
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・日ごろの訓練や災害出動で実施した。		災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。		
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・水防のための緊急の必要があるときは他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。	・隣接市と毎年共催で水防演習を実施し連携を深めている。 ・隣接市の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、直接または消防局(本部)を通じ連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保する	・必要場合は常備消防の無線又は携帯電話等を活用。 ※水防団同士の連絡体制は確立していない。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、水防団同士の連絡体制を確認している。		
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	継続して実施中	・隣接市と共催で水防演習を実施した。 ・連絡体制については、継続とした。		消防団員用IP無線機を整備し、水防団にも活用している。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。		
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	変更なし	・隣接市と共催で水防演習を実施した。 ・連絡体制については、継続とした。		消防団員用IP無線機を整備し、水防団にも活用している。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。		
42 ・関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・江戸川水防演習に参加している。	・毎年行っている野田市水防演習に市内の全消防団が参加している。	・毎年、我孫子市と共催で水防演習を実施している。	・隔年、松戸市と組織する東葛中部地区連合水防団で水防演習を実施している。	・毎年柏市と共催で水防演習を実施している。	・足立区・消防署合同総合水防訓練(年に1回)を実施している。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している ・区の水防訓練も毎年実施している	・毎年10名以上の職員が利根川水系連合・総合水防演習の視察に参加。 ・毎年視察を継続することで職員の意識啓発を促す。	・毎年実施されている利根川水系連合・総合水防演習への参加。 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加。	・毎年実施している利根川水系連合・総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。
	平成28年度の取組内容	継続して実施	5月15日に野田市水防演習を実施した	・我孫子市と共催で水防演習を実施した。		我孫子市内利根川河川敷にて、柏市と共催で水防演習を実施。	足立区・消防署合同総合水防訓練を実施した。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している ・区の水防訓練も毎年実施している	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。	<河川課> ・水防管理団体が行う訓練へ、毎年参加している。	・利根川水系連合・総合水防演習への参加 【栃木土木事務所】 H28.6.11 小山市水防訓練へ参加 H28.6.26 野木町・栃木市合同水防演習への参加
	平成29年度の取組内容		5月14日に野田市水防演習を実施した	・我孫子市と共催で水防演習を実施した。		柏市内利根川河川敷にて、柏市と共催で水防演習を実施。	足立区・消防署合同総合水防訓練を実施した。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している ・区の水防訓練も毎年実施している	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。		・利根川水系連合・総合水防演習(H29.5.20)への参加。
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市のホームページに消防団員募集の記事を掲載、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・募集チラシ、ポスターを市内の消防署及び事業所に配布している。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動を行っている。	・市の消防部局が主体となり、市のホームページやポスター、パンフレットなどで、消防団員の募集をおこなっている。	・当市消防団は、兼任水防団でもあるため、消防団の募集等の促進活動を毎年行っている。	・消防団員の募集広報活動を広報誌や募集チラシ等で行っている。	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。【継続中】		
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続して実施中	・引き続き、同上の対応をした。		消防団員と同時に募集を図っている。	・広報誌や募集チラシにて消防団員の募集活動を行った。	あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。	本庁舎のイベントスペースを利用した消防団の活動展において消防団員の募集チラシを配布。		
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・引き続き、同上の対応をした。		水防団員や水防協力団体の募集を行っている。	・消防団イベント周知チラシにて、イベント周知と併せて消防団員の募集を行った。	あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。	本庁舎のイベントスペースを利用した消防団の活動展において消防団員の募集チラシを配布。		
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・町内の建設業協会と災害時の支援について、協定を結んでいる。	・野田市内の建設協同組合と災害時の応急処置及び被害調査に関する業務協定を結んでいる。	・柏市建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。	地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等を検討する。	・市と我孫子建設業の間に、「災害応急復旧等に関する協定書」を締結している。	・足立区建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、支援体制を確立している。	建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。	・39社の区内建設業者と災害時の復旧作業について協定を締結。 ・協定を結んでいる地域の土木・建設業者も組み込んだ水防訓練を実施。		
	平成28年度の取組内容	継続して実施	継続している	・引き続き、協定を締結している。		・継続して締結している。	—	建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。		
	平成29年度の取組内容	継続して実施	変更なし	・引き続き、協定を締結している。		・継続して締結している。	—	建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。		
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていない。 ※そのため、マニュアルを作成していない。	・利根川が起因する、浸水想定には該当しない。	庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアル等の作成及び支援を検討する。	・市庁舎・指定避難所ともに、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。 ・事業継続計画の策定を予定している。 ・災害拠点病院でマニュアル等を策定しているか把握していない。	・区防災課の水害時対応マニュアルを策定中。 ※災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない ※利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される。	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。	・県庁舎については、浸水の可能性はない。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。		
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	上記と同様	・利根川が起因する、浸水想定には該当しないため、対応は不要である。		庁舎等の維持管理を実施している。	—	区防災課の水害時対応マニュアルを策定中。	水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	<河川課> ・浸水想定区域図の見直しを実施。(危機管理課) ・職員参集基準等を見直すとともに、県災害対策本部事務局向けの「防災・国民保護ハンドブック」を見直した。	・特になし。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	上記と同様	・利根川が起因する、浸水想定には該当しないため、対応は不要である。		庁舎等の維持管理を実施している。	—	区防災課の水害時対応マニュアルを策定中。	水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	<防災・危機管理課> ・特になし	・特になし。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
40 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
41 ・水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
42 ・関係機関及び住民が連携した 働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加 ・水防技術講習会への参加 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会への参加 ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施	・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加。
	平成28年度の取組内容	第65回利根川水系連合総合水防演習に参加(茨城県取手市)	・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法練習会の実施(職員複数名参加)。	・水防演習に参加 ・第67回利根川水系連合・総合水防演習の準備	・利根川水系連合総合水防演習へ参加。
	平成29年度の取組内容	第66回利根川水系連合総合水防演習に参加(埼玉県加須市)	・利根川水系連合・総合水防演習を開催(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会への参加。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。	・水防演習に参加 ・第67回利根川水系連合・総合水防演習の準備	・利根川水系連合総合水防演習へ参加。
43 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
44 ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施				
	平成28年度の取組内容				
	平成29年度の取組内容				
45 ・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川の浸水想定においては、県庁舎(出先の行政事務所含む)及び災害拠点病院は浸水想定区域外である。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合、非常用電源等を確保する。また、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成を支援する。	・都庁舎(災害対策本部)については、浸水想定区以外にある。 ・災害拠点病院などに対し、防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通じて、BCPの策定を働きかけている。
	平成28年度の取組内容	該当なし	水害時のみに限らず、災害時に病院の医療機能を継続できるよう、災害拠点病院の間で情報交換を実施するなどして、BCP(事業継続計画)マニュアルの策定を促進した。	・特に無し	—
	平成29年度の取組内容	・該当なし	災害拠点病院のBCPの策定に有意義なシンポジウム等を各医療機関間で情報提供を行うなど、水害を含めた災害への対応強化を図るため医療機関のBCP策定を支援した。	・特に無し	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06霞町 取組	07境町 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組											
K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用											
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。			・御所沼排水機場、新郷排水機場、中田排水機場の3機場による排水業務を実施している。 ・中田排水機場については、中田土地改良区にて運用。 運用に当たっては、内外水位が規定水位を超えた際、メール発信するシステムを導入し、対応に当たっている。なお、PC・スマホ等により逐次水位を監視することが可能である。 ・御所沼及び新郷排水機場については、管理運営業務を外部委託。		・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	・市内に4つの排水機場(古戸・添・新町・仲谷津排水機場)があり、通常時は無人だが、大雨等で水門が閉まった際に消防団員が配置され、内水の水位が上がった時排水を行う ・排水ポンプ車を購入予定【平成28年度】	・市内に3つの排水機場(大野第1・第2・滝下排水機場)、市外に2つの排水機場(下高井・下塚排水機場)があり、通常時は無人だが、大雨等で水門が閉まった際に改良区職員が内水の水位が上がった時排水を行う。 ・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定め、樋門操作員・副操作員が監視及び開閉等を実施している。	・市内は利根川に4ヶ所管理を委託されている樋門があり要領に基づき操作している。 ・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・町での取り組み状況としては、国交省が主催する、国交省が所有する資機材の取扱い説明会に参加して、操作についての実務講習を受けている。
	平成28年度の取組内容						・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施。	・排水ポンプ車購入済み。		継続して検討	土地改良区と連携し、情報を共有していく。
	平成29年度の取組内容					御所沼及び新郷排水機場については、管理運営業務を外部委託。29年度の実績として、台風等の大雨時に年間200時間緊急対応。内水位が上昇した場合は排水ポンプを稼働させ、河川側へ強制排水。		・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施。		継続して検討	土地改良区と連携し、情報を共有していく。
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。			・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度の取組内容						・作成中。		緊急排水計画(案)の作成を検討中。	継続して検討	作成を検討
	平成29年度の取組内容					・検討中			引き続き検討中。	継続して検討	作成を検討
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・緊急排水計画(案)に基づき排水訓練を実施する。			・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度の取組内容	災害対策用機器の操作講習会を実施している						・作成中。	排水訓練を検討中。	継続して検討	未実施
	平成29年度の取組内容	災害対策用機器の操作講習会の実施(継続実施)				・検討中			引き続き検討中。	継続して検討	未実施
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。		・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・現在、古河市業務継続計画(H28年3月に策定)を見直し、平成28年8月に公表。	・地域防災計画の改定などに合わせ、BCPを策定する。【～平成30年度】	・BCP事業計画として独立した計画書の策定は行っていないが、「取手市地域防災計画」の中で一部業務継続に関する記載あり。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・H28年度策定予定である。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・今後BCPを策定予定。
	平成28年度の取組内容			策定のための情報収集を行った。				・策定検討中。	未実施。	継続して検討	未実施
	平成29年度の取組内容			策定のための情報収集を行った。	・平成29年度版に業務継続計画を改正。			・BCPを策定中である。	策定を検討中。	継続して検討	現在、BCO作成中(平成30年度完成予定)
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・町のBCPを策定したのち、町内企業のBCP策定を支援していく。
	平成28年度の取組内容							・未実施。	企業BCP策定支援を検討中。	継続して検討	未実施
	平成29年度の取組内容				・未実施。				引き続き検討中。	継続して検討	未実施
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用											
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施				・30の団体との災害応援協定を締結しており、今後も協定締結を進めていく方針。	・54の民間企業等と災害時における応援協定等を締結済み。今後も協定締結を進めていく方針【平成30年1月現在】	・各種機関や企業と複数の災害時協定を締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業などと災害支援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度の取組内容							・未実施。		継続して検討	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成29年度の取組内容				・新たに6団体と災害協定を締結。(車両移動に関する協定、応急危険度判定に関する協定、葬祭業組合との協定等)	14の民間企業等と災害時における応援協定等を締結した。				継続して検討	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
星	取組で評価が進んだ取組内容 H28年度	取組で評価が進んだ取組内容 H29年度	

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	08足利市 取組	09栃木市 取組	10佐野市 取組	11小山市 取組	12野木町 取組	13伊勢崎市 取組	14太田市 取組	15館林市 取組	16玉村町 取組	17板倉町 取組	
2)ソフト対策の主な取り組み												
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組												
K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用												
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水 機場の運用、水門の操作、排水 ポンプ車の配置	継続して実施	排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。	・水門の操作について、県から市に、国土交通省から土地改良区に委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・水門の操作について、規定に基づき実施している。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・主要な水門・樋門の操作規則や連絡体制は構築されている。 ・東生井樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・荒川排水機場、塩沢排水機場の操作について、栃木県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・樋門を開閉した際の情報伝達として、小山市安全安心情報メール、ホームページ掲載するとともに、電話にて自治会長、自主防災会長の連絡をする。 ・連絡体制が未整備の水門・樋門については、整備を進めている。	・野渡樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。	・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・排水資機材は消防車両のみ。 高崎河川国道事務所から、烏川に関して樋管操作点検(5箇所)を委託されている。 ・情報共有が図られており、排水資機材の借用も可能。	K) 氾濫水の早期排水のため	
	平成28年度の取組内容		・土地改良区と市農地整備部局とで連携し、水門操作などの情報を共有。 ・土地改良区の堰やポンプ場の監視体制を整備。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・管理者が不明であった樋門3カ所について、管理者を定め運用することとした。			・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	取組なし	
	平成29年度の取組内容		・土地改良区と市農地整備部局とで連携し、水門操作などの情報を共有。 ・土地改良区の堰やポンプ場の監視体制を整備。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。 排水ポンプ車の迅速な派遣要請について管轄河川事務所と協議を行った。		継続して実施している。		・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	取組なし	
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	
	平成28年度の取組内容			・未実施。	実施予定			必要に応じて作成を検討する。	・特になし。	取組なし		
	平成29年度の取組内容			・未実施。	実施予定		現段階で緊急排水計画(案)の取り組みはない。	必要に応じて作成を検討する。	・特になし。	取組なし		
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	
	平成28年度の取組内容			・未実施。	実施予定			排水訓練の実施を検討する。	・特になし。	取組なし		
	平成29年度の取組内容			・未実施。	実施予定		排水訓練の実施予定はない。	排水訓練の実施を検討する。	・特になし。	取組なし		
M) BCP(業務継続計画)に関する事項												
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木市業務継続計画」を策定する。【平成29年～】	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・平成25年3月に作成済み。 ・現在、BCPの策定見直しを実施中。	・BCPを作成予定。【平成29年度】	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	・BCP策定に向け検討中。	・地域防災計画に包含する形で、震災及び風水害対策とに付けた業務継続計画を策定済み。 ・必要に応じ、業務改善計画の見直し、改訂を行う。	・ICT部門のBCP(初動版)策定済。【平成27年度】 ・庁舎等のBCPは作成検討中。 ※玉村町公共下水道事業に係るBCPは策定中。【平成27年度～】	・町役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「板倉町事業継続計画」を策定する。	
	平成28年度の取組内容		「栃木市業務継続計画」を策定のための準備を行った。	・BCP策定(平成29年度)に向け検討開始する。	実施中(平成29年3月)			H28年度BCPを策定済み。	・特になし。	・進捗なし。		
	平成29年度の取組内容		「栃木市業務継続計画」を策定	・浸水想定外であるため、BCPの内容に含まないこととした。						・特になし。		
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業のBCP策定についての支援、災害相談窓口は常時開設している。 ・出前講座の機会を利用したの支援を予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	
	平成28年度の取組内容		・策定支援内容について検討した。	・未実施	継続して実施している。			企業BCP策定支援を検討する。	・特になし。	取組なし		
	平成29年度の取組内容		・策定支援内容について検討した。	・未実施	継続して実施している。			企業BCP策定支援を検討する。	・特になし。	取組なし		
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用												
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と食料や日常生活物資等の災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・食料や飲料水、資機材等の供給や、応急復旧の協力等、民間企業や公共機関と協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	
	平成28年度の取組内容		・新たな各種団体・企業等と災害時応援協定を締結した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	継続して実施している。	・5つの民間企業等と災害時応援協定を締結。	企業や団体と7つの協定を締結した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・民間団体1団体と災害時応援協定を締結した。	民間企業2社と災害時応援協定を締結した。		
	平成29年度の取組内容		・新たな各種団体・企業等と災害時応援協定を締結した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	継続して実施している。		企業や団体と4つの協定を締結した。	・民間団体7団体と災害時応援協定を締結した。				

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	18明和町 19千代田町 20大泉町 21邑楽町 22さいたま市 23熊谷市 24川口市 25行田市 26加須市 27本庄市										
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
2) ソフト対策の主な取り組み		③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするため										
D 効果的な施設運用		K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用										
46 氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・大泉主幹排水路、利根制水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領によって洪水時の操作方法は規定されている。	・管理者が適切に管理している。国が実施する排水資機材の講習会に参加している。	・樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。 ・同様に、排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している。	・市内8箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道開池・横瀬・さすなべ・豊通・旧福川・新奈良川) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。	排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。	・ポンプ場の運転状況について随時監視しており、故障などが発生した際は、メールで職員が個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	北川辺地域の緊急排水に関しては、渡良瀬川にある伊賀袋水防地点にて排水ポンプ車を配置する計画となっている。	・消防団車両及び消防本部車両による排水を考えている。	
	平成28年度の取組内容			・上記取組を継続している。	平成28年6月16日災害対策用機器操作講習会に参加。	実施なし。	・上記のとおりで新たな取り組みはない。		・現体制で継続			特に無し
	平成29年度の取組内容	・上記取組を継続している。		・上記取組を継続している。	平成29年6月16日災害対策用機器操作講習会に参加。	実施なし。	・市内9箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道開池・横瀬・さすなべ・豊通・旧福川・新奈良川・基沼小島) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。		・現体制で継続			特に無し
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施		L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施										
47 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成に参加する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	
	平成28年度の取組内容			協議会に参加し、排水計画(案)作成について情報共有をした。		実施なし。	・上記のとおりで新たな取り組みはない。		・協議会において検討	検討中		
	平成29年度の取組内容			排水計画(案)作成について情報共有をした。		実施なし。	・上記のとおりで新たな取り組みはない。		・協議会において検討	検討中		
48 関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	
	平成28年度の取組内容			協議会に参加し、排水計画(案)作成について情報共有をした。	検討中	実施なし。	・上記のとおりで新たな取り組みはないが、毎月定期点検時に試運転を実施している。		・協議会において検討	検討中		
	平成29年度の取組内容			排水計画(案)作成について情報共有をした。	上記のとおり変更なし。	実施なし。	・上記のとおりで新たな取り組みはないが、毎月定期点検時に試運転を実施している。		・協議会において検討	検討中		
M) BCP(業務継続計画)に関する事項		M) BCP(業務継続計画)に関する事項										
49 水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明和町事業継続計画」を策定する予定。	・BCPを策定予定。【平成28年度下半期】	・今年度中に計画の策定に着手する予定。	・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「邑楽町事業継続計画」を策定予定。【平成29年度】	非常時優先業務の選定や事業継続における現状の課題等をまとめた「さいたま市事業継続計画【地震災害編】」を策定。【平成24年度】 ・水害において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	熊谷市業務継続計画<地震編>については、平成25年3月作成済みである。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・地震編の業務継続計画については、平成25年3月に作成。 ・地震編の業務継続計画を見直す際に、水害時の計画を盛り込めるよう努める。	・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策として業務継続計画を策定済み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「本庄市事業継続計画」を策定。【平成26年】	
	平成28年度の取組内容		・計画策定済み。	・計画策定のための準備を進めた。	上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし	・従前のとおり努める		特に無し		
	平成29年度の取組内容			・計画を策定中。	平成30年度に策定予定。	上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし	・従前のとおり努める		特に無し		
50 水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業BCP策定支援を検討する。【平成29年度～】	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害等の情報を提供し、企業BCP策定促進に努める。(予定)	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業からの依頼があれば対応予定。	企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業業務継続計画策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。	・企業からの依頼があれば対応予定。	
	平成28年度の取組内容			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討した。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし	・検討を実施		特に無し		
	平成29年度の取組内容			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討した。		上記のとおり変更なし	上記のとおり変更なし	・検討中		特に無し		
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用		N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用										
51 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種の生活再建に係る被災者支援制度を周知・活用する。	・災害時の応急復旧や物資の提供等について、企業、団体、公共機関と災害時協定を締結している。	
	平成28年度の取組内容			・新たに群馬県LPガス協会との災害時応援協定を締結した。	平成28年度は2つの協定を締結。	引き続き実施した。	新たに6件の災害時応援協定を締結した。		・従前のとおり実施	上記を継続実施		
	平成29年度の取組内容			・新たに(株)ゼンリンとの災害時応援協定を締結した。	平成29年度は五つの協定を締結。	引き続き実施した。	新たに5件の災害時応援協定を締結した。		・従前のとおり実施	上記を継続実施		

概ね5年で実施する取組

(取組状況のフォローアップ)(内容表)

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象に追加となった市町

凡例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度
例	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度

[資料]取組事例に掲載している取組

赤文字の市町: 想定最大規模

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	28春日部市 取組	29羽生市 取組	30鴻巣市 取組	31深谷市 取組	32上尾市 取組	33草加市 取組	34越谷市 取組	35桶川市 取組	36久喜市 取組	37北本市 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組											
K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用											
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・可搬式排水ポンプを所有している。 ・操作方法は、毎年行われる操作講習会に参加し、修得を図っている。	・市内排水施設4箇所あり 排水ポンプあり	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を受けており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担っている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。	排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。	・国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・操作規則を職員の操作研修を実施している。	・排水施設については、操作規則等で運用している。 ・排水計画とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・排水施設あり。 ・排水資器材は、ポンプを保有している。	排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。
	平成28年度の取組内容	操作マニュアルに従った運用を行った。	・可搬式排水ポンプ1台を購入し、浸水箇所の排水を実施。	・市内排水施設4箇所あり 排水ポンプあり	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を受けており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担っている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。	・職員に対し排水機場等の操作研修を実施。	特段の取組なし	・平成28年度内容を継続して実施している。			
	平成29年度の取組内容	操作マニュアルに従った運用を行った。	・台風21号にて浸水箇所の排水を実施	・市内排水施設4箇所あり 排水ポンプあり	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を受けており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担っている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。	・職員に対し排水機場等の操作研修を実施。	特段の取組なし				
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度の取組内容	協議会において検討した。		未実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。			特段の取組なし			
	平成29年度の取組内容	協議会において検討した。	・協議会において作成を検討	未実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。		・引き続き検討していく。	特段の取組なし	・前述の内容を検討している。		
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度の取組内容			未実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。			特段の取組なし			
	平成29年度の取組内容		・協議会において実施を検討	未実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。		・引き続き検討していく。	適切な排水が出来るよう、月1回の排水施設の点検をかねた操作研修を実施した。	・前述の内容を検討している。		
M) BCP(業務継続計画)に関する事項											
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	平成26年に「春日部市業務継続計画(BCP)【地震編】」を策定。水害時においては、一部読み替えて利用する。今後水害に特化した業務継続計画策定について検討する。	・市のBCPを策定予定。【平成29年度】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】	事業継続計画を作成済み。必要に応じて見直しを行う。	水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・草加市業務継続計画を策定した。【平成26年度】 ・水害時における行政機能維持を目的としたBCPの策定を検討する。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「越谷市業務継続計画」を策定している。業務継続計画は、震災を想定しているが、水害時においても応用可能と考えている。	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	地震や新型インフルエンザ等に係るBCPについて策定済みである。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。
	平成28年度の取組内容	BCPの見直し修正を加えた。	地震に対応したBCPを策定。次年度以降に水害に対応したものを策定見込み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】	・事業継続計画を作成済み。			特段の取組なし	・業務継続計画を作成。		
	平成29年度の取組内容	BCPの見直しを行った。	・策定について、検討を継続中	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】	・事業継続計画を作成済み。		・引き続き検討していく。	越谷市業務継続計画(震災編)の改訂を実施した。	・業務継続計画の見直しを検討している。		
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	企業からBCP策定について相談があった場合には、埼玉県が行っているセミナー等の制度を案内していく。	現在、当市のBCPを策定中の為、策定完了後に企業等への支援も検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業から相談があれば対応する。	企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業から要望があれば、水害に対応した企業BCP策定支援を検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	企業からの要望に応じて対応予定	企業BCP策定支援を検討・実施する。
	平成28年度の取組内容	適宜対応を行った。		未実施	・企業から相談があれば対応する。			特段の取組なし			
	平成29年度の取組内容	適宜対応を行った。	・特になし。	未実施	・企業から相談があれば対応する。		・引き続き検討していく。	特段の取組なし	・前述の内容を引き続き検討予定としている。		
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用											
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。	・各種団体・企業と、食料品、衣料、日用品、燃料の供給、救援物資提供等に係る協定を締結している。 ・引き続き、団体等と食料品等の供給、救援物資提供等協力体制の強化を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・桶川市建設業協会と災害時の支援についての協定を締結している	・約30の民間企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。
	平成28年度の取組内容	引き続き実施した。	・特になし	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。			新規に緊急時応援協定を締結(5団体)協定締結先51団体と緊急時における応援協手に関する懇談会を実施		株式会社ランドワンスタジアムさいたま・栗橋店と洪水時における一時避難施設の使用に関する協定を締結。	
	平成29年度の取組内容	引き続き実施した。	・特になし。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。		・各種団体・企業と、物資の提供等に係る協定を締結した。	新規に緊急時応援協定を締結(14団体)	・総合防災訓練には、桶川市建設業協会にもご協力をいただいた。		

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

凡 例	概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度	[資料]取組事例に 掲載している取組
	星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	

赤文字の市町: 想定最大規模降雨の洪水浸水想定で対象

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	38八潮市 取組	39三郷市 取組	40蓮田市 取組	41幸手市 取組	42吉川市 取組	43白岡市 取組	44伊奈町 取組	45上里町 取組	46宮代町 取組	47杉戸町 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組											
K) 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用											
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・操作規則等に基づき各施設の操作運用を行っている。(ほぼ自動運転)	・市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。 ・三郷放水路については国交省が管理している。	・排水機場マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っているところであり、主要な施設については、担当職員に操作説明会を実施している。 ・道路冠水の恐れがある箇所については、地元住民に排水ポンプの稼働状況や水位について報告を行っているところである。	・倉松川及び大中落しへ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・一部ポンプ場にて操作規則あり。また、操作規則の無いポンプ場については排水施設設置時に河川への許可放流量に従い設置し、排水開始水位については近隣市との取り決めにより決定している。	・排水機場の操作マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っている。	・JR高崎線のアンダーパスに、排水ポンプを設置し運用している。	・排水機場の操作については、県との協定により規定されている。	・市内に排水機場あり。 ・操作、運用の取り決めについて策定していない。 ・操作規則を作成し、的確な洪水時の操作を実施していく。
	平成28年度の取組内容	2017年版排水施設緊急操作(点検)マニュアルを作成した。			・台風接近時には、各排水ポンプを稼働させ、また仮設ポンプの設置を行った。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。				同上	
	平成29年度の取組内容	(仮設)排水ポンプ車配置計画を策定した。		実施済。	・台風接近時には、各排水ポンプを稼働させ、また仮設ポンプの設置を行った。	同上					・排水機場の操作については、県との協定により規定されている。
L) 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成していく予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度の取組内容	実施に向けて検討した。				・対応なし				同上	
	平成29年度の取組内容	実施に向けて検討した。		引き続き検討する。		・対応なし					・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施する予定。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・計画作成後に訓練を実施し、計画を検証する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度の取組内容	実施に向けて検討した。				・対応なし				同上	
	平成29年度の取組内容	実施に向けて検討した。		引き続き検討する。		・対応なし					・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
M) BCP(業務継続計画)に関する事項											
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	特になし ・地震編は策定済みであるが、風水害編は未策定である。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「三郷市事業継続計画」を策定予定。【平成28年～】	・業務継続計画を策定済【平成27年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「幸手市事業継続計画」を策定。【平成25年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「吉川市業務継続計画(震災編)」を策定予定【平成28年度】 ・「吉川市業務継続計画(水害編)」の策定を検討【平成29年度～】	・平成29年度完成に向けて、作成の準備を進めている。	水害時において、役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「上里町業務継続計画」を策定。【平成25年2月】	・町役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「宮代町業務継続計画」を策定。【平成25年】	・役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・杉戸町業務継続計画(震災編)を策定している。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。
	平成28年度の取組内容	実施に向けて検討した。			・幸手市事業継続計画を策定してある。	・「吉川市業務継続計画(震災編)」を策定	・平成29年度第一四半期の計画完成を目指し、作成を進めている。			同上	
	平成29年度の取組内容	水害時のBCPを策定するため、庁内の事務内容について調査を行った。		策定済。		・「吉川市業務継続計画(震災編・水害編)」を策定	・白岡市業務継続計画(BCP)＜震災編＞を策定。	BCP見直しのための予算を確保。	・役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「宮代町業務継続計画」を策定。【平成25年】		
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業からの依頼があれば対応予定。	企業BCP策定支援を検討・実施する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検討する予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。
	平成28年度の取組内容					・対応なし				同上	
	平成29年度の取組内容	特になし		引き続き検討する。 企業からの支援要望等はない。		・対応なし			企業から要望があれば、水害に対応した企業BCP策定への支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	
N) 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用											
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・市内の建設業者他と協定締結済	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結しているが、今後も協定の充実へ努める。	・各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度の取組内容	継続して実施した。				・新たに団体・企業と災害時応援協定を締結した。	・埼玉土建宮代支部他、計5団体と災害時応援協定を締結した。			同上	
	平成29年度の取組内容	継続して実施した。		締結済		・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結した。			・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)(内容表)

概ね5年で実施する取組内容の更新
H28年度

概ね5年で実施する取組内容の更新
H29年度

(資料)取組事例に
掲載している取組

取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	48松伏町 取組	49野田市 取組	50柏市 取組	51流山市 取組	52我孫子市 取組	53足立区 取組	54葛飾区 取組	55江戸川区 取組	茨城県 取組	栃木県 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・排水ポンプ施設有り ・操作、運用の取り決めについて策定していない。 ・操作規則を作成し、的確な洪水時の操作を実施している。	・国交省から委託されている樋管の操作方法は操作規則により規定されている。 ・千葉県から委託されている排水機場の運転方法は運転規則により規定されている。	・国土交通省関東地方整備局と水門等操作委託契約を締結している。 ・利根川水系利根川下樋管操作要領により操作・運用の取り決めを行なっている。 ・排水資機材は保有していない。	・排水施設:流山排水機場、排水資機材:投げ込み式ポンプ2基 ・必要に応じて氾濫水を迅速に排水するための検討に取り組む【H29~】	・操作規則や運用マニュアル等を整備している。 ・金谷樋管については、国と操作委託契約を結んでおり、操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・内水氾濫が頻発しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。 ・FAIによる情報伝達により、排水機場や水門の稼働状況を把握している。	■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 ・葛飾区水元小合浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	・緊急時に備えた排水ポンプ車等の適切な配置と整備を河川管理者に求めている。	・排水ポンプ設置箇所に関する必要な情報の提供。	・県が管理する袖井木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	継続している	・国土交通省関東地方整備局と水門等操作委託契約の締結。 ・利根川水系利根川下樋管操作要領等により操作・運用の取り決めを履行した。	・利根川上流河川事務所と操作委託契約を締結し、金谷樋管の操作出水期は月2回、非出水期は月1回操作点検を実施した。	・利根川上流河川事務所と操作委託契約を締結し、金谷樋管の操作出水期は月2回、非出水期は月1回操作点検を実施した。	・道路閉鎖訓練を実施。 ・排水ポンプ操作訓練を実施。	・葛飾区水元小合浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	排水ポンプ車の1次集場所や配置場所の情報提供に協力する。	＜河川課＞ ・浸水想定区域図の見直しにより、ポンプ車の配置等に必要な浸水深等の資料を作成した。	・上記事項について、平成28年度も実施。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	変更なし	・国土交通省関東地方整備局と水門等操作委託契約の締結。 ・利根川水系利根川下樋管操作要領等により操作・運用の取り決めを履行した。	・利根川上流河川事務所と操作委託契約を締結し、金谷樋管の操作出水期は月2回、非出水期は月1回操作点検を実施した。	・道路閉鎖訓練を実施。 ・排水ポンプ操作訓練を実施。	・葛飾区水元小合浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	排水ポンプ車の1次集場所や配置場所の情報提供に協力する。	・上記事項について、平成29年度も実施。		
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・各関係機関、自治体と連携して排水計画(案)について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	検討中	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	検討していく	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において、緊急排水計画(案)を作成するか否かの結果により、訓練の必要性も踏まえ検討していく。	・必要に応じて排水訓練の実施について検討する。【H32】	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・各関係機関、自治体と連携した訓練実施について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	緊急排水計画(案)が策定され次第検討していく。	・緊急排水計画(案)の作成について検討中のため、訓練の実施についても引き続き検討していくこととした。	・排水訓練を引き続き実施。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	緊急排水計画(案)が策定され次第検討していく。	・緊急排水計画(案)の作成について検討中のため、訓練の実施についても引き続き検討していくこととした。	・排水訓練を引き続き実施。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・事業継続計画を策定している。	・業務継続計画(BCP)を策定している。【平成28年度】 ・水害時に行政機能を維持するためのBCPについて検討を行う。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・大規模災害を想定したBCPは作成済み。 ・水害BCP策定に向けた検討を行う。	・事業継続計画の策定を予定している。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討する。	・BCP(地震)を策定済み
	平成28年度の取組内容	継続して実施	水害時に行政機能を維持するためのBCPについて検討を行う	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	水害BCP策定に向けた検討を開始した。	・水害BCP策定に向けた検討を開始した。	・事業継続計画の策定を予定している。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討中。	・特になし
	平成29年度の取組内容	継続して実施	水害時に行政機能を維持するためのBCPについて検討を行う	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	・事業継続計画の策定について、検討を行った。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討中。
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援について検討を行う。	・水災害に対応した企業BCP策定支援の必要性を含め検討していく。	・企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業や団体向けの防災講演会等とおとし、BCP策定の重要性について啓発していく。	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。
	平成28年度の取組内容	今年度実施予定なし	水害に対応した企業BCP策定支援について検討を行う	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・事業者向けにBCP策定の啓発を含む防災講演会を実施した。	・上記事項について、平成28年度も実施。
	平成29年度の取組内容	今年度実施予定なし	水害に対応した企業BCP策定支援について検討を行う	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・引き続き検討していくこととした。	・事業者向けにBCP策定の啓発を含む防災講演会を実施した。	・上記事項について、平成29年度も実施。
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・民間事業者との協定数は25であり、主に救護物資や応急復旧活動の内容について定めており、災害発生時に緊急の必要がある場合に協定の民間事業者へ要請等を行う。【平成29年3月28日現在】	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・大規模災害時の救護物資の集配場所について、大学の体育館を借りるための協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度の取組内容	継続して実施	引き続き実施中。	・引き続き、協定を締結している。	・引き続き、協定を締結している。	救護物資の集配場所となる大学敷地において、市総合防災訓練を実施し連携を強化した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・民間企業等との災害時協力協定8協定追加。(全95協定)	・上記事項について、平成28年度も実施。	・上記事項について、平成28年度も実施。
	平成29年度の取組内容	継続して実施	引き続き実施中。	・引き続き、協定を締結している。	・引き続き、協定を締結している。	救護物資の集配場所となる大学または避難所となる学校において、毎年、市総合防災訓練を実施している。(平成29年度は、雨天により中止)	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・民間企業等との災害時協力協定5協定追加。(全100協定)	・上記事項について、平成29年度も実施。	・上記事項について、平成29年度も実施。

概ね5年で実施する取組 (取組状況のフォローアップ)

		概ね5年で実施する取組内容の更新 H28年度	概ね5年で実施する取組内容の更新 H29年度		
		星取表で評価が進んだ取組内容 H28年度	星取表で評価が進んだ取組内容 H29年度	〔資料〕取組事例に 掲載している取組	
取組項目	目標時期 (上段:概ね5年)	群馬県 取組	埼玉県 取組	千葉県 取組	東京都 取組
2)ソフト対策の主な取り組み					
46 ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家に近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・国と県で、排水機場にワートラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成28年度の取組内容	・出水期前の専門家点検と出水期中の専門家または操作者(県、市町、水利組合等)による点検を実施した。 ・操作の際は、操作規則に基づき実施した。 ・人家に近い箇所においては、アナウンスにより周知を行った。	・上記取組を実施	・実施無し	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成29年度の取組内容	・上記同様を実施	・上記取組を実施	・実施無し	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
47 ・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・邑楽東部第1排水機場(板倉町管理)と邑楽東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。 ・県減災対策協議会の中で必要性について検討する	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・協議会において、排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に向けて協力する。
	平成28年度の取組内容	未実施	・県減災対策協議会の設立準備	・特になし	・排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に協力している。
	平成29年度の取組内容	・邑楽館林地区における排水機場、環等の稼働状況を一体的に管理する統合監視システムを整備し、情報共有を図る。(H30出水期までに稼働予定)	・市町村からの要望に応じて排水施設等の情報提供を行い、市町村における計画策定の支援を行っている。	・特になし	・排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に協力している。
48 ・関係機関、自治体が連携した排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。
	平成28年度の取組内容	未実施	・河川事務所が開催している排水ポンプ車等の操作訓練に参加した。	・市町の排水訓練無し	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練が実施された場合、参加・協力を行っている。
	平成29年度の取組内容	・未実施	・河川事務所が開催している排水ポンプ車等の操作訓練に参加した。	・市町の排水訓練無し	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練が実施された場合、参加・協力を行っていく。 ・排水ポンプ車による排水訓練を実施。
49 ・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保・配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東茨城北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】	・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。	・災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最速で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた「東京都のBCP(事業継続計画)」を策定済み。
	平成28年度の取組内容	平成24年度に策定済み	・業務継続計画の見直しを行った。また、計画に基づく訓練を実施した。	・特になし	—
	平成29年度の取組内容	平成24年度に策定済み	・業務継続計画に基づく訓練を実施した。	・特になし	—
50 ・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、公社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。	・BCP策定支援事業を実施し、普及啓発セミナー、策定支援講座、専門家派遣、フォローアップセミナー等を行うことで都内中小企業のBCP策定を支援している。
	平成28年度の取組内容	・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催した。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行った。	(公財)埼玉県産業振興公社と連携した事業継続計画(BCP)策定の支援 ・セミナーの開催 2回	・特になし	—
	平成29年度の取組内容	・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催した。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行った。	(公財)埼玉県産業振興公社と連携した事業継続計画(BCP)策定の支援 ・セミナーの開催 2回	・特になし	—
51 ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度の取組内容	県の災害対応力の更なる強化を図るため災害時の応援協定について5つの民間企業等と締結した。	新たに企業・団体等と協定を締結するとともに、既存の協定締結先とも会議等を通して顔の見える関係を築くことで、連携体制を強化した。	・継続実施	—
	平成29年度の取組内容	県の災害対応力の更なる強化を図るため災害時の応援協定について2つの民間企業等と締結した。	・上記取組を実施	・継続実施	—